

柏崎刈羽原子力発電所5号機
新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る
点検・評価計画書
(改訂2)

平成21年10月8日
東京電力株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 点検・評価の計画の策定	1
2.1. 点検・評価の位置付け	1
2.2. 点検・評価に関する基本的な考え方	1
2.2.1 機器レベルの点検・評価	1
2.2.2 系統レベルの点検・評価	2
2.3. 参照法令・規格基準等	4
3. 機器レベルの点検・評価	5
3.1. 設備点検	6
3.1.1 点検対象設備	6
3.1.2 点検方法策定にあたっての基本的考え方	6
3.1.3 点検方法の策定	6
3.1.4 安全管理	10
3.2. 地震応答解析	11
3.2.1 解析対象設備	11
3.2.2 解析方法	11
3.3. 総合評価	17
3.3.1 設備点検で異常が確認されなかった場合	17
3.3.2 設備点検で異常が確認された場合	18
4. 系統レベルの点検・評価	19
4.1. 対象系統	20
4.2. 試験方法の策定	20
4.3. 系統健全性の評価	23
5. 記録	24
6. 点検・評価の体制	24
7. スケジュール	25
8. 添付資料	25

1. はじめに

本計画書は、「新潟県中越沖地震を受けた柏崎刈羽原子力発電所の設備の健全性に係る点検・評価計画について（経済産業省 平成19・11・06 原院第2号 平成19年11月9日）」を受け、柏崎刈羽原子力発電所5号機における点検・評価の計画を纏めたものである。

2. 点検・評価の計画の策定

2.1. 点検・評価の位置付け

当社においては、これまで、新潟県中越沖地震（以下、「本地震」という）後の設備点検として、耐震設計に関する知見を有する技術者による目視点検や安全上重要な機器に対する機能確認試験等を実施し、冷温停止状態が安全に維持可能であることを確認している。

今回の点検・評価の位置付けは、

- 既に確認されている設備の損傷、本地震後の機器の運転状況を踏まえつつ、個別の設備（機器レベル）の損傷の有無、損傷の程度、原因について確認を行うこと
- 機器レベルの健全性が確認された後に、系統レベルの健全性を確認し、系統に要求される機能が正常に発揮されることを確認すること
- 今回の点検以降に計画・実施する、原子炉の蒸気を発生することが可能となった時期以降に行う性能確認試験等に先立ち、地震による設備への影響を確認すること

である。

2.2. 点検・評価に関する基本的な考え方

2.2.1 機器レベルの点検・評価

機器レベルの点検・評価とは、設備点検、地震応答解析による評価および両者の結果を踏まえた設備健全性の総合評価をいう。

設備点検では、各設備の特徴に応じて各設備が受けた地震による影響を、点検・試験等によって確認し、地震応答解析では、本地震の観測波にもとづく各設備の解析的な評価を実施する。

設備点検は、各設備に共通的に実施する目視点検、作動試験等の基本点検、および基本点検の結果や地震応答解析結果等に応じて実施する分解点検、非破壊試験等の追加点検からなる。

機器レベルの点検・評価に関する基本的な考え方は以下のとおり。（図-2.1 参照）

- ・ 原子炉安全上重要な設備については、基本点検とあわせて地震応答解析を実施し、さらに、基本点検において異常が確認された設備および地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備については追加点検を実施する。
- ・ その他の設備については、設備点検を主体に実施し、基本点検において異常が確認された設備に対し追加点検を実施する。
- ・ 設備点検および地震応答解析による評価の両者の結果を踏まえ、設備健全性の総合評価を行う。

2.2.2 系統レベルの点検・評価

系統レベルの点検・評価とは、系統レベルの健全性を確認する試験（以下、「系統機能試験」という）および系統レベルの健全性の評価（以下、「系統健全性の評価」という）をいう。

系統機能試験では、系統の運転等によって、インターロック、警報の作動、弁の作動、系統流量等の状況を確認し、系統健全性の評価では、系統機能試験の結果から、系統全体の機能が正常に発揮されることを総合的に評価する。

なお、系統機能試験は、試験に係わる設備の健全性が、機器レベルの点検・評価によって確認された後に実施する（図-2.1 参照）。

機器レベルの点検・評価の範囲

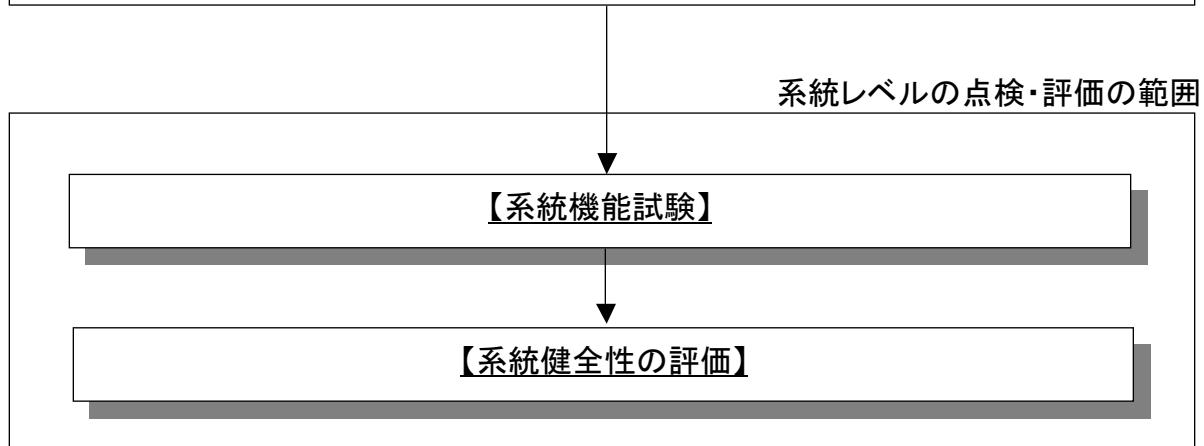
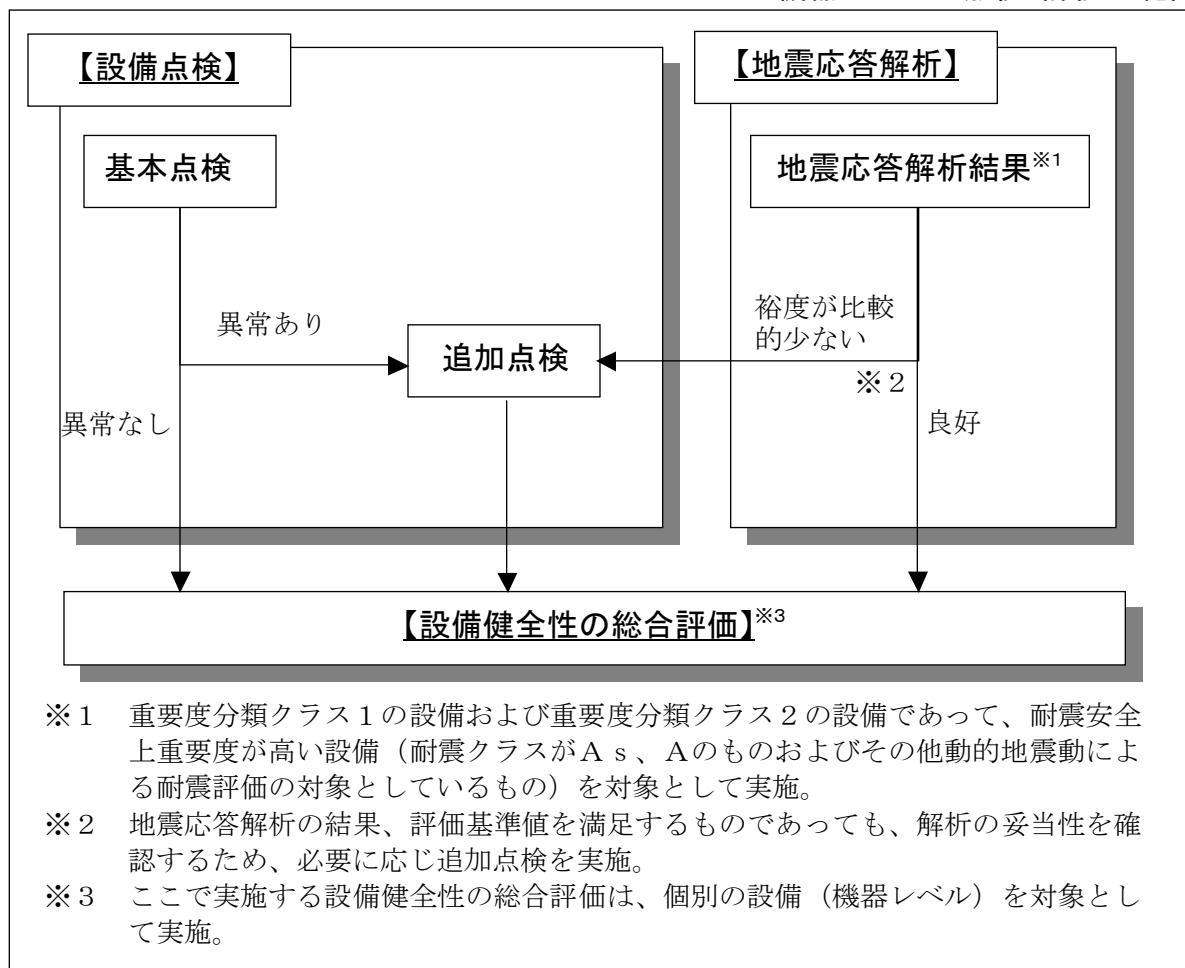


図-2.1 点検・評価の全体フロー

2.3. 参照法令・規格基準等

今回の点検計画の策定は、柏崎刈羽原子力発電所5号機における、保守管理の一環として実施する観点から、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定にて適用している「日本電気協会 原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2003)」および「日本電気協会 保守管理規程 (JEAC4209-2003)」に基づき実施する。

また、点検・評価にあたって参考する法令・規格基準等については以下のとおり。

- ・ 電気事業法
- ・ 電気工作物の接続に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する構造等の技術基準
- ・ 日本工業規格 (JIS)
- ・ 電気学会電気規格調査会規格 (JEC)
- ・ 日本電機工業会規格 (JEM)
- ・ 日本電気協会電気技術規程 (JEAC)
- ・ 日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格
- ・ 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
- ・ 日本電気協会軽水型原子力発電所の運転保守指針 (JEAG4803)
- ・ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
- ・ 日本電気協会原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601) 等

3. 機器レベルの点検・評価

- 3. 1 設備点検**
- 3. 2 地震応答解析**
- 3. 3 総合評価**

3.1. 設備点検

3.1.1 点検対象設備

電気事業法にもとづく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある全ての設備とする（添付資料-1 参照）。また、耐震上、考慮している支持構造物等については、工事計画書に記載がない場合も点検対象とする。

なお、以下の場合は、代表設備または代表部位による点検を実施できるものとする。

- ・ 同一の設備が複数存在する場合は、地震応答の観点から、点検対象設備を選定する。
- ・ 配管系のように類似設備が多数存在する場合は、設計時の余裕度（算出値と許容値の余裕度等）、仕様、使用条件等を考慮して点検対象設備を選定する。

3.1.2 点検方法策定にあたっての基本的考え方

点検方法の策定にあたっては、以下を考慮して策定する。

- ① 各設備の種類、設置方法等から地震時に想定される損傷の形態を分析し、点検手法に反映させる。
- ② 安全上重要な機能を有する動的機器、計装系、安全保護系等については、機能確認試験を点検方法に盛り込むこと。
- ③ 現場における点検によって十分に健全性が証明できないと考えられる場合は、適宜モックアップ試験等の実施を検討すること。
- ④ 作業員被ばく低減、人身安全等の観点から点検が困難な場合は、合理的な点検を策定すること。

3.1.3 点検方法の策定

(1) 点検対象設備の分類

点検方法を策定するにあたり、原子力発電所耐震設計技術指針における機種分類を参考に、点検対象設備を地震による機能・構造への影響が類似していると考えられる機種に分類する。（表-3.1 参照）

表-3.1 点検対象設備分類一覧

動的機器	静的機器
1) 立形ポンプ	21) 原子炉圧力容器および付属機器
2) 横形ポンプ	22) 炉内構造物
3) 往復動式ポンプ	23) 配管
4) ポンプ駆動用タービン	24) 燃料ラック類
5) 電動機	25) 熱交換器
6) ファン	26) 復水器、給水加熱器、湿分分離器
7) 冷凍機	27) プールライニング
8) 空気圧縮機	28) 変圧器
9) 弁	29) 蓄電池
10) ダンパ	30) 遮断器
11) 非常用ディーゼル発電機	31) 計器、継電器、調整器、検出器、変換器
12) 制御棒	32) 原子炉格納容器および付属機器
13) 制御棒駆動機構	33) アキュムレータ
14) 主タービン	34) ろ過脱塩器
15) 発電機	35) ストレーナ、フィルタ
16) 再循環ポンプ	36) 空気抽出器
17) 燃料取替機	37) 除湿塔
18) クレーン	38) タンク
19) M-G セット流体継手	39) 計装ラック
20) 固化装置 ^注	40) 制御盤・電源盤
	41) 空調ダクト
	42) 燃料体（燃料集合体およびチャンネルボックス）
	43) 再結合装置
	44) 電気ヒータ
	45) ボイラ
	46) 特殊フィルタ
	47) 焼却装置

注) 固化装置は、これまで使用しておらず、今後も使用する見込みがないことから点検対象外とする。

※ 原子炉建屋等の建物・構築物については、その構造特性に応じた点検および構造評価を行うこととする。

(2)各機種における点検方法

各設備が本地震を受けたことを考慮し、地震の影響が及ぶ可能性のある部位に着目した点検を行う必要がある。そこで、各機種ごとに要求機能の整理と、各部位への地震による損傷要因の想定を行ったうえで、要求機能の喪失に至る各部位の損傷形態を整理し、それぞれの損傷形態に応じた点検手法を選定する。

各機種ごとに基本点検および追加点検の手法は異なるが、運転状態の確認による点検が有効な動的機器、構造強度の確認が主体となる静的機器、一般に地震による影響が考慮され、各機種全般にわたる共通的な確認が必要な支持構造物等について、基本点検、追加点検の概要を整理すると下記のとおりとなる。

a. 動的機器

動的機器は、回転、開閉等の機能が要求されており、地震力による軸受等の損傷が想定されるが、これらの兆候の確認には、外観の確認や機器の運転状態における性能低下、振動等の確認が有効であると考えられるため、目視点検、作動試験を主体とした基本点検を実施する。

さらに、地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備の他、以下の設備については追加点検として分解点検を行う。

- ・ 基本点検の結果、異常が確認された設備
- ・ 地震後の運転状況、運転データから分解点検を実施することが望ましいと判断した設備
- ・ 駆動源が蒸気である等の理由により、停止中に作動試験の実施が困難な設備

なお、作動試験等からは確認困難な、機能上影響のない微細なきず等についても念のために把握するとの観点から、各機種毎に適切な代表設備を選定して分解点検を実施することも考慮する。

b. 静的機器

配管、熱交換器等には耐圧、強度等の機能が要求されており、地震力による変形、割れ等の発生が想定されるが、これらの確認には、外観の確認や通水状態における漏えい等が有効であると考えられるため、目視点検、漏えい試験を主体とした基本点検を実施する。

燃料体（燃料集合体およびチャンネルボックス）は、制御棒挿入性の確保（チャンネルボックス）、崩壊熱除去可能な形状の維持（燃料被覆管）が要求されており、地震力による変形等の発生が想定されるが、これらの確認には、外観の確認等が有効であると考えられるため、目視点検を主体とした基本点検を実施する。

また、計器、遮断器等の電気計装機器には機器性能の健全性が要求されており、地震力による機器本体の損傷や機能不全が想定されるが、これらの確認には、目視点検や絶縁抵抗測定、機能確認試験等が有効であると考えられるため、これらを主体とした基本点検を実施する。

さらに、地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備の他、基本点検の結果、異常が確認された設備については、追加点検として非破壊試験、寸法確認等を行う。

c. 支持構造物等

耐震上、考慮している支持構造物等は、主に機器基礎部、支持脚、静的レストレイント、動的レストレイント等から構成され、これらには、構造、強度等の機能が要求されている。地震力により支持構造物本体の変形等やコンクリート定着部等の損傷（基礎ボルトの損傷、コンクリートのひび割れ等）が想定されるが、これらの確認には、変形や移動痕等に対する外観上の確認が有効であると考えられるため、目視点検を主体とした基本点検を実施する。

さらに、地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備の他、基本点検の結果、異常が確認された設備については、追加点検として非破壊試験、表面検査等を行う。なお、動的レストレイントについては走行試験もしくは分解点検を行う。

d. その他

- ・基本点検の実施が困難な設備については、当該設備の追加点検、類似仕様の他設備の基本点検または追加点検結果、ないしは地震応答解析結果等を以て代替点検とする。
- ・これまでに確認されている設備の損傷その他の不具合事例を踏まえて、適切な点検手法を策定する。
- ・本計画に則り得られる点検の結果および知見については、今後、策定する他の号機の点検・評価計画に適切に反映する。

(3)評価方法

設備点検の手順および判定基準については、原則として、これまでの保守点検等において用いられる規格・指針等（表-3.2 参照）を準用して策定するが、準用が困難である場合には技術的に妥当であると確認されたものを採用するなど、各点検対象設備ごとに手順および判定基準を適切に策定する。

表-3.2 各点検・評価方法の判定基準例一覧

検査手法	手順および判定基準		
目視点検	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT-3	等	
漏えい試験	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT-2	等	
作動試験	・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準 ・軽水型原子力発電所の運転保守指針（JEAC4803-1999）	等	
絶縁抵抗測定	・電気設備に関する技術基準を定める省令	等	
機能確認試験	・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準	等	
分解点検	・定期事業者検査等の分解検査における手順および判定基準	等	

3.1.4 安全管理

安全上重要な設備の点検にあたっては、マニュアル等（店所業務取扱文書「原子力プラント停止時の安全管理要領」等）を遵守して事前に他系統の運転状況、インターロックその他の安全機能のチェックを確実に実施し、原子力安全の確保を確実にする。

3.2. 地震応答解析

3.2.1 解析対象設備

重要度分類クラス1の設備および重要度分類クラス2の設備であって、耐震安全上重要度が高い設備（耐震クラスがA_s、Aのものおよびその他動的地震動による耐震評価の対象としているもの）について地震応答解析を実施する。評価にあたり、下記の観点から解析対象設備を選定する。

- 同一の設備が複数存在する場合は、据付床の床応答等を考慮して解析対象設備を選定する。
- 配管系のように類似設備が多数存在する場合は、設計時の余裕度（算出値と許容値の余裕度等）、仕様、使用条件等を考慮して解析対象設備を選定する。

3.2.2 解析方法

(1) 地震応答解析の概要

本地震に対する設備の地震応答解析は、地震時に観測した水平方向および鉛直方向の地震記録を用いた動的解析によることを基本とし、機器・配管系の応答性状を適切に表現できるモデルを設定した上で応答解析を行い、その結果求められた応力値、または応答加速度をもとに評価する。

原子炉建屋内の大型機器である原子炉格納容器、原子炉圧力容器および炉内構造物等の評価にあたっては、水平地震動と鉛直地震動による建屋・機器連成応答解析を行う。また、それ以外の機器・配管系の評価については、当該設備の据付床の水平方向および鉛直方向それぞれの床応答を用いた応答解析等を行う。

地震応答解析においては、設備の構造強度評価および動的機能維持評価を行う。

構造強度評価に際しては、設備の評価部位として、地震力の影響が大きいと考えられる部位（固定部等）、設計時の評価にて余裕度の小さい部位（許容値に対して算出値が厳しい部位）を選定する。

動的機能維持評価に際しては、地震時に動的機能が要求される動的機器を選定する。また、選定した動的機器の据付床における応答加速度と機能確認済加速度との比較を基本として動的機能維持評価を行う。

(2) 地震応答解析に用いる建屋応答加速度

本地震が観測された階については観測記録を用い、それ以外の階については、観測記録をもとに建屋応答解析で算出された建屋応答加速度を用いる。建屋応答加速度は、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会にて確認された値を用いる。

なお、建設時の床応答スペクトルの作成においては、建屋の地震応答の不確かさ（地盤物性、建屋剛性、地盤ばね定数の算出式および減衰定数、模擬地震波の位相特性等）を考慮して拡幅が行われるが、本評価では、観測記録、または観測記録にもとづく建屋応答解析による応答加速度を用いるため拡幅は行わない。

(3) 構造強度評価の方法

地震応答解析のうち構造強度評価は、設計時と同等の評価（スペクトルモーダル解析法等）を実施することを基本とするが、規格基準の範疇で評価の合理化を行うことも考慮する。また、余裕度の大きな設備については、簡易評価（応答倍率法等）の結果を算出値とする。評価の手順を図3-1に示す。

なお、疲労による影響が比較的大きいと考えられる設備については、構造強度評価にあわせて疲労評価も実施する。

a. 簡易評価(応答倍率法による評価)

大型機器である原子炉格納容器、原子炉圧力容器および炉内構造物等については、観測記録にもとづく地震力（加速度、せん断力、モーメント、軸力）と設計時における地震力との比を求め、設計時の応力に乘じることにより算出値を求め、評価基準値と比較する。

また、それ以外の機器については、本地震の観測記録にもとづく床の最大応答加速度と設計時における床の最大応答加速度の比、またはそれぞれの床応答スペクトルの比を求め、設計時の応力に乘じることにより算出値を求め、評価基準値と比較する。

b. 設計時と同等の評価

簡易評価（応答倍率法等）により、評価基準値を満足しない設備については、設計時と同等の評価を行い算出値を求め、評価基準値と比較する。

配管系は、スペクトルモーダル解析法による評価を行い算出値を求め、評価基準値と比較する。

なお、必要に応じて下記の条件を考慮する。

- ・燃料装荷の有無等、運転状態を考慮した条件の適用
- ・これまでの試験、研究等により妥当性が確認された評価手法、評価パラメータの適用
- ・床応答加速度の方向成分（NS/EW）を考慮
- ・解析モデルの精緻化

c. 詳細評価

「b. 設計時と同等の評価」にて評価基準値を満足できない場合には、より現実に近い応答が得られるよう、解析モデルへの有限要素法の適用、時刻歴解析の採用、減衰定数の見直し等、規格基準の範疇で評価の合理化を行う。

d. 評価基準値

構造強度評価の評価基準値は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-補・1984、JEAG4601-1987、JEAG4601-1991 追補版」に規定される許容応力状態ⅢASにおける許容応力を用いる。

許容応力は、設計時に用いられた値を基本とするが、運転状態における温度を考慮して値を設定することも考慮する。

（4）動的機能維持の評価方法

動的機能維持に関する評価は、地震観測記録にもとづき評価対象設備の応答加速度を求め、その加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。なお、機能確認済加速度とは、立形ポンプ、横形ポンプ、およびポンプ駆動用タービン等、機種ごとに試験あるいは解析により、動的機能維持

が確認された加速度である。

機能確認済加速度は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991
追補版」に準拠するとともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。

制御棒の地震時挿入性（制御棒およびチャンネルボックスの健全性）については、地震観測記録にもとづく燃料集合体の相対変位を求め、その相対変位が、試験により挿入性が確認された相対変位以下であることを確認する。

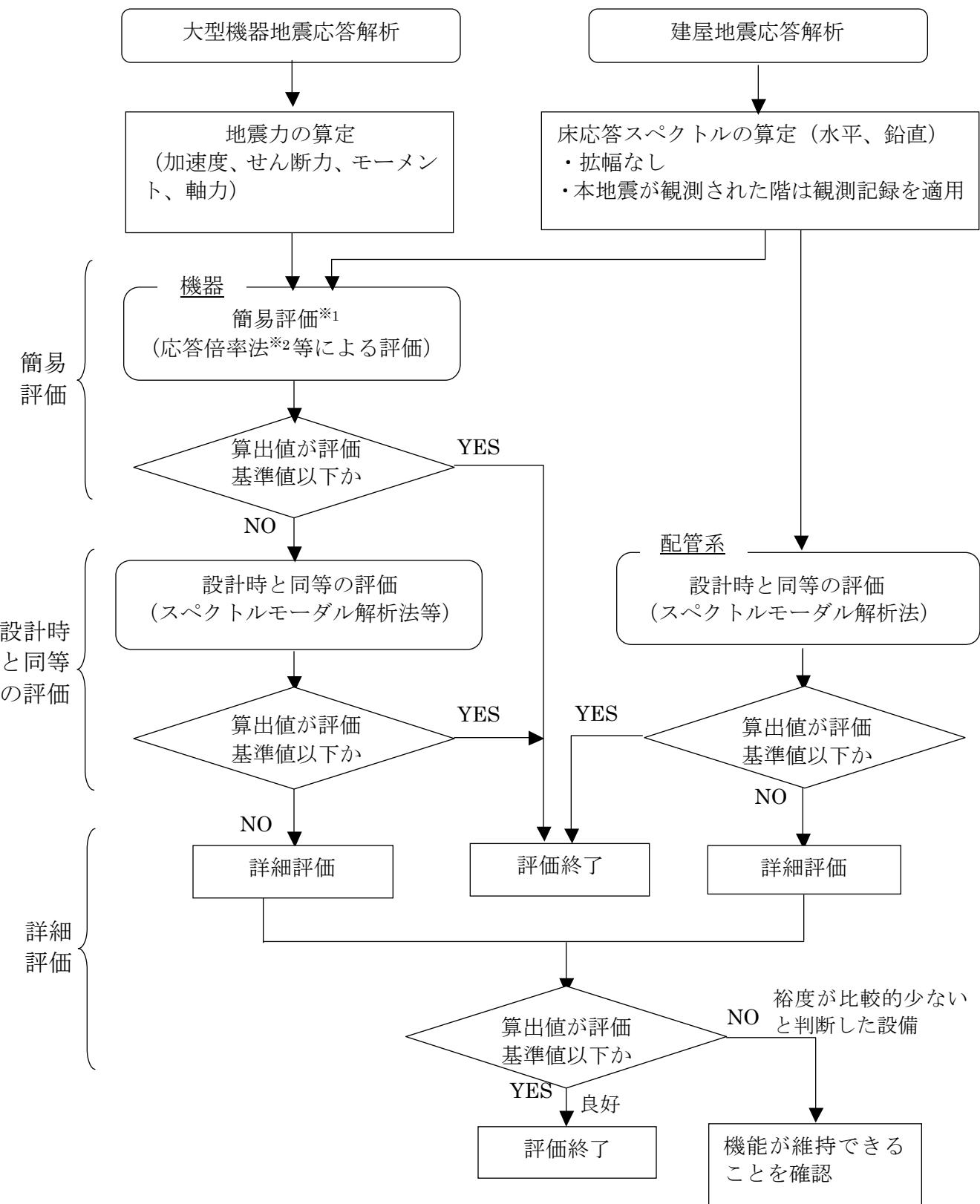


図 3-1 地震応答解析の手順

※ 応答倍率法による評価

地震観測記録にもとづく地震力による算出値は、以下の方法で求める。

- ① 地震観測記録にもとづく = 設計時の応力 × 応答比
地震力による算出値 (地震および地震以外による応力)
- ② 地震観測記録にもとづく = 設計時の応力 + 設計時の応力 × 応答比
地震力による算出値 (地震以外による応力) (地震による応力)

上記の応答比は以下による。

- (a) 原子炉圧力容器や炉内構造物等、算出値を求めるにあたり、加速度、せん断力、モーメント、軸力を用いる機器

応答比 1 : 地震観測記録にもとづく地震力と設計時の地震力との比 (加速度、せん断力、モーメント、軸力毎に応答比を算定)

- (b) ポンプの基礎ボルト等、算出値を求めるにあたり、水平加速度、鉛直加速度を用いる機器

応答比 2 : 地震観測記録にもとづく水平加速度と鉛直加速度の二乗和平方根と設計時の水平加速度と鉛直加速度の二乗和平方根との比

3.3. 総合評価

設備点検および地震応答解析による評価の両者の結果を踏まえ、設備健全性の総合評価を行う。基本的な考え方は、以下のように設備点検で異常が確認されなかった場合と異常が確認された場合に分けて評価を実施する。

3.3.1 設備点検で異常が確認されなかった場合

(1) 構造強度評価

① 設備点検結果が良好で、かつ、地震応答解析において評価基準を満足する設備については、設備健全性を満足するものと評価する。

② 設備点検結果が良好にもかかわらず、地震応答解析において評価基準を満足しないとの結果が得られた設備については、

- ・ 地震応答解析がなお余裕度を有している可能性、ないしは、
- ・ 実施可能な設備点検手法によっては地震による設備への微小な影響が把握できない可能性

を考慮し、モックアップ試験、構造強度解析の合理化（規格基準の範疇に対し、より現実的な計算結果を与える合理的解析の実施）等により当該設備が十分な構造強度を有することが確認できる場合には、設備健全性を満足するものと評価する。

なお、当該設備の補修、補強または取替を実施する場合には、この限りではない。

表-3.3 設備強度に関する総合評価(解析-点検)

		設備点検：問題なし
地震応答解析 規格基準の範 疇での評価	①算出値 $< III_{AS}$	評価終了 (損傷はなく算出値は III_{AS} 以内)
	②算出値 $> III_{AS}$	・モックアップ試験等 ・追加評価（規格基準の範疇に対し、より現実的な計算結果を与える合理的解析の実施）

(2) 動的機能維持評価

動的機能維持に関する総合評価は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601－1991 追補版」に準拠し、下記のように実施する。

- ① 設備点検（分解点検、作動試験等）結果が良好で、かつ、応答加速度が機能確認済加速度を満足する設備については、設備健全性を満足するものと評価する。
- ② 応答加速度が機能確認済加速度を満足しない場合、基本点検（目視試験、作動試験）に加え、前述のように追加点検（分解点検）を実施する。損傷箇所が確認されない場合、当該設備は機能確認済加速度を超えて機能維持が可能であると考え、設備は健全性を有しているものと評価する。

表-3.4 動的機能維持に関する総合評価(解析-点検)

		設備点検：問題なし
地震応答解析	①応答加速度 <機能確認済加速度	評価終了
設備の応答加速度を算定し、機能確認済加速度と比較	②応答加速度 >機能確認済加速度	・追加点検（分解点検）を実施し、損傷箇所が確認されない場合、評価基準である機能確認済加速度が余裕度を有しているものと評価

3.3.2 設備点検で異常が確認された場合

(1) 構造強度評価

設備点検結果が良好ではない設備については、損傷原因の究明を行うとともに補修、補強、取替ないしは、損傷の設備健全性に与える影響の検討等の対策を講じる。

(2) 動的機能維持評価

設備点検（作動試験、分解点検等）において異常が認められた場合には、原因の究明を実施するとともに、破損箇所があれば補修、補強または取替を実施する。

4. 系統レベルの点検・評価

- 4. 1 対象系統**
- 4. 2 試験方法の策定**
- 4. 3 系統健全性の評価**

4.1. 対象系統

対象系統は電気事業法に基づく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある全ての系統とする（表-4.1 参照）。

4.2. 試験方法の策定

(1) 実施する試験

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」にて要求される系統機能を確認するため、電気事業法第55条に基づく定期事業者検査の項目のうち、系統の機能を確認する検査項目（添付資料-2 参照）を系統機能試験として実施する（表-4.1 参照）。

(2) 試験方法

系統機能試験は、検出器等の模擬作動信号あるいは手動によって系統を作動（模擬作動を含む）させ、

- ・ 論理回路の作動状況（警報表示、遮断器の作動等）
- ・ 機器の実作動状況（中操ランプ表示、現場開度計、ポンプ作動時間、弁作動時間）
- ・ 系統流量
- ・ 漏えい率

など、系統の状態を確認するためのパラメータを確認する。なお、それぞれの試験の具体的な試験方法（手順、判定基準等）については、定期事業者検査にて実施される方法を用いる。

また、地震影響に特に注意する観点から、以下の項目については重点的に確認する（添付資料-3 参照）。

a. 試験実施前の前提条件の確認

系統機能試験実施前の前提条件の確認として、試験に係わる設備の健全性が、機器レベルの点検・評価によって確認されていること及び系統機能試験に関連する定期事業者検査が完了していることを確認し、系統機能試験時に実作動の状態を確認しない論理回路確認等について、定期事業者検査の記録を個別に確認する。

b. インターロックから実作動までの一連の作動状態の確認

インターロックから実作動までの一連の作動試験となる検査については、以下の実作動の状態を確認する。

- ① 弁の開度・作動状態
- ② ポンプ・ファンの作動状態
- ③ その他の作動機器の状態

なお、試験項目に応じて、現場での確認を実施し、確認が困難なものにあっては、測定値等により確認する。また、これらの確認においては振動診断等も活用し実施する。

c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認

設備点検で異常が確認された設備は、系統機能試験前に健全であることを確認するが、系統機能試験時に当該設備が作動する場合は、異常の内容を考慮し、復旧状態が健全であることを重点的に確認できる確認項目を定め、これを確認する。

d. 前回の試験結果(地震前)との比較

今回の試験結果については、判定基準を満たしていることに加え、前回の試験結果（地震前）との比較を行い、評価する。

表-4.1 系統機能試験一覧

対象系統	系統機能試験
(1) 原子炉本体	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉停止余裕試験^{*1}
(2) 原子炉冷却系統設備	<ul style="list-style-type: none"> 主蒸気隔離弁機能試験 非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却系機能試験 自動減圧系機能試験 タービンバイパス弁機能試験 給水ポンプ機能試験
(3) 計測制御系統設備	<ul style="list-style-type: none"> 制御棒駆動系機能試験^{*1} ほう酸水注入系機能試験 原子炉保護系インターロック機能試験 計装用圧縮空気系機能試験 制御棒駆動機構機能試験^{*1} 選択制御棒挿入機能試験^{*1}
(4) 燃料設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋天井クレーン機能試験
(5) 放射線管理設備	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ガス処理系機能試験 中央制御室非常用循環系機能試験
(6) 廃棄設備	<ul style="list-style-type: none"> 液体廃棄物処理系機能試験 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験（その1） 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験（その2） 固体廃棄物処理系焼却炉機能試験
(7) 原子炉格納施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器漏えい率試験^{*1} 原子炉格納容器隔離弁機能試験 可燃性ガス濃度制御系機能試験 原子炉格納容器スプレイ系機能試験 原子炉建屋気密性能試験 主蒸気隔離弁機能試験
(8) 非常用予備発電装置	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却系機能試験 非常用ディーゼル発電機定格容量確認試験 直流電源系機能試験
(9) 電気設備	対象なし ^{*2}
(10) 蒸気タービン	対象なし ^{*2}
(11) 補助ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> 補助ボイラー試運転試験（その1） 補助ボイラー試運転試験（その2）

※1 燃料装荷状態で実施する試験

※2 原子炉の蒸気発生以前に実施する試験はなし

4.3. 系統健全性の評価

系統機能試験の結果を踏まえ、系統健全性の評価を行う。

系統機能試験において判定基準を満足する場合は、系統機能が正常に発揮されているものと評価する。

系統機能試験で異常が確認された場合は、原因の究明を行うと共に、必要に応じた対策を講じ、再度系統機能試験を行う。

5. 記録

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の原子炉施設の保守管理記録に基づき、点検・評価の実施記録、評価の結果等を記録し、当該記録の保存期間は、保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後五年が経過するまでの期間とする。

6. 点検・評価の体制

点検・評価の体制については以下のとおり。

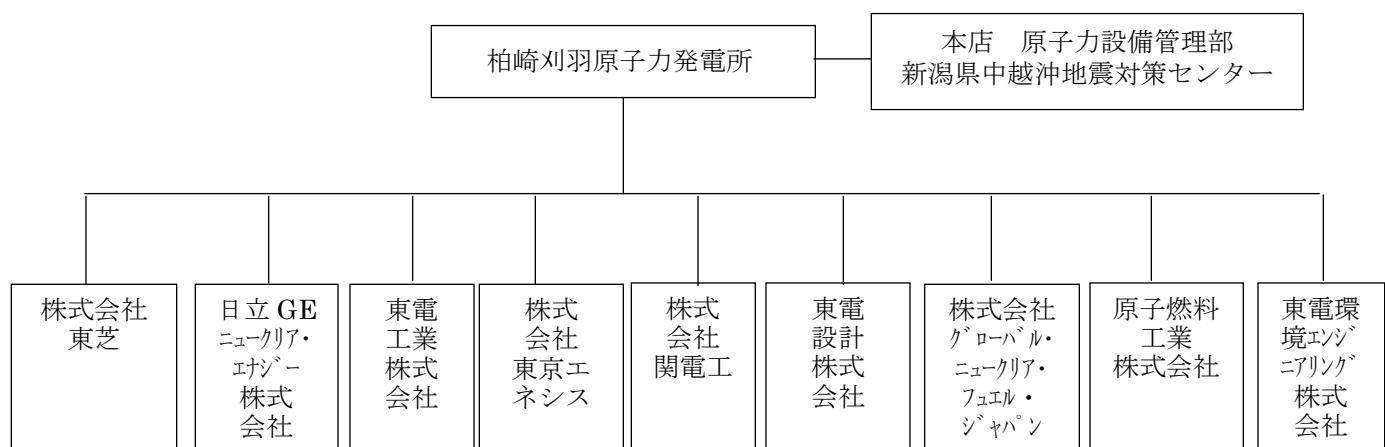


図 6-1 点検・評価体制

点検・解析の実施者の力量管理については以下のとおりとする。

- ・ 非破壊検査作業等の有資格作業等については、必要となる有資格者を配置する。
- ・ 目視点検については、以下に留意した人員配置を行う。
 - NDIS 3413 「非破壊試験技術者の視力及び色覚の試験方法」にて準用される、JIS Z 2305 「非破壊検査－技術者の資格及び認証」にて非破壊検査員に要求される近方視力の確認を行う等、視力に問題のない者を配置すること。
 - 業務経験年数等、適切な力量を有する者を配置すること。
 - 必要に応じ、地震によって影響を受け破損しやすい箇所等を把握可能な設計者に意見を求めることが可能な体制とすること。
- ・ 系統機能試験については、検査に関する教育を受けたもの等、定期事業者検査における人員配置で実施する。

7. スケジュール

全体の工程については、以下のとおりとする。

実施内容	平成 20 年				平成 21 年			
	3月	4月	5月	8月	9月	10月	11月	
1. 機器レベルの点検・評価								
(1) 設備点検								※1
(2) 地震応答解析								
(3) 設備健全性に係る総合評価								※1
2. 系統レベルの点検・評価								
(1) 系統機能試験								
(2) 系統健全性の評価								

※1 設備点検の未実施分（漏えい確認等）

図 7-1 概略スケジュール

なお、当該工程は現時点におけるものであり、点検・評価等の進捗等により変更する可能性がある。

8. 添付資料

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所 5 号機 点検・評価対象機器一覧
- (2) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令 62 号) の要求についての整理表
- (3) 系統機能試験における試験方法一覧

添付資料-1

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉本体	原子炉本体	原子炉圧力容器	B11-D003	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
	圧力容器内部構造物	蒸気乾燥器 ①蒸気乾燥器ユニット ②蒸気乾燥器ハウジング	-	-	炉内構造物	クラス3	A
		シュラウドヘッド	-	-	炉内構造物	クラス3	A
		気水分離器及びスタンドパイプ	-	-	炉内構造物	クラス3	A
		給水スパージャ	-	-	炉内構造物	クラス3	A
		高圧炉心スプレイスパージャ	-	-	炉内構造物	クラス1	A
		低圧炉心スプレイスパージャ	-	-	炉内構造物	クラス1	A
		ジェットポンプ	-	-	炉内構造物	クラス1	A
		残留熱除去系配管 (原子炉圧力容器内部)	-	-	炉内構造物	クラス1	A
		高圧炉心スプレイ系配管 (原子炉圧力容器内部)	-	-	炉内構造物	クラス1	A
		低圧炉心スプレイ系配管 (原子炉圧力容器内部)	-	-	炉内構造物	クラス1	A
	差圧検出／ほう酸水注入系配管(原子炉圧力容器内部)	-	-	炉内構造物	クラス1	A	
	中性子束計測案内管	-	-	炉内構造物	クラス1	A	
	圧力容器付属構造物	原子炉格納容器スタビライザ	-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
原子炉圧力容器基礎ボルト		-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As	
原子炉圧力容器スタビライザ		-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As	
制御棒駆動機構ハウジング支持金具		-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As	
中性子束計測ハウジング		-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As	
ジェットポンプ計測管貫通部シール		-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As	
制御棒駆動機構ハウジング		-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As	
炉心支持構造物	差圧検出・ほう酸水注入系配管(ティよりN11ノズルまでの外管)	-	-	炉内構造物	クラス1	As	
	炉心シュラウド	-	-	炉内構造物	クラス1	As	
	シュラウドサポート	-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As	
	上部格子板	-	-	炉内構造物	クラス1	As	
	炉心支持板	-	-	炉内構造物	クラス1	As	
	燃料支持金具 ①中央燃料支持金具 ②周辺燃料支持金具	-	-	炉内構造物	クラス1	As	
炉心	制御棒案内管	-	-	炉内構造物	クラス1	As	
	燃料集合体	-	764	燃料体	クラス1	-	
	チャンネルボックス	-	764	燃料体	クラス1	As	
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	主蒸気逃がし安全弁	B21-F001	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
				D	弁	クラス1	As
				E	弁	クラス1	As
				F	弁	クラス1	As
				G	弁	クラス1	As
				H	弁	クラス1	As
				J	弁	クラス1	As
				K	弁	クラス1	As
				L	弁	クラス1	As
				M	弁	クラス1	As
				N	弁	クラス1	As
				P	弁	クラス1	As
	Q	弁	クラス1	As			
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	主蒸気逃がし安全弁逃がし弁 機能用アキュムレータ	B21-A001	A	アキュムレータ	クラス1	As
				B	アキュムレータ	クラス1	As
				C	アキュムレータ	クラス1	As
				D	アキュムレータ	クラス1	As
				E	アキュムレータ	クラス1	As
				F	アキュムレータ	クラス1	As
				G	アキュムレータ	クラス1	As
				H	アキュムレータ	クラス1	As
				J	アキュムレータ	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	主蒸気逃がし安全弁逃がし弁 機能用アキュムレータ	B21-A001	K	アキュムレータ	クラス1	As
				L	アキュムレータ	クラス1	As
				M	アキュムレータ	クラス1	As
				N	アキュムレータ	クラス1	As
				P	アキュムレータ	クラス1	As
				Q	アキュムレータ	クラス1	As
		主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ	B21-A002	A	アキュムレータ	クラス1	A
		主蒸気流量制限器	B21-FE001	C	アキュムレータ	クラス1	A
				G	アキュムレータ	クラス1	A
				H	アキュムレータ	クラス1	A
				J	アキュムレータ	クラス1	A
				K	アキュムレータ	クラス1	A
				P	アキュムレータ	クラス1	A
	主要弁	B21-F002	A	配管	クラス1	As	
				B	配管	クラス1	As
				C	配管	クラス1	As
				D	配管	クラス1	As
		B21-F003	A	弁	クラス1	As	
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
				D	弁	クラス1	As
		B21-F004	A	弁	クラス2	A	
				B	弁	クラス2	A
				C	弁	クラス2	A
				D	弁	クラス2	A
	主配管1	-	-	配管	クラス1	As	
		主配管2	-	配管	クラス2	A	
		主配管3	-	配管	クラス2	B	
		主配管4	-	配管	クラス3	B	
原子炉冷却材再循環系	原子炉冷却材再循環ポンプ	B31-C001	A	再循環ポンプ	クラス1	As	
				B	再循環ポンプ	クラス1	As
	主要弁	B31-F001	A	弁	クラス1	As	
				B	弁	クラス1	As
	B31-F002	A	弁	クラス1	As		
				B	弁	クラス1	As
	主配管	-	-	配管	クラス1	As	
		-	-	配管	クラス1	As	
原子炉冷却材浄化系	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器	G31-B001	-	熱交換器	クラス2	B	
			-	熱交換器	クラス2	B	
	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器	G31-B002	A	熱交換器	クラス2	B	
			B	熱交換器	クラス2	B	
	原子炉冷却材浄化系ポンプ	G31-C001	A	立形ポンプ	クラス2	B	
				電動機	クラス2	B	
			B	立形ポンプ	クラス2	B	
				電動機	クラス2	B	
	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器	G31-D003	A	ろ過脱塩器	クラス2	B	
				B	ろ過脱塩器	クラス2	B
	主要弁	G31-F003	-	弁	クラス1	As	
			-	弁	クラス1	As	
	主配管1	-	-	配管	クラス1	As	
	主配管2	-	-	配管	クラス2	B	
残留熱除去系	残留熱除去系熱交換器	E11-B001	A	熱交換器	クラス1	As	
				B	熱交換器	クラス1	As
	残留熱除去系ポンプ	E11-C001	A	立形ポンプ	クラス1	As	
				B	立形ポンプ	クラス1	As
			C	立形ポンプ	クラス1	As	
原子炉冷却系統設備	残留熱除去系	主要弁	E11-F001	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
			E11-F004	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			E11-F006	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
			E11-F007	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
			E11-F012	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			E11-F013	A	弁	クラス1	As
			E11-F013	B	弁	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	残留熱除去系	主要弁	E11-F021	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			E11-F024	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			E11-F025	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			E11-F028	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			E11-F029	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
		主配管2	—	—	配管	クラス1	A
	残留熱除去系ストレーナ	E11-D001	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As	
			B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As	
			C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As	
	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系ポンプ	E51-C001	—	横形ポンプ	クラス1	As
		原子炉隔離時冷却系ポンプ 背圧式蒸気タービン	E51-C002	—	ポンプ駆動用タービン	クラス1	As
		主要弁	E51-F004	—	弁	クラス1	As
			E51-F005	—	弁	クラス1	As
			E51-F006	—	弁	クラス1	As
			E51-F007	—	弁	クラス1	As
			E51-F008	—	弁	クラス1	As
			E51-F009	—	弁	クラス1	As
			E51-F011	—	弁	クラス1	As
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス3	As
	高圧炉心スプレイ系	高圧炉心スプレイ系ポンプ	E22-C001	—	立形ポンプ	クラス1	As
		主要弁	E22-F003	—	弁	クラス1	As
			E22-F004	—	弁	クラス1	As
			E22-F006	—	弁	クラス1	As
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス1	B
	低圧炉心スプレイ系	高圧炉心スプレイ系ストレーナ	E22-D001	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		低圧炉心スプレイ系ポンプ	E21-C001	—	立形ポンプ	クラス1	A
		主要弁	E21-F001	—	弁	クラス1	As
			E21-F003	—	弁	クラス1	As
			E21-F004	—	弁	クラス1	As
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス1	A
		低圧炉心スプレイ系ストレーナ	E21-D001	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
	原子炉補機冷却水系	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)	P21-B001	A	熱交換器	クラス1	As
				B	熱交換器	クラス1	As
				C	熱交換器	クラス1	As
				D	熱交換器	クラス1	As
				E	熱交換器	クラス1	As
				F	熱交換器	クラス1	As
		原子炉補機冷却水ポンプ	P21-C001	A	横形ポンプ	クラス1	As
				B	横形ポンプ	クラス1	As
				C	横形ポンプ	クラス1	As
				D	横形ポンプ	クラス1	As
	原子炉冷却系統設備	原子炉補機冷却海水系(原子炉補機冷却海水系を含む)	P41-C001	A	立形ポンプ	クラス1	As
				B	立形ポンプ	クラス1	As
				C	立形ポンプ	クラス1	As
				D	立形ポンプ	クラス1	As
		原子炉補機冷却海水系ストレーナ	P41-D001	A	ストレーナ	クラス1	As
				B	ストレーナ	クラス1	As
				C	ストレーナ	クラス1	As
				D	ストレーナ	クラス1	As
				E	ストレーナ	クラス1	As
				F	ストレーナ	クラス1	As
		主要弁	P21-F071	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			P21-F088	A	弁	クラス1	As
	原子炉補機冷却海水系	主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス2	As
		主配管3	—	—	配管	クラス3	As
		主配管4	—	—	配管	クラス3	C
		主配管5	—	—	配管	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	復水給水系	主要弁	B21-F051	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			B21-F052	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
		主配管1	-	-	配管	クラス1	As
		主配管2	-	-	配管	クラス2	B
		主配管3	-	-	配管	クラス3	B
		主配管4	-	-	配管	クラス2	As
	補給水系	復水移送ポンプ	P13-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
				C	横形ポンプ	クラス3	B
		復水貯蔵槽	P13-A001	-	ブルーライニング	クラス1	B
		主配管1	-	-	配管	クラス1	B
		主配管2	-	-	配管	クラス3	B
		主配管3	-	-	配管	ノンクラス	B
		主配管4	-	-	配管	ノンクラス	C
計測制御系統設備	制御材	制御棒	-	185	制御棒	クラス1	As
	制御材駆動装置	制御棒駆動機構	B11-D008	185	制御棒駆動機構	クラス1	As
	制御棒駆動系	制御棒駆動水ポンプ	C12-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		水圧制御ユニット(アクチュレータ)	C12-D001-125	185	アクチュレータ	クラス1	As
		水圧制御ユニット(窒素容器)	C12-D001-128	185	タンク	クラス1	As
		スクラム排出容器	C12-G001	A	タンク	クラス3	B
		サクションフィルタ	C12-D010	A	フィルタ	クラス3	B
				B	フィルタ	クラス3	B
	制御棒駆動水フィルタ	制御棒駆動水フィルタ	C12-D003	A	フィルタ	クラス3	B
				B	フィルタ	クラス3	B
		主配管1	-	-	配管	クラス1	As
		主配管2	-	-	配管	クラス1	B
		主配管3	-	-	配管	クラス3	B
		主配管4	-	-	配管	クラス3	As
		主配管5	-	-	配管	ノンクラス	B
	ほう酸水注入系	ほう酸水注入系ポンプ	C41-C001	A	往復式ポンプ	クラス1	A
				B	往復式ポンプ	クラス1	A
		ほう酸水注入系貯蔵タンク	C41-A001	-	タンク	クラス1	A
		主要弁	C41-F007	-	弁	クラス1	As
				-	弁	クラス1	As
	原子炉再循環ポンプ可変周波数電源装置	主配管1	-	-	配管	クラス1	As
		主配管2	-	-	配管	クラス1	A
		可変速流体継手	C81-C003	A	M-Gセット流体継手	クラス3	C
				B	M-Gセット流体継手	クラス3	C
燃料設備	燃料取扱装置	燃料取替機	F15-E001	-	燃料取替機	クラス2	B
		原子炉建屋クレーン	U31-E101	-	クレーン	クラス2	B
	使用済燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	-	-	燃料ラック類	クラス2	C
		使用済燃料貯蔵プール	-	-	ブルーライニング	クラス2	As
		キャスクビット	-	-	ブルーライニング	クラス2	As
		使用済燃料貯蔵ラック	-	-	燃料ラック類	クラス2	As
		制御棒・破損燃料貯蔵ラック	-	-	燃料ラック類	クラス2	As
		制御棒貯蔵ラック	-	-	燃料ラック類	クラス2	B
		制御棒貯蔵ハンガ	-	-	燃料ラック類	クラス2	B
		燃料ブール冷却浄化系	燃料ブール冷却浄化系熱交換器	A	熱交換器	クラス3	B
				B	熱交換器	クラス3	B
		燃料ブール冷却浄化系ポンプ	G41-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		燃料ブール冷却浄化系ろ過脱塩器	G41-D003	A	ろ過脱塩器	クラス3	B
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
		主配管1	-	-	配管	クラス2	A
		主配管2	-	-	配管	クラス3	B
		主配管3	-	-	配管	クラス3	A
放射線管理設備	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系排風機	T22-C001	A	ファン	クラス1	A
		フィルタ(非常用ガス処理系前置ガス処理装置)	T22-D001	A	特殊フィルタ	クラス1	A
				B	特殊フィルタ	クラス1	A
		フィルタ(非常用ガス処理系後置ガス処理装置)	T22-D002	A	特殊フィルタ	クラス1	A
				B	特殊フィルタ	クラス1	A
		主配管	-	-	配管	クラス1	A

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理設備	原子炉棟換気空調系	R/A送風機	U41-C101	A	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C
		R/A排風機	U41-C102	A	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C
	中央制御室換気空調系	ページ用排風機	T31-C001	-	ファン	ノンクラス	C
		MCR送風機	U41-C501	A	ファン	クラス1	A
				B	ファン	クラス1	A
		MCR排風機	U41-C502	A	ファン	クラス1	A
				B	ファン	クラス1	A
	MCR再循環送風機	MCR再循環送風機	U41-C503	A	ファン	クラス1	A
				B	ファン	クラス1	A
		MCR再循環フィルタ	U41-B503	-	特殊フィルタ	クラス1	A
廃棄設備	液体廃棄物処理系	原子炉建屋原子炉棟高電導度廃液サンプ	K11-A101	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
		ドライウェル低電導度廃液サンプ	K11-A007	-	タンク	クラス3	B
		ドライウェル高電導度廃液サンプ	K11-A110	-	タンク	クラス3	B
		原子炉建屋原子炉棟高電導度廃液サンプポンプ	K11-C101	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
				E	立形ポンプ	クラス3	B
				F	立形ポンプ	クラス3	B
		主要弁	K11-F002	-	弁	クラス1	As
				K11-F003	-	弁	クラス1
				K11-F102	-	弁	クラス1
				K11-F103	-	弁	クラス1
		主配管1	-	-	配管	クラス1	As
		主配管2	-	-	配管	クラス3	As
		主配管3	-	-	配管	クラス3	B
原子炉格納施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器(一次格納容器)	T11-A001	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		原子炉格納容器貫通部(配管貫通部)	-	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
	圧力低減装置その他の安全装置	ダイヤフラムフロア	-	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
		ペント管	-	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
		原子炉格納容器スプレイ管(ドライウェル側)	-	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
		原子炉格納容器スプレイ管(サブレーションチャンバ側)	-	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
		真空破壊弁	T31-F025	A	弁	クラス1	A
				B	弁	クラス1	A
				C	弁	クラス1	A
				D	弁	クラス1	A
				E	弁	クラス1	A
				F	弁	クラス1	A
				G	弁	クラス1	A
				H	弁	クラス1	A
				J	弁	クラス1	A
				K	弁	クラス1	A
				L	弁	クラス1	A
原子炉格納施設	可燃性ガス濃度制御系	可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロワ	T49-C001	A	再結合装置	クラス1	A
				B	再結合装置	クラス1	A
		可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器	T49-B001	A	再結合装置	クラス1	A
				B	再結合装置	クラス1	A
		可燃性ガス濃度制御系再結合装置内配管	-	A	再結合装置	クラス1	A
				B	再結合装置	クラス1	A
		主要弁	T49-F001	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				T49-F003	A	弁	クラス1
				B	弁	クラス1	As
原子炉格納施設	可燃性ガス濃度制御系	主配管1	-	-	配管	クラス1	As
		主配管2	-	-	配管	クラス1	A

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉格納施設	不活性ガス系	液化窒素貯槽	-	-	タンク	クラス3	C
	主要弁	T31-F001 T31-F002 T31-F003 T31-F004 T31-F005 T31-F010 T31-F011 T31-F012 T31-F016 T31-F019 T31-F020 T31-F021 T31-F022	- A B A B - - - - - - - -	弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 ノンクラス ノンクラス クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	ノンクラス クラス1 クラス1 ノンクラス ノンクラス クラス1 クラス1 ノンクラス クラス1 ノンクラス クラス1 クラス1 クラス1	C As As C C As As As C As As As As	
	主配管1 主配管2 主配管3	- - -	- - -	配管 配管 配管	クラス1 クラス3 ノンクラス	As C C	
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備	ディーゼル機関	R43-C001	A B	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス1 クラス1	As As
	調速装置及び非常調速装置	-	-	A B	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス1 クラス1	As As
	排気タービン過給機	R43-C014	A-1 A-2 B-1 B-2	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As	
	機関付清水ポンプ	R43-C007	A B	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス1 クラス1	As As	
	空気だめ	R43-A004	A-1 B-1 A-2 B-2	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス1 クラス1 ノンクラス ノンクラス	As As As As	
	空気だめの安全弁	R43-F752 R43-F754	A B A B	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス1 クラス1 ノンクラス ノンクラス	As As As As	
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備	空気圧縮機	R43-C005	A-1 B-1 A-2 B-2	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス3 クラス3 クラス3 クラス3	As As As As
	燃料ディタンク	R43-A005	A B	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス1 クラス1	As As	
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	ディーゼル機関	R44-C001	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
	調速装置及び非常調速装置	-	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
非常用予備発電装置	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	排気タービン過給機	R44-C014	H-1	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	
				H-2	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	
		機関付清水ポンプ	R44-C007	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	
		空気だめ	R44-A004	H-1	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	
				H-2	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As	
		空気だめの安全弁	R44-F752	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	
				H	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As	
		空気圧縮機	R44-C005	H-1	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As	
				H-2	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As	
		燃料ディタンク	R44-A005	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	
		高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水系(高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却海水系を含む)	P26-B001	-	熱交換器	クラス1	As	
		高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水ポンプ	P26-C001	-	横形ポンプ	クラス1	As	
		高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却海水ポンプ	P46-C002	-	立形ポンプ	クラス1	As	
		高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却海水系ストレーナ	P46-D001	-	ストレーナ	クラス1	As	
		主配管1	-	-	配管	クラス1	As	
		主配管2	-	-	配管	クラス3	C	
		主配管3	-	-	配管	クラス3	As	
補助ボイラー	補助ボイラーに付属する管 外径150mm以上の管	主配管1	-	-	配管	クラス3	C	
		主配管2	-	-	配管	ノンクラス	C	
	減圧装置	所内温水系バックアップ熱交換器入口減圧弁	P61-F006	-	弁	クラス3	C	
	安全弁	所内温水系バックアップ熱交換器入口安全弁	P61-F051	-	弁	クラス3	C	
放射線管理設備	生体しゃへい装置	原子炉しゃへい壁	-	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	B	
計測制御系統設備	原子炉スクラム信号 (原子炉圧力高)	原子炉圧力	B21-PT-023	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
		原子炉水位(狭帯域)	B21-PS-623	A-1	計器	クラス1	As	
				B-1	計器	クラス1	As	
				C-1	計器	クラス1	As	
				D-1	計器	クラス1	As	
	原子炉スクラム信号 (原子炉水位低)		B21-LT-024	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
計測制御系統設備	原子炉スクラム信号 (ドライウェル圧力高)	ドライウェル圧力	C71-PT-002	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
		C71-PS-602		A-1	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
	原子炉スクラム信号 (中性子束高) (中性子束計装動作不能)	平均出力領域モニタ	C51-NTS-604	A	計器	クラス1	A	
				B	計器	クラス1	A	
				C	計器	クラス1	A	
				D	計器	クラス1	A	
				E	計器	クラス1	A	
				F	計器	クラス1	A	

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
計測制御系統設備	原子炉スクラム信号 (中性子束高) (中性子束計装動作不能)	流量ユニット	C51-Z-606	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	A A A A	
		中間領域モニタ	C51-NTS-602	A B C D E F G H	計器 計器 計器 計器 計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	A A A A A A A A	
		出力系モニタ盤 区分 I	H11-P608-1	-	制御盤	クラス1	As	
		出力系モニタ盤 区分 II	H11-P608-2	-	制御盤	クラス1	As	
		SRM/IRM盤 区分 I	H11-P635	-	制御盤	クラス1	As	
		SRM/IRM盤 区分 II	H11-P636	-	制御盤	クラス1	As	
		スクラム排出容器(B)水位	C12-LS-020	A B	計器 計器	クラス1 クラス1	As As	
		スクラム排出容器(A)水位	C12-LS-017	C D	計器 計器	クラス1 クラス1	As As	
		スクラム排出容器(A)水位	C12-LT-017	A B	変換器 変換器	クラス1 クラス1	As As	
		スクラム排出容器(B)水位	C12-LT-020	C D	変換器 変換器	クラス1 クラス1	As As	
		スクラム排出容器(A)水位	C12-LS-617	A B	計器 計器	クラス1 クラス1	As As	
		スクラム排出容器(B)水位	C12-LS-620	C D	計器 計器	クラス1 クラス1	As As	
		原子炉スクラム信号 (主蒸気管放射能高)	主蒸気管放射線モニタ	D11-RE-070 D11-RIS-670	A B C D A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器 計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As As As As As
		原子炉スクラム信号 (主蒸気隔離弁閉)	主蒸気内側隔離弁(リミットスイッチ)	B21-NO-F002(LS1) B21-NO-F002(LS4)	A B C D A B C D	弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As As As As As
		主蒸気外側隔離弁(リミットスイッチ)	B21-AO-F003(LS1) B21-AO-F003(LS4)	A B C D A B C D	弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As As As As As	
		原子炉スクラム信号 (主蒸気止め弁閉)	主蒸気止め弁(No.1) 原子炉保護インターロック 主蒸気止め弁(No.2) 原子炉保護インターロック 主蒸気止め弁(No.3) 原子炉保護インターロック 主蒸気止め弁(No.4) 原子炉保護インターロック	N32-POS-102 N32-POS-102 N32-POS-102 N32-POS-102 N32-POS-102 N32-POS-102	A-1 A-2 B-1 B-2 C-1 C-2 D-1 D-2	計器 計器 計器 計器 計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As As As As As
計測制御系統設備	原子炉スクラム信号 (蒸気加減弁急速閉)	タービン蒸気加減弁急速閉	N32-PS-101	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As	
		蒸気加減弁(No.1)急閉	N32-POS-103	A-4	計器	クラス1	As	
		蒸気加減弁(No.2)急閉	N32-POS-103	B-4	計器	クラス1	As	
		蒸気加減弁(No.3)急閉	N32-POS-103	C-4	計器	クラス1	As	
		蒸気加減弁(No.4)急閉	N32-POS-103	D-4	計器	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	原子炉スクラム信号 (地震加速度大)	地震加速度検出器	C71-D001	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			C71-D002	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			C71-D003	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT-026	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-LS-626	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管圧力低)	主蒸気管圧力	N11-PT-015	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			N11-PS-615	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管放射能高)	主蒸気管放射線モニタ	D11-RE-070	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			D11-RIS-670	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
			E31-TE-129	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TE-130	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-DTS-729	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
			E31-TE-131	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TS-731	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管トンネル温度高)	タービン建屋主蒸気管漏えい検出 (雰囲気温度)	E31-TE-139	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TS-739	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
			E31-TE-140	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管トンネル温度高)	タービン建屋主蒸気管漏えい検出 (雰囲気温度)	E31-TS-740	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-141	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-741	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-142	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-742	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-143	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-743	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-144	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-744	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-145	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-745	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-146	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-746	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-147	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-747	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管流量大)	主蒸気流量(A)	E31-DPT-008	A B C D	変換器 変換器 変換器 変換器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-DPS-608	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
		主蒸気流量(B)	E31-DPT-009	A B C D	変換器 変換器 変換器 変換器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-DPS-609	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管流量大)	主蒸気流量(C)	E31-DPT-010	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
			E31-DPS-610	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
		主蒸気流量(D)	E31-DPT-011	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
			E31-DPS-611	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
		その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-復水器真空度低)	N36-PT-090	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
			N36-PS-690	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
		その他の安全保護系起動信号 (その他の原子炉格納容器隔離弁-ドライウェル圧力高)	C71-PT-002	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
			C71-PS-602	A-1	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
		その他の安全保護系起動信号 (その他の原子炉格納容器隔離弁-原子炉水位低)	B21-LT-024	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
			B21-LS-	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
		その他の安全保護系起動信号 (非常用ガス処理系-原子炉建屋原子炉棟放射能高)	D11-RE-066	A	検出器	クラス1	A	
				B	検出器	クラス1	A	
				C	検出器	クラス1	A	
				D	検出器	クラス1	A	
			D11-RIS-666	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
		その他の安全保護系起動信号 (非常用ガス処理系-原子炉建屋原子炉棟放射能高)	D11-RE-067	A	検出器	クラス1	A	
				B	検出器	クラス1	A	
				C	検出器	クラス1	A	
				D	検出器	クラス1	A	
			D11-RIS-667	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
		計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (非常用ガス処理系-ドライウェル圧力高)	C71-PT-002	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
			C71-PS-602	A-1	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
			その他の安全保護系起動信号 (非常用ガス処理系-原子炉水位低)	B21-LT-024	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
			B21-LS-624	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (高圧炉心スプレイ系-ドライウェル圧力高)	ドライウェル圧力	B21-PT-047	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-PS-647	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (高圧炉心スプレイ系-原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT-031	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (低圧炉心スプレイ系-ドライウェル圧力高)	ドライウェル圧力	B21-PT-048	A	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
			B21-PS-648	A-1	計器	クラス1	As
				C-1	計器	クラス1	As
				C-1	計器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (低圧炉心スプレイ系-原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT-037	A	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
			B21-LS-637	A-1	計器	クラス1	As
				C-1	計器	クラス1	As
				C-1	計器	クラス1	As
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (残留熱除去系 低圧注水系-ドライウェル圧力高)	ドライウェル圧力	B21-PT-048	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-PS-648	A-1	計器	クラス1	As
				B-1	計器	クラス1	As
				C-1	計器	クラス1	As
				D-1	計器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (残留熱除去系 低圧注水系-原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT-037	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
			B21-LS-637	C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
				A-1	計器	クラス1	As
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (自動減圧系-原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-PT-048	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-PS-648	A-2	計器	クラス1	As
				B-2	計器	クラス1	As
				C-2	計器	クラス1	As
				D-2	計器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (原子炉水位)	原子炉系(I A)計装ラック 原子炉系(I B)計装ラック 原子炉系(II A)計装ラック 原子炉系(II B)計装ラック	B21-LT-037	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-LS-637	A-2	計器	クラス1	As
				B-2	計器	クラス1	As
				C-2	計器	クラス1	As
				D-2	計器	クラス1	As
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管圧力低)	タービン主蒸気系(A)計装ラック	H22-P001	-	計装ラック	クラス1	As
		タービン主蒸気系(B)計装ラック	H22-P002	-	計装ラック	クラス1	As
		原子炉系(II A)計装ラック	H22-P003	-	計装ラック	クラス1	As
		原子炉系(II B)計装ラック	H22-P004	-	計装ラック	クラス1	As
		主蒸気流量(I A)計装ラック	H22-P200	-	計装ラック	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管流量大)	主蒸気流量(I B)計装ラック	H22-P201	-	計装ラック	クラス1	As
		主蒸気流量(II A)計装ラック	H22-P202	-	計装ラック	クラス1	As
		主蒸気流量(II B)計装ラック	H22-P203	-	計装ラック	クラス1	As
		復水器内圧力(A)計装ラック	H22-P257	-	計装ラック	クラス1	As
		復水器内圧力(B)計装ラック	H22-P258	-	計装ラック	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	核計測装置 (中性子源領域計測装置)	中性子源領域計測装置検出器	C51-NE-001	4個	検出器	クラス2	A
		中性子源領域モニタ	C51-NTS-601	A B C D	計器	クラス2 クラス2 クラス2 クラス2	A A A A
		中間領域計測装置検出器	C51-NE-002	8個	検出器	クラス1	A
		中間領域モニタ	C51-NTS-602	A B C D E F G H	計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	A A A A A A A A
		SRM/IRM盤 区分 I	H11-P635	-	制御盤	クラス1	As
		SRM/IRM盤 区分 II	H11-P636	-	制御盤	クラス1	As
	核計測装置 (出力領域計測装置)	出力領域計測装置検出器	C51-LPRM	172個	検出器	クラス1	A
		平均出力領域モニタ	C51-NTS-604	A B C D E F	計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	A A A A A A
		局部出力領域モニタ	C51-NTS-607	A B	計器	クラス1 クラス1	A A
		制御棒引抜監視装置	C51-NTS-605	A B	計器	クラス3 クラス3	C C
		流量ユニット	C51-Z-606	A B C D	計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	A A A A
		出力系モニタ盤 区分 I	H11-P608-1	-	制御盤	クラス1	As
		出力系モニタ盤 区分 II	H11-P608-2	-	制御盤	クラス1	As
		核計測装置 (移動式炉心内計測装置)	C51-TIP	5個	検出器	ノンクラス	C
		原子炉圧力	B21-PT-051	A B	変換器	クラス2 クラス2	A A
			B21-PT-023	A B C D	変換器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
		原子炉圧力(狭帯域)	B21-PT-061	A B	変換器	クラス3 クラス3	As As
	一次冷却材圧力計測装置 (原子炉圧力)	原子炉圧力	B21-PT-062	-	変換器	クラス3	As
		主蒸気圧力	N11-PT-002	A B C	変換器	ノンクラス ノンクラス ノンクラス	B B B
		RCICポンプ吐出圧力	E51-PT-004	-	変換器	ノンクラス	As
	一次冷却材圧力計測装置 (原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力)	RCICタービン入口圧力	E51-PT-007	-	変換器	ノンクラス	As
		HPCSポンプ吐出圧力	E22-PT-004	-	変換器	ノンクラス	As
	一次冷却材温度計測装置 (原子炉冷却材再循環系冷却材再循環水温度)	PLRポンプ(A)吸込温度	B31-TE-005	A	検出器	クラス3	C
		PLRポンプ(B)吸込温度	B31-TE-005	B	検出器	クラス3	C
		高圧タービン第1入口蒸気温度	N11-TE-001	A B C D	検出器	ノンクラス ノンクラス ノンクラス ノンクラス	B B B B
	一次冷却材温度計測装置 (主蒸気系主蒸気温度)						

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	一次冷却材温度 計測装置 (残留熱除去系 熱交換器入口溫 度)	RHR熱交換器(A)入口温度	E11-TE-008	A	検出器	クラス3	C
		RHR熱交換器(B)入口温度	E11-TE-008	B	検出器	クラス3	C
	一次冷却材温度 計測装置 (残留熱除去系 熱交換器出口溫 度)	RHR熱交換器(A)出口温度	E11-TE-010	A	検出器	クラス3	C
		RHR熱交換器(B)出口温度	E11-TE-010	B	検出器	クラス3	C
	一次冷却材温度 計測装置 (給水系給水溫 度)	第1給水加熱器(A)出口温度	N21-TE-217	A	検出器	ノンクラス	B
		第1給水加熱器(B)出口温度	N21-TE-217	B	検出器	ノンクラス	B
	一次冷却材流量 計測装置 (原子炉冷却材 再循環系冷却材 再循環流量)	再循環ループ(A)流量	B31-FT-003	A-1	変換器	クラス3	As
		再循環ループ(B)流量	B31-FT-003	B-1	変換器	クラス3	As
	一次冷却材流量 計測装置 (主蒸気系主蒸 気流量)	主蒸気流量(A)	B21-FT-001	A-1	変換器	クラス3	As
				A-2	変換器	クラス3	As
		主蒸気流量(B)	B21-FT-001	B-1	変換器	クラス3	As
				B-2	変換器	クラス3	As
		主蒸気流量(C)	B21-FT-001	C-1	変換器	クラス3	As
				C-2	変換器	クラス3	As
		主蒸気流量(D)	B21-FT-001	D-1	変換器	クラス3	As
				D-2	変換器	クラス3	As
	一次冷却材流量 計測装置 (原子炉冷却材 浄化系系統流 量)	CUW入口流量	E31-FT-001	A	変換器	ノンクラス	A
計測制御系統設備	一次冷却材流量 計測装置 (残留熱除去系 系統流量)	RHR(A)系統流量	E11-FT-005	A	変換器	クラス2	As
		RHR(B)系統流量	E11-FT-005	B	変換器	クラス2	As
		RHR(C)系統流量	E11-FT-005	C	変換器	クラス2	As
	一次冷却材流量 計測装置 (原子炉隔離時 冷却系系統流 量)	RCIC系統流量	E51-FT-005	-	変換器	クラス1	As
	一次冷却材流量 計測装置 (高圧炉心スプレ イ系系統流量)	HPCS系統流量	E22-FT-005-1	-	変換器	クラス2	As
	一次冷却材流量 計測装置 (低圧炉心スプレ イ系系統流量)	LPCS系統流量	E21-FT-006	-	変換器	クラス2	A
	一次冷却材流量 計測装置 (復水系復水流 量)	復水流量	N21-FT-030	A	変換器	ノンクラス	B
	一次冷却材流量 計測装置 (給水系給水流 量)	給水流量(A)	N21-FT-260	A-1	変換器	クラス3	B
				A-3	変換器	クラス3	B
	原子炉圧力容器 水位計測装置 (原子炉水位)	給水流量(B)	N21-FT-260	B-1	変換器	クラス3	B
				B-3	変換器	クラス3	B
	原子炉圧力容器 水位計測装置 (原子炉水位)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT-026	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
	原子炉圧力容器 水位計測装置 (原子炉水位)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT-031	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
	B21-LT-036			A	変換器	クラス3	As
				B	変換器	クラス3	As
				C	変換器	クラス3	As
				D	変換器	クラス3	As
	B21-LT-037			A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
計測制御系統設備	原子炉圧力容器 水位計測装置 (原子炉水位)	原子炉水位(狭帯域) 原子炉水位(燃料域)	B21-LT-024	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
			B21-LT-038	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				A	変換器	クラス3	As	
	一次冷却材水質 計測装置 (原子炉冷却材 浄化系ろ過脱塩 器入口導電率)		B21-LT-063	B	変換器	クラス3	As	
				C	変換器	クラス3	As	
				A	変換器	クラス3	As	
			B21-LT-044	B	変換器	クラス3	As	
				-	検出器	ノンクラス	C	
計測制御系統設備	一次冷却材水質 計測装置 (原子炉冷却材 浄化系ろ過脱塩 器入口導電率)	CUWろ過脱塩器入口導電率	P91-CE-RB02	-	検出器	ノンクラス	C	
		CUWろ過脱塩器(A)出口導電率	P91-CE-RB04	A	検出器	ノンクラス	C	
	一次冷却材水質 計測装置 (原子炉冷却材 浄化系ろ過脱塩 器出口導電率)	CUWろ過脱塩器(B)出口導電率	P91-CE-RB04	B	検出器	ノンクラス	C	
		復水ろ過装置入口導電率	P91-CE-TB06-1	-	検出器	ノンクラス	C	
		復水ろ過装置出口導電率	P91-CE-TB13	-	検出器	ノンクラス	C	
		ターピン制御	主ターピン制御系盤	H11-P685	-	制御盤	クラス3	C
		原子炉再循環制御	原子炉再循環流量制御系盤	H11-P612-2	-	制御盤	クラス3	C
		給水制御	給水流量制御系盤	H11-P612-1	-	制御盤	クラス3	C
		制御棒位置制御	制御棒位置指示系盤	H11-P615	-	制御盤	クラス3	C
		制御棒操作補助盤	H11-P616	-	制御盤	クラス3	C	
安全保護系	A系原子炉緊急停止系盤 B系原子炉緊急停止系盤 B系・C系残留熱除去系盤 格納容器内側隔離弁盤 格納容器外側隔離弁盤 高圧炉心スプレイ系盤 A系自動減圧系盤 低圧炉心スプレイ系・A系残留熱除去系盤	A系原子炉緊急停止系盤	H11-P609	-	制御盤	クラス1	As	
		B系原子炉緊急停止系盤	H11-P611	-	制御盤	クラス1	As	
		B系・C系残留熱除去系盤	H11-P618	-	制御盤	クラス1	As	
		格納容器内側隔離弁盤	H11-P622	-	制御盤	クラス1	As	
		格納容器外側隔離弁盤	H11-P623	-	制御盤	クラス1	As	
		高圧炉心スプレイ系盤	H11-P625	-	制御盤	クラス1	As	
		A系自動減圧系盤	H11-P628	-	制御盤	クラス1	As	
		低圧炉心スプレイ系・A系残留熱除去系盤	H11-P629	-	制御盤	クラス1	As	
		B系自動減圧系盤	H11-P631	-	制御盤	クラス1	As	
		SGTS・FCS盤 ESS-I	H11-P643	-	制御盤	クラス1	A	
	トリップチャンネル盤 RPS-I トリップチャンネル盤 RPS-II トリップチャンネル盤 RPS-I トリップチャンネル盤 RPS-II トリップチャンネル盤 ESS-I トリップチャンネル盤 ESS-II トリップチャンネル盤 ESS-III プロセス放射線モニタ盤 区分 I プロセス放射線モニタ盤 区分 II	SGTS・FCS盤 ESS-II	H11-P644	-	制御盤	クラス1	A	
		トリップチャンネル盤 RPS-I	H11-P661-1	-	制御盤	クラス1	As	
		トリップチャンネル盤 RPS-II	H11-P661-2	-	制御盤	クラス1	As	
		トリップチャンネル盤 RPS-I	H11-P662-1	-	制御盤	クラス1	As	
		トリップチャンネル盤 RPS-II	H11-P662-2	-	制御盤	クラス1	As	
		トリップチャンネル盤 ESS-I	H11-P663	-	制御盤	クラス1	As	
		トリップチャンネル盤 ESS-II	H11-P664	-	制御盤	クラス1	As	
		トリップチャンネル盤 ESS-III	H11-P665	-	制御盤	クラス1	As	
		プロセス放射線モニタ盤 区分 I	H11-P604-1	-	制御盤	クラス1	As	
		プロセス放射線モニタ盤 区分 II	H11-P604-2	-	制御盤	クラス1	As	
一次冷却材圧力 計測装置 (原子炉圧力)	原子炉系(I A)計装ラック 原子炉系(I B)計装ラック 原子炉系(II A)計装ラック 原子炉系(II B)計装ラック	原子炉系(I A)計装ラック	H22-P001	-	計装ラック	クラス1	As	
		原子炉系(I B)計装ラック	H22-P002	-	計装ラック	クラス1	As	
		原子炉系(II A)計装ラック	H22-P003	-	計装ラック	クラス1	As	
		原子炉系(II B)計装ラック	H22-P004	-	計装ラック	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	原子炉圧力容器 水位計測装置 (原子炉水位)	ジェットポンプ(A)計装ラック	H22-P011	-	計装ラック	クラス3	As
		ジェットポンプ(B)計装ラック	H22-P012	-	計装ラック	クラス3	As
	一次冷却材流量 計測装置 (主蒸気系主蒸 気流量)	主蒸気流量(I A)計装ラック	H22-P013	-	計装ラック	クラス1	As
		主蒸気流量(I B)計装ラック	H22-P014	-	計装ラック	クラス1	As
		主蒸気流量(II A)計装ラック	H22-P015	-	計装ラック	クラス1	As
		主蒸気流量(II B)計装ラック	H22-P016	-	計装ラック	クラス1	As
	一次冷却材流量 計測装置 (原子炉冷却材 再循環系冷却材 再循環流量)	原子炉冷却材再循環系(A)計 装ラック	H22-P025	-	計装ラック	クラス3	As
		原子炉冷却材再循環系(B)計 装ラック	H22-P026	-	計装ラック	クラス3	As
	原子炉スクラム 信号 (蒸気加減弁急 速閉)	タービン蒸気加減弁急速閉用 計装ラック	H22-P850	-	計装ラック	クラス1	As
計測制御系統設備	一次冷却材流量 計測装置 (残留熱除去系 系統流量)	残留熱除去系(C)計装ラック	H22-P052	-	計装ラック	クラス2	As
	一次冷却材流量 計測装置 (低圧炉心スプレ イ系系統流量)	低圧炉心スプレイ系計装ラッ ク	H22-P055	-	計装ラック	クラス2	A
	一次冷却材流量 計測装置 (高圧炉心スプレ イ系系統流量)	高圧炉心スプレイ系計装ラッ ク	H22-P056	-	計装ラック	クラス2	As
	一次冷却材流量 計測装置 (原子炉冷却材 浄化系系統流 量)	漏えい検出系(A)計装ラック	H22-P057	-	計装ラック	ノンクラス	As
	一次冷却材流量 計測装置 (原子炉隔離時 冷却系ポンプ吐 出圧力)(原子炉 隔離時冷却系系 統流量)	原子炉隔離時冷却系 (原子炉冷却系)計装ラック	H22-P064	-	計装ラック	クラス1	As
	一次冷却材流量 計測装置 (復水系復水流 量)	復水系計装ラック	H22-P203	-	計装ラック	ノンクラス	B
	一次冷却材流量 計測装置 (原子炉冷却材 浄化系ろ過脱塩 器入口導電率) (原子炉冷却材 浄化系ろ過脱塩 器出口導電率) (復水浄化系復 水ろ過装置入口 導電率) (復水浄化系復 水脱塩装置出口 導電率)	原子炉水サンプル分析ラック	H22-P451	-	計装ラック	ノンクラス	C
		復水浄化系サンプル分析ラッ ク	H22-P504	-	計装ラック	ノンクラス	C
放射線管理用計測装置	プロセスマニタリ ング設備	主蒸気管放射線モニタA	D11-RE-070	A	検出器	クラス3	As
		主蒸気管放射線モニタB		B	検出器	クラス3	As
		主蒸気管放射線モニタC		C	検出器	クラス3	As
		主蒸気管放射線モニタD		D	検出器	クラス3	As
	排ガス放射線モニタ(除湿冷却 器出口)	D11-RE-001	-		検出器	クラス3	C
	排ガス放射線モニタ(ホールド アップ塔出口)A	D11-RE-016	A		検出器	クラス3	C
	排ガス放射線モニタ(ホールド アップ塔出口)B		B		検出器	クラス3	C
	排ガス線形放射線モニタ	D11-RE-002	-		検出器	ノンクラス	C
	グランド蒸気復水器及び復水 器真空ポンプ 排ガス放射線モニタ	D11-RE-026	-		検出器	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置	プロセスマニタリング設備	燃料取替エリア排気放射線モニタA	D11-RE-066	A	検出器	クラス3	A
		燃料取替エリア排気放射線モニタB		B	検出器	クラス3	A
		燃料取替エリア排気放射線モニタC		C	検出器	クラス3	A
		燃料取替エリア排気放射線モニタD		D	検出器	クラス3	A
放射線管理用計測装置	プロセスマニタリング設備	気体廃棄物処理系設備エリア 排気放射線モニタA	D11-RE-037	A	検出器	ノンクラス	C
		気体廃棄物処理系設備エリア 排気放射線モニタB		B	検出器	ノンクラス	C
		気体廃棄物処理系設備エリア 排気放射線モニタC		C	検出器	ノンクラス	C
		気体廃棄物処理系設備エリア 排気放射線モニタD		D	検出器	ノンクラス	C
	原子炉棟換気空調系 排気放射線モニタA	原子炉棟換気空調系 排気放射線モニタA	D11-RE-067	A	検出器	クラス3	A
		原子炉棟換気空調系 排気放射線モニタB		B	検出器	クラス3	A
		原子炉棟換気空調系 排気放射線モニタC		C	検出器	クラス3	A
		原子炉棟換気空調系 排気放射線モニタD		D	検出器	クラス3	A
	非常用ガス処理系排ガス放射 線モニタA (SCIN)	非常用ガス処理系排ガス放射 線モニタA (SCIN)	D11-RE-058	A	検出器	クラス3	C
		非常用ガス処理系排ガス放射 線モニタB (SCIN)		B	検出器	クラス3	C
	非常用ガス処理系排ガス放射 線モニタA (IC)	非常用ガス処理系排ガス放射 線モニタA (IC)	D11-RE-062	A	検出器	クラス3	C
		非常用ガス処理系排ガス放射 線モニタB (IC)		B	検出器	クラス3	C
	排気筒放射線モニタA(SCIN) 排気筒放射線モニタB(SCIN)	排気筒放射線モニタA(SCIN)	D11-RE-047	A	検出器	クラス3	C
		排気筒放射線モニタB(SCIN)		B	検出器	クラス3	C
	排気筒放射線モニタA(IC) 排気筒放射線モニタB(IC)	排気筒放射線モニタA(IC)	D11-RE-052	A	検出器	クラス3	C
		排気筒放射線モニタB(IC)		B	検出器	クラス3	C
	原子炉補機冷却水系放射線 モニタA	原子炉補機冷却水系放射線 モニタA	D11-RE-068	A	検出器	ノンクラス	C
		原子炉補機冷却水系放射線 モニタB		B	検出器	ノンクラス	C
	高圧炉心スプレイディーゼル 補機冷却水系 放射線モニタ	D11-RE-069	-	検出器	ノンクラス	C	
	液体廃棄物処理系排水放射 線モニタ	D11-RE-082	-	検出器	ノンクラス	C	
	ドライウェルドレン放射線モニタ (LCW)	D11-RE-089	-	検出器	ノンクラス	C	
	ドライウェルドレン放射線モニタ (HCW)	D11-RE-090	-	検出器	ノンクラス	C	
	格納容器内雰囲気放射線モニタA ドライウェル	格納容器内雰囲気放射線モニタA ドライウェル	D23-RE-005	A	検出器	クラス2	A
		格納容器内雰囲気放射線モニタB ドライウェル		B	検出器	クラス2	A
	格納容器内雰囲気放射線モニタA サブレッショングランジ	格納容器内雰囲気放射線モニタA サブレッショングランジ	D23-RE-006	A	検出器	クラス2	A
		格納容器内雰囲気放射線モニタB サブレッショングランジ		B	検出器	クラス2	A
	漏えい検出系ダスト放射線モニタ	E31-RE-152	-	検出器	ノンクラス	C	

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置	プロセスマニタリング設備	プロセスマニタリング区分 I	H11-P604-1	-	制御盤	クラス3	As
		プロセスマニタリング区分 II	H11-P604-2	-	制御盤	クラス3	As
		プロセスマニタリングモニタ盤	H11-P604-3	-	制御盤	クラス3	C
		格納容器内雰囲気モニタ盤区分 I	H11-P638	-	制御盤	クラス3	A
		格納容器内雰囲気モニタ盤区分 II	H11-P639	-	制御盤	クラス3	A
放射線管理用計測装置	エリヤモニタリング設備 (原子炉建屋原子炉棟)	原子炉区域(A)	D21-RE-001	-	検出器	クラス3	C
		原子炉区域(B)	D21-RE-002	-	検出器	クラス3	C
		燃料貯蔵プールエリア(A)	D21-RE-003	-	検出器	クラス3	C
		燃料貯蔵プールエリア(B)	D21-RE-004	-	検出器	クラス3	C
		R/A 4F 南西側エリア	D21-RE-005	-	検出器	クラス3	C
		R/A 4F 南東側エリア	D21-RE-006	-	検出器	クラス3	C
		R/A 3F 北西側エリア	D21-RE-007	-	検出器	クラス3	C
		R/A 3F 南東側エリア	D21-RE-008	-	検出器	クラス3	C
		原子炉冷却材浄化系操作エリア	D21-RE-009	-	検出器	クラス3	C
		R/A 2F 南東側エリア	D21-RE-010	-	検出器	クラス3	C
		R/A 機器搬出入口	D21-RE-013	-	検出器	クラス3	C
		CRD水圧制御ユニット北側エリア	D21-RE-011	-	検出器	クラス3	C
		SRV補修室(B)	D21-RE-012	-	検出器	クラス3	C
		CRD水圧制御ユニット南側エリア	D21-RE-014	-	検出器	クラス3	C
		R/A B1F 北側通路	D21-RE-015	-	検出器	クラス3	C
		R/A B1F 南東側エリア	D21-RE-016	-	検出器	クラス3	C
		R/A B1F 南側通路	D21-RE-017	-	検出器	クラス3	C
		TIP駆動装置室	D21-RE-018	-	検出器	クラス3	C
		TIP装置室	D21-RE-019	-	検出器	クラス3	C
		CRD補修室	D21-RE-020	-	検出器	クラス3	C
		R/A B2F 南東側エリア	D21-RE-021	-	検出器	クラス3	C
		炉水サンプリング室	D21-RE-022	-	検出器	クラス3	C
		R/A B3F 南東側エリア	D21-RE-023	-	検出器	クラス3	C
		R/A B4F 北西側エリア	D21-RE-024	-	検出器	クラス3	C
		R/A B4F 南西側エリア	D21-RE-025	-	検出器	クラス3	C
エリヤモニタリング設備 (原子炉建屋付属棟)	An/A トランク搬出入口	An/A トランク搬出入口	D21-RE-034	-	検出器	クラス3	C
		An/A B1F 北西側エリア	D21-RE-035	-	検出器	クラス3	C
		RW制御室	D21-RE-036	-	検出器	クラス3	C
		An/A B2F 南東側エリア	D21-RE-037	-	検出器	クラス3	C
		固化設備制御室	D21-RE-038	-	検出器	クラス3	C
		An/A B3F 北西側エリア	D21-RE-039	-	検出器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置	エリアモニタリング設備 (原子炉建屋付属棟)	An/A B4F 北西側エリア	D21-RE-040	-	検出器	クラス3	C
		An/A B4F 南東側エリア	D21-RE-041	-	検出器	クラス3	C
		中央制御室	D21-RE-042	-	検出器	クラス3	C
放射線管理用計測装置	エリアモニタリング設備 (タービン建屋)	T/B オペレーティングフロア	D21-RE-026	-	検出器	クラス3	C
		T/B 2F 南側ハッヂエリア	D21-RE-027	-	検出器	クラス3	C
		復水給水系サンプリングラック室	D21-RE-028	-	検出器	クラス3	C
		復水ろ過脱塩装置制御室	D21-RE-029	-	検出器	クラス3	C
		T/B 機器搬出入口	D21-RE-030	-	検出器	クラス3	C
		T/B B1F 南側通路	D21-RE-031	-	検出器	クラス3	C
		排ガスモニタ室	D21-RE-032	-	検出器	クラス3	C
		T/B B2F 南側通路	D21-RE-033	-	検出器	クラス3	C
		エリアモニタリング設備(モニタ建屋)	モニタ建屋	D21-RE-043	-	検出器	クラス3
廃棄設備	液体破棄物処理系 (放射性ドレン移送系)	ドライウェルLCWサンプ液位	K11-LS-001	-	計器	ノンクラス	B
		ドライウェルHCWサンプ液位	K11-LS-101	-	計器	ノンクラス	B
計測制御系統設備	制御棒駆動系	制御棒駆動水ポンプ	C12-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
	ほう酸水注入系	ほう酸水注入系ポンプ	C41-C001	A	電動機	クラス1	A
				B	電動機	クラス1	A
	原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置	原子炉冷却材再循環ポンプ MGセット	C81-C002 C81-C004	A	電動機	クラス3	C
				B	電動機	クラス3	C
原子炉冷却系統設備	原子炉冷却材再循環系	原子炉冷却材再循環ポンプ	B31-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
	残留熱除去系	残留熱除去系ポンプ	E11-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
				C	電動機	クラス1	As
	高圧炉心スプレイ系	高圧炉心スプレイ系ポンプ	E22-C001	-	電動機	クラス1	As
	低圧炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系ポンプ	E21-C001	-	電動機	クラス1	A
	原子炉補機冷却水系	原子炉補機冷却水ポンプ	P21-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
				C	電動機	クラス1	As
				D	電動機	クラス1	As
	原子炉補機冷却海水系	原子炉補機冷却海水ポンプ	P41-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
				C	電動機	クラス1	As
				D	電動機	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
非常用予備発電設備	非常用ディーゼル発電設備	非常用ディーゼル発電機	R43-C001	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	R44-C001	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	
高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水系	高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水系	高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水ポンプ	P26-C001	-	電動機	クラス1	As
		高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却海水ポンプ	P46-C002	-	電動機	クラス1	As
廃棄設備	放射線ドレン移送系	原子炉建屋原子炉棟高電導度廃液サンプポンプ	K11-C101	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
				E	電動機	クラス3	B
				F	電動機	クラス3	B
廃棄設備	放射線ドレン移送系	タービン建屋低電導度廃液サンプポンプ	K11-C003	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
		タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ	K11-C103	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
原子炉冷却系統設備	復水給水系	復水ポンプ	N21-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
原子炉冷却系統設備	復水給水系	電動機駆動原子炉給水ポンプ	N38-C011	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
燃料設備	燃料プール冷却浄化系	燃料プール冷却浄化系ポンプ	G41-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機	主発電機本体	N41-C001	-	発電機	クラス3	C
	励磁装置	主発電機AVR	-	-	調整器	クラス3	C
	主変圧器	主変圧器	S11	-	変圧器	クラス3	C
	所内変圧器	所内変圧器	R11HTR5	A	変圧器	クラス3	C
				B	変圧器	クラス3	C
	2号高起動変圧器(第1, 2, 5号機共用)	2号高起動変圧器	S12	-	変圧器	クラス3	C
	低起動変圧器	低起動変圧器	S12-LSTR5	A	変圧器	クラス3	C
				B	変圧器	クラス3	C
	発電機(保護絶電装置の種類)	発電機・変圧器保護絶電器盤	H11-P675-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		発電機比率差動絶電器1	H11-P675-1-87GA1	-	絶電器	クラス3	C
		発電機比率差動絶電器2	H11-P675-1-87GA2	-	絶電器	クラス3	C
		発電機・主変圧器比率差動絶電器	H11-P675-1-87GMT	-	絶電器	クラス3	C
		距離絶電器(過電流保護)	H11-P675-1-44G	-	絶電器	クラス3	C
		発電機逆電力絶電器	H11-P675-1-67G	-	絶電器	クラス3	C
		発電機地絡絶電器1	H11-P675-1-64G1	-	絶電器	クラス3	C
		発電機地絡絶電器2	H11-P675-1-64G2	-	絶電器	クラス3	C
		発電機界磁喪失絶電器	H11-P675-1-40G	-	絶電器	クラス3	C
		発電機・変圧器過励磁絶電器	H11-P675-1-59/95G-A	-	絶電器	クラス3	C
			H11-P675-1-59/95G-1	-	絶電器	クラス3	C
			H11-P675-1-59/95G-2	-	絶電器	クラス3	C
		発電機逆相電流絶電器	H11-P675-1-46G1	-	絶電器	クラス3	C
			H11-P675-1-46G2	-	絶電器	クラス3	C
	励磁電源変圧器比率差動絶電器	H11-P675-1-87ET	-	絶電器	クラス3	C	
	励磁電源変圧器過電流絶電器	H11-P675-1-50·51ET	-	絶電器	クラス3	C	
	発電機初期励磁盤	H21-P318	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
	スラスト軸受磨耗検出装置	N34-PS-101	A	計器	クラス3	C	
			B	計器	クラス3	C	
			C	計器	クラス3	C	
		N34-PS-100	A	計器	クラス3	C	
			B	計器	クラス3	C	
			C	計器	クラス3	C	

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機 (保護継電装置の種類)	発電機固定子冷却水喪失検出装置	N43-PT-022	A	変換器	クラス3	C
				B	変換器	クラス3	C
				C	変換器	クラス3	C
		N43-TE-032	A	計器	クラス3	C	C
			B	計器	クラス3	C	C
			C	計器	クラス3	C	C
		固定子冷却計装ラック	H22-P271	-	計装ラック	クラス3	C
		発電機界磁地絡継電器(警報用)	H21-P318-64GF	-	継電器	クラス3	C
		発電機電圧不平衡継電器(警報用)	H11-P675-1-60G	-	継電器	クラス3	C
		水素純度低検出装置(警報用)	N42-H2E-032	-	計器	クラス3	C
		水素冷却計装ラック	H22-P272	-	計装ラック	クラス3	C
		水素温度高検出装置(警報用)	N41-TE-001	-	計器	クラス3	C
			N41-TE-002	-	計器	クラス3	C
			N41-TE-004	-	計器	クラス3	C
			N41-TE-005	-	計器	クラス3	C
			N42-PT-030	-	計器	クラス3	C
		水素圧力低検出装置(警報用)	N42-PT-030	-	計器	クラス3	C
		発電機固定子冷却水温度高検出装置(警報用)	N43-TE-030	-	計器	クラス3	C
		発電機冷却監視盤	H21-P313	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
主変圧器 (保護継電装置の種類)	発電機・主変圧器比率差動継電器	距離継電器(過電流保護)	H11-P675-1-44G	-	継電器	クラス3	C
		主変圧器比率差動継電器	H11-P675-1-87MT	-	継電器	クラス3	C
		主変圧器後備保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		主変圧器中性点過電流継電器	551GN	-	継電器	クラス3	C
		主変圧器温度高継電器(警報用)	S11-26M	-	計器	クラス3	C
		主変圧器衝撃油圧継電器(警報用)	S11-69M	-	計器	クラス3	C
		所内変圧器5A比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-5A	-	継電器	クラス3	C
		所内変圧器5B比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-5B	-	継電器	クラス3	C
		所内変圧器5A過電流継電器	H11-P675-1-51HT-5A	-	継電器	クラス3	C
		所内変圧器5B過電流継電器	H11-P675-1-51HT-5B	-	継電器	クラス3	C
所内変圧器 (保護継電装置の種類)	所内変圧器温度高継電器(警報用)	R11-TIS-011	A	計器	クラス3	C	C
			B	計器	クラス3	C	C
	所内変圧器衝撃油圧継電器(警報用)	R11-PS-001	A	計器	クラス3	C	C
			B	計器	クラス3	C	C
	2号高起動変圧器 (保護継電装置の種類)	2号高起動変圧器主保護盤1	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		2号高起動変圧器主保護盤2	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		2号高起動変圧器後備保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		2号高起動変圧器比率差動継電器1	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器比率差動継電器2	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器過電流継電器1	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器過電流継電器2	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器中性点過電流継電器	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器温度高継電器(警報用)	-	-	計器	クラス3	C
		2号高起動変圧器衝撃油圧継電器(警報用)	-	-	計器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
電気設備	低起動変圧器 (保護継電装置の種類)	低起動変圧器保護継電器盤	H11-P675-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		低起動変圧器5SA比率差動継電器	H11-P675-2-87LST-5A	-	継電器	クラス3	C	
		低起動変圧器5SB比率差動継電器	H11-P675-2-87LST-5B	-	継電器	クラス3	C	
		低起動変圧器5SA過電流継電器	H11-P675-2-51LST-5A	-	継電器	クラス3	C	
		低起動変圧器5SB過電流継電器	H11-P675-2-51LST-5B	-	継電器	クラス3	C	
		低起動変圧器温度高継電器 (警報用)	26D	A	計器	クラス3	C	
		B		計器	クラス3	C		
		低起動変圧器衝撃油圧継電器 (警報用)	96-PT-1	A	計器	クラス3	C	
		B		計器	クラス3	C		
		発電機並列用 500kV遮断器	#5BANK 遮断器	O25	-	遮断器	クラス3	C
		発電機並列用 500kV遮断器 (保護継電装置の種類)	500kV 5号母線保護盤 1	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 5号母線保護継電器 1 (母線保護比率差動継電器) (母線高速後備継電器)	500kV #5 BPR(1)	-	継電器	クラス3	C	
		500kV 5号母線保護盤 2	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		500kV 5号母線保護継電器 2 (母線保護比率差動継電器) (母線高速後備継電器)	500kV #5 BPR(2)	-	継電器	クラス3	C	
		5号 500kV表示線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		表示線継電器	517-1,2,3	-	継電器	クラス3	C	
		OFケーブル表示線保護盤	H11-P920-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		表示線継電器	517-1,2,3	-	継電器	クラス3	C	
		発電機比率差動継電器1	H11-P675-1-87GA1	-	継電器	クラス3	C	
		発電機比率差動継電器2	H11-P675-1-87GA2	-	継電器	クラス3	C	
		発電機・主変圧器比率差動継電器	H11-P675-1-87GMT	-	継電器	クラス3	C	
		距離継電器(過電流保護)	H11-P675-1-44G	-	継電器	クラス3	C	
		発電機逆電力継電器	H11-P675-1-67G	-	継電器	クラス3	C	
		発電機地絡継電器1	H11-P675-1-64G1	-	継電器	クラス3	C	
		発電機地絡継電器2	H11-P675-1-64G2	-	継電器	クラス3	C	
		発電機界磁喪失継電器	H11-P675-1-40G	-	継電器	クラス3	C	
		発電機・変圧器過励磁継電器	H11-P675-1-59/95G-A	-	継電器	クラス3	C	
		H11-P675-1-59/95G-1	-	継電器	クラス3	C		
		H11-P675-1-59/95G-2	-	継電器	クラス3	C		

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機並列用 500kV遮断器 (保護继電装置の種類)	発電機逆相電流继電器 1	H11-P675-1-46G1	-	继電器	クラス3	C
		発電機逆相電流继電器 2	H11-P675-1-46G2	-	继電器	クラス3	C
		5号発電機脱調分離盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		発電機脱調分離继電器	556	-	继電器	クラス3	C
		主変压器比率差動继電器	H11-P675-1-87MT	-	继電器	クラス3	C
		主変压器中性点過電流继電器	551GN	-	继電器	クラス3	C
		所内変压器5A比率差動继電器	H11-P675-1-87HT-5A	-	继電器	クラス3	C
		所内変压器5B比率差動继電器	H11-P675-1-87HT-5B	-	继電器	クラス3	C
		所内変压器5A過電流继電器	H11-P675-1-51HT-5A	-	继電器	クラス3	C
		所内変压器5B過電流继電器	H11-P675-1-51HT-5B	-	继電器	クラス3	C
		励磁電源変压器比率差動继電器	H11-P675-1-87ET	-	继電器	クラス3	C
		励磁電源変压器過電流继電器	H11-P675-1-50-51ET	-	继電器	クラス3	C
		ガス圧力低继電器(警報用)	-	O25	計器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
電気設備	母線用500kV遮断器(第1, 2, 5号機共用)	母線用遮断器	O30	-	遮断器	クラス3	C	
			O40	-	遮断器	クラス3	C	
	(保護继電装置の種類)	500kV 4号母線保護盤 1	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		500kV 4号母線保護繼電器 1 (母線保護比率差動繼電器) (母線高速後備繼電器)	500kV #4 BPR(1)	-	繼電器	クラス3	C	
		500kV 4号母線保護盤 2	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		500kV 4号母線保護繼電器 2 (母線保護比率差動繼電器) (母線高速後備繼電器)	500kV #4 BPR(2)	-	繼電器	クラス3	C	
		500kV 5号母線保護繼電器 1 (母線保護比率差動繼電器) (母線高速後備繼電器)	500kV #5 BPR(1)	-	繼電器	クラス3	C	
		500kV 5号母線保護繼電器 2 (母線保護比率差動繼電器) (母線高速後備繼電器)	500kV #5 BPR(2)	-	繼電器	クラス3	C	
		500kV 4号母線分離盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		500kV 4号母線分離繼電器	500kV #4 BDR	-	繼電器	クラス3	C	
		500kV 5号母線分離盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		500kV 5号母線分離繼電器	500kV #5 BDR	-	繼電器	クラス3	C	
	(保護继電装置の種類)	ガス圧力低継電器(警報用)	-	O30	計器	クラス3	C	
		ガス圧力低継電器(警報用)	-	O40	計器	クラス3	C	
		2号高起動変圧器受電用500kV遮断器(第1, 2, 5号機共用)	2号高起動変圧器受電用遮断器	O82	-	遮断器	クラス3	C
		500kV 4号母線保護繼電器 1 (母線保護比率差動繼電器) (母線高速後備繼電器)	500kV #4 BPR(1)	-	繼電器	クラス3	C	
		500kV 4号母線保護繼電器 2 (母線保護比率差動繼電器) (母線高速後備繼電器)	500kV #4 BPR(2)	-	繼電器	クラス3	C	
		2号高起動変圧器比率差動継電器 1	-	-	繼電器	クラス3	C	
		2号高起動変圧器比率差動継電器 2	-	-	繼電器	クラス3	C	
		2号高起動変圧器過電流継電器 1	-	-	繼電器	クラス3	C	
		2号高起動変圧器過電流継電器 2	-	-	繼電器	クラス3	C	
		2号高起動変圧器中性点過電流継電器	-	-	繼電器	クラス3	C	
		ガス圧力低継電器(警報用)	-	O82	計器	クラス3	C	

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	母線受電用66kV遮断器(2号高起動変圧器より) (保護继電装置の種類)	66kV受電用遮断器	O112	-	遮断器	クラス3	C
		66kV 甲母線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		66kV 甲母線保護繼電器 (母線保護比率差動繼電器)	-	-	繼電器	クラス3	C
		66kV 乙母線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		66kV 乙母線保護繼電器 (母線保護比率差動繼電器)	-	-	繼電器	クラス3	C
		66kV母線分離盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		母線地絡過電圧繼電器	-	-	繼電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器比率差動繼電器 1	-	-	繼電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器比率差動繼電器 2	-	-	繼電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器過電流繼電器 1	-	-	繼電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器過電流繼電器 2	-	-	繼電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器中性点過電流繼電器	-	-	繼電器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報用)	-	O112	計器	クラス3	C
	母線用66kV遮断器(第1, 2, 5号機共用) (保護继電装置の種類)	66kV母線用遮断器	O120	-	遮断器	クラス3	C
		66kV 母線保護盤 1	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		66kV 母線保護繼電器 1 (母線保護比率差動繼電器)	66kV BPR(1)	-	繼電器	クラス3	C
		66kV 母線保護盤 2	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		66kV 母線保護繼電器 2 (母線保護比率差動繼電器)	66kV BPR(2)	-	繼電器	クラス3	C
		66kV 母線分離盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		66kV 母線分離継電器	66kV BDR	-	繼電器	クラス3	C
	連絡用66kV遮断器(第1, 2, 5号機共用)	ガス圧力低継電器(警報用)	-	O120	計器	クラス3	C
		66kV連絡用遮断器	O130	-	遮断器	クラス3	C
			O140	-	遮断器	クラス3	C
			O150	-	遮断器	クラス3	C
			O160	-	遮断器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	連絡用66kV遮断器(第1, 2, 5号機共用) (保護継電装置の種類)	66kV 甲母線保護継電器 (母線保護比率差動遮断器)	-	-	遮断器	クラス3	C
		66kV 乙母線保護継電器 (母線保護比率差動遮断器)	-	-	遮断器	クラス3	C
		母線地絡過電圧継電器	-	-	遮断器	クラス3	C
		66kV 母線保護継電器 1 (母線保護比率差動遮断器)	66kV BPR(1)	-	遮断器	クラス3	C
		66kV 母線保護継電器 2 (母線保護比率差動遮断器)	66kV BPR(2)	-	遮断器	クラス3	C
		66kV 母線地絡後備盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		母線地絡過電圧継電器	66kV OVG	-	遮断器	クラス3	C
		66kV 母線連絡回線A保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		電流差動遮断器 A	-	-	遮断器	クラス3	C
		66kV 母線連絡回線B保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		電流差動遮断器 B	-	-	遮断器	クラス3	C
		ガス圧力低遮断器(警報用)	-	O130	計器	クラス3	C
			-	O140	計器	クラス3	C
			-	O150	計器	クラス3	C
			-	O160	計器	クラス3	C
低起動変圧器受電用66kV遮断器	低起動変圧器5SA受電用遮断器	低起動変圧器5SA受電用遮断器	O5SA	-	遮断器	クラス3	C
		低起動変圧器5SB受電用遮断器	O5SB	-	遮断器	クラス3	C
	低起動変圧器受電用66kV遮断器 (保護継電装置の種類)	66kV 母線保護継電器 1 (母線保護比率差動遮断器)	66kV BPR(1)	-	遮断器	クラス3	C
		66kV 母線保護継電器 2 (母線保護比率差動遮断器)	66kV BPR(2)	-	遮断器	クラス3	C
		母線地絡過電圧継電器	64	-	遮断器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	低起動変圧器受電用66kV遮断器 (保護継電装置の種類)	低起動変圧器5SA比率差動 継電器	H11-P675- 2-87LST- 5A	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SB比率差動 継電器	H11-P675- 2-87LST- 5B	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SA過電流継電器	H11-P675- 2-51LST- 5A	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SB過電流継電器	H11-P675- 2-51LST- 5B	-	継電器	クラス3	C
		LSTr5SA回線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		低起動変圧器5SA過電流継電器	51	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SA地絡過電圧継電器	64	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SA方向地絡継電器	67	-	継電器	クラス3	C
		LSTr5SB回線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		低起動変圧器5SB過電流継電器	51	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SB地絡過電圧継電器	64	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SB方向地絡継電器	67	-	継電器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報用)	-	O5SA	計器	クラス3	C
		-	O5SB	計器	クラス3	C	
	補助ボイラー受電用66kV遮断器	4A補助ボイラーしや断器	O116	-	遮断器	クラス3	C
		4B補助ボイラーしや断器	O117	-	遮断器	クラス3	C
		66kV 母線保護継電器 1 (母線保護比率差動継電器)	66kV BPR(1)	-	継電器	クラス3	C
		66kV 母線保護継電器 2 (母線保護比率差動継電器)	66kV BPR(2)	-	継電器	クラス3	C
		母線地絡過電圧継電器	64	-	継電器	クラス3	C
		補助ボイラ4A回線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		補助ボイラ4A過電流継電器	51	-	継電器	クラス3	C
		補助ボイラ4A地絡過電圧継電器	64	-	継電器	クラス3	C
		補助ボイラ4A方向地絡継電器	67	-	継電器	クラス3	C
		補助ボイラ4B回線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		補助ボイラ4B過電流継電器	51	-	継電器	クラス3	C
		補助ボイラ4B地絡過電圧継電器	64	-	継電器	クラス3	C
		補助ボイラ4B方向地絡継電器	67	-	継電器	クラス3	C
	ガス圧力低継電器(警報用)	-	O116	計器	クラス3	C	C
		-	O117	計器	クラス3	C	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震 重要度
							C
電気設備	所内母線受電用 6.9kV遮断器 所内母線一起動 母線連絡用6.9kV 遮断器 負荷用6.9kV遮断器	6.9kV M/C 5A-1	M/C5A-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	
		6.9kV M/C 5A-2	M/C5A-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV M/C 5B-1	M/C5B-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV M/C 5B-2	M/C5B-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
	起動母線受電用 6.9kV遮断器	6.9kV M/C 5SA-1	M/C5SA-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV M/C 5SA-2	M/C5SA-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV M/C 5SB-1	M/C5SB-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV M/C 5SB-2	M/C5SB-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
	所内母線一起動 母線連絡用6.9kV 遮断器 負荷用6.9kV遮断器 ディーゼル発電 機用6.9kV遮断器	6.9kV M/C 5C	M/C5C	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		6.9kV M/C 5D	M/C5D	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		6.9kV M/C 5H	M/C5H	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
	中性点接地装置 (発電機、主変圧器)	発電機中性点接地装置盤	H21-P320	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
	中性点接地装置 (所内変圧器)	所内変圧器中性点接地装置 5A-1	H21-P371A	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		所内変圧器中性点接地装置 5A-2	H21-P372A	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		所内変圧器中性点接地装置 5B-1	H21-P371B	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		所内変圧器中性点接地装置 5B-2	H21-P372B	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
	中性点接地装置 (高起動変圧器)	2号高起動変圧器 中性点接地装置	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
	中性点接地装置 (低起動変圧器)	低起動変圧器 5SA 中性点接地装置 5SA-1	H21-X003A-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		低起動変圧器 5SA 中性点接地装置 5SA-2	H21-X003A-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		低起動変圧器 5SB 中性点接地装置 5SB-1	H21-X003B-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		低起動変圧器 5SB 中性点接地装置 5SB-2	H21-X003B-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
	所内母線受電用 6.9kV遮断器 (保護継電装置 の種類)	過電流継電器	M/C 5A-1-1B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-1B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-1B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-1B	51	継電器	クラス3	C
	起動母線受電用 6.9kV遮断器 (保護継電装置 の種類)	起動母線過電流継電器	M/C 5SA-1-1B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5SA-2-1B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5SB-1-1B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5SB-2-1B	51	継電器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	所内母線一起動母線連絡用6.9kV遮断器 (保護継電装置の種類)	連絡母線過電流継電器	M/C 5A-1-2B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-2B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-2B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-2B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5C-1B	51	継電器	クラス3	As
			M/C 5C-8A	51	継電器	クラス3	As
			M/C 5D-1B	51	継電器	クラス3	As
			M/C 5D-8A	51	継電器	クラス3	As
			M/C 5H-1B	51	継電器	クラス3	As
			M/C 5H-3A	51	継電器	クラス3	As
	負荷用6.9kV遮断器 (保護継電装置の種類)	過電流継電器	M/C 5A-1-3A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-4A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-4B	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-5A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-5B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-6A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-6B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-7A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-7B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-3A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-4A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-4B	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-5A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-5B	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-6A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-6B	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-7A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-7B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-8A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-8B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-9A	50/51	継電器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	負荷用6.9kV遮断器 (保護継電装置の種類)	過電流継電器	M/C 5B-1-3A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-4A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-4B	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-5A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-5B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-6A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-6B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-7A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-7B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-3A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-4A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-4B	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-5A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-5B	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-6A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-6B	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-7A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-7B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-8A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-8B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
電気設備	負荷用6.9kV遮断器 (保護継電装置の種類)	過電流継電器	M/C 5C-2A	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5C-2B	50/51	継電器	クラス1	As
			M/C 5C-3A	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5C-4A	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5C-4B	50/51	継電器	クラス1	As
			M/C 5C-5A	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5C-5B	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5C-6A	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5C-6B	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5C-7A	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5C-7B	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5D-2A	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5D-2B	50/51	継電器	クラス1	As
			M/C 5D-3A	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5D-4B	50/51	継電器	クラス1	As
			M/C 5D-5A	49/50 /51	継電器	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	負荷用6.9kV遮断器 (保護継電装置の種類)	過電流継電器	M/C 5D-5B	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5D-6A	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5D-6B	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5D-7B	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5H-2A	50/51	継電器	クラス1	As
			M/C 5H-4A	49/50 /51	継電器	クラス1	As
電気設備	ディーゼル発電機用6.9kV遮断器 (保護継電装置の種類)	発電機比率差動継電器	R43-87DA	-	継電器	クラス1	As
			R43-87DB	-	継電器	クラス1	As
			R43-87DH	-	継電器	クラス1	As
		発電機過電流継電器	R43-51VDA	-	継電器	クラス1	As
			R43-51VDB	-	継電器	クラス1	As
			R43-51VDH	-	継電器	クラス1	As
		発電機逆電力継電器	R43-67DA	-	継電器	クラス1	As
			R43-67DB	-	継電器	クラス1	As
			R43-67DH	-	継電器	クラス1	As
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備(発電機) (保護継電装置の種類)	発電機比率差動継電器	R43-87DA	-	継電器	クラス1	As
		発電機逆電力継電器	R43-67DA	-	継電器	クラス1	As
		発電機過電流継電器	R43-51VDA	-	継電器	クラス1	As
		発電機地絡継電器(警報用)	R43-64GDA	-	継電器	クラス1	As
		発電機界磁地絡継電器(警報用)	R43-64FDA	-	継電器	クラス1	As
		発電機過電圧継電器(警報用)	R43-59DA	-	継電器	クラス1	As
		発電機比率差動継電器	R43-87DB	-	継電器	クラス1	As
		発電機逆電力継電器	R43-67DB	-	継電器	クラス1	As
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備(発電機) (保護継電装置の種類)	発電機過電流継電器	R43-51VDB	-	継電器	クラス1	As
		発電機地絡継電器(警報用)	R43-64GDB	-	継電器	クラス1	As
		発電機界磁地絡継電器(警報用)	R43-64FDB	-	継電器	クラス1	As
		発電機過電圧継電器(警報用)	R43-59DB	-	継電器	クラス1	As
		発電機比率差動継電器	R43-87DH	-	継電器	クラス1	As
		発電機逆電力継電器	R43-67DH	-	継電器	クラス1	As
		発電機過電流継電器	R43-51VDH	-	継電器	クラス1	As
		発電機地絡継電器(警報用)	R43-64GDH	-	継電器	クラス1	As
		発電機界磁地絡継電器(警報用)	R43-64FDH	-	継電器	クラス1	As
		発電機過電圧継電器(警報用)	R43-59DH	-	継電器	クラス1	As
		ディーゼル発電機A リアトル盤ESS-I	H21-P103A	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		ディーゼル発電機B リアトル盤ESS-II	H21-P103B	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		ディーゼル発電機HPCS リアトル盤ESS-III	H21-P103H	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		ディーゼル発電機A自動電圧調整器盤ESS-I	H21-P101A	-	調整器	クラス1	As
		ディーゼル発電機B自動電圧調整器盤ESS-II	H21-P101B	-	調整器	クラス1	As
		ディーゼル発電機HPCS自動電圧調整器盤ESS-III	H21-P101H	-	調整器	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備(発電機) (中性点接地装置)	ディーゼル発電機A 中性点接地装置盤ESS- I	H21-P106A	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		ディーゼル発電機B 中性点接地装置盤ESS- II	H21-P106B	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		ディーゼル発電機HPCS 中性点接地装置盤ESS- III	H21-P106H	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
原子炉格納施設	可燃性ガス濃度制御系	可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器	T49-B001	A B	電気ヒータ 電気ヒータ	クラス1 クラス1	A A
計測制御系統設備	制御棒駆動系	制御棒駆動水加熱器	C12-D007	-	電気ヒータ	クラス3	B
計測制御系統設備	制御棒駆動系	制御棒駆動水加熱器	C12-D007	-	タンク	ノンクラス	B
原子炉格納施設	原子炉格納容器貫通部	高圧動力	X-100	A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		低圧動力		A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		制御・計装	X-102	A B C D E	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		計装		A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
原子炉格納施設	原子炉格納容器貫通部	制御・計装	X-103	A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		制御・計装	X-104	A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		制御・計装	X-105	A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
その他の発電装置	蓄電池及び充電器	直流250V充電器 常用	R42-P003	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		直流250V充電器 予備	R42-P004	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		直流125V充電器盤 5A	R42-P006A	A	制御盤 電源盤	クラス1	As
		直流125V充電器盤 5B	R42-P006B	B	制御盤 電源盤	クラス1	As
		直流125V充電器盤 予備	R42-P008	-	制御盤 電源盤	クラス3	As

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
その他の発電装置	蓄電池及び充電器	直流125VHPCS充電器 常用	R42-P006H	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		直流125VHPCS充電器 予備	R42-P008H	-	制御盤 電源盤	クラス3	As
		125V蓄電池5A	-	A	蓄電池	クラス1	As
		125V蓄電池5B	-	B	蓄電池	クラス1	As
		125V蓄電池HPCS	-	-	蓄電池	クラス1	As
	バイタル交流電源設備	250V蓄電池	-	-	蓄電池	クラス3	C
		バイタル交流電源装置5A	R46	A	制御盤 電源盤	クラス1	As
		バイタル交流電源装置5B	R46	B	制御盤 電源盤	クラス1	As
		タービンバイパス弁	N37-F001A	1	弁	クラス2	B
				3	弁	クラス2	B
				5	弁	クラス2	B
				7	弁	クラス2	B
			N37-F001B	2	弁	クラス2	B
				4	弁	クラス2	B
				6	弁	クラス2	B
				8	弁	クラス2	B
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	第1給水加熱器	N21-B001	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
		第2給水加熱器	N21-B002	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
		第3給水加熱器	N21-B003	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
		第4給水加熱器	N21-B004	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
	第5給水加熱器	N21-B005	A	給水加熱器	クラス3	B	
			B	給水加熱器	クラス3	B	
			C	給水加熱器	クラス3	B	
	第6給水加熱器	N21-B006	A	給水加熱器	クラス3	B	
			B	給水加熱器	クラス3	B	
			C	給水加熱器	クラス3	B	
	第2給水加熱器ドレン冷却器	N21-B009	A	給水加熱器	クラス3	B	
			B	給水加熱器	クラス3	B	
	第6給水加熱器ドレン冷却器	N21-B010	A	給水加熱器	クラス3	B	
			B	給水加熱器	クラス3	B	
			C	給水加熱器	クラス3	B	
	タービン駆動原子炉給水ポン	N38-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	N38-C002	A	ポンプ駆動用タービン	クラス3	B	
			B	ポンプ駆動用タービン	クラス3	B	
	電動機駆動原子炉給水ポン	N38-C011	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	復水ポンプ	N21-C001	A	立形ポンプ	クラス3	B	
			B	立形ポンプ	クラス3	B	
			C	立形ポンプ	クラス3	B	
給水加熱器ドレンペント系	主配管	-	-	配管	クラス3	B	
	復水浄化系	復水ろ過装置復水ろ過器	N26-D001	A	ろ過脱塩器	クラス3	B
			B	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			C	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			D	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			E	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			F	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			G	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			H	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			I	ろ過脱塩器	クラス3	B	
		復水脱塩装置復水脱塩塔	N27-D001	A	ろ過脱塩器	クラス3	B
			B	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			C	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			D	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			E	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			F	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			G	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			H	ろ過脱塩器	クラス3	B	

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	復水浄化系	復水脱塩装置陽イオン樹脂再生塔	N27-D003	-	ろ過脱塩器	ノンクラス	B
		復水脱塩装置陰イオン樹脂再生塔	N27-D004	-	ろ過脱塩器	ノンクラス	B
		主配管	-	-	配管	クラス3	B
	抽気系	主配管	-	-	配管	クラス3	B
	タービン補助蒸気系	主配管	-	-	配管	クラス3	B
	計測制御系統設備	計装用圧縮空気系	P52-A003	-	タンク	クラス3	C
		計装用圧縮空気系空気貯槽 安全弁	P52-F006	-	弁	クラス3	C
		計装用圧縮空気系空気圧縮	P52-C001	A B	空気圧縮機 空気圧縮機	クラス3 クラス3	C C
		主配管1	-	-	配管	クラス3	C
		主配管2	-	-	配管	ノンクラス	C
		計装用圧縮空気系除湿装置	P52-A005	A B C D	除湿塔 除湿塔 除湿塔 除湿塔	クラス3 クラス3 クラス3 クラス3	C C C C
廃棄設備	気体廃棄物処理系	気体廃棄物処理系排ガス予熱器	N62-B001	A B	熱交換器 熱交換器	クラス2 クラス2	B B
		気体廃棄物処理系排ガス復水器	N62-B002	A B	熱交換器 熱交換器	クラス2 クラス2	B B
		気体廃棄物処理系除湿冷却	N62-B003	A B	熱交換器 熱交換器	クラス2 クラス2	B B
		気体廃棄物処理系排ガスプロワ	N62-C001	-	ファン	クラス2	B
		気体廃棄物処理系排ガス再結合器	N62-D001	A B	タンク タンク	クラス2 クラス2	B B
		気体廃棄物処理系脱湿塔	N62-D005	A B	除湿塔 除湿塔	クラス2 クラス2	B B
		気体廃棄物処理系前置フィルタ	N62-D004	A B	フィルタ フィルタ	クラス2 クラス2	B B
		気体廃棄物処理系活性炭式希ガスホールドアップ塔	N62-D007	A B C D E F G H	タンク タンク タンク タンク タンク タンク タンク タンク	クラス2 クラス2 クラス2 クラス2 クラス2 クラス2 クラス2 クラス2	B B B B B B B B
		気体廃棄物処理系排ガスフィルタ	N62-D008	A	タンク	クラス2	B
		N62-D008	B	タンク	クラス2	B	
		気体廃棄物処理系排ガス抽出器	N62-D009	-	空気抽出器	クラス2	B
		気体廃棄物処理系排ガスプロワサイレンサ	N62-D030	-	配管	クラス2	B
		気体廃棄物処理系排ガスプロワ後置冷却器	N62-B005	A B	熱交換器 熱交換器	クラス2 クラス2	B B
		主配管	-	-	配管	クラス2	B
	液体廃棄物処理系	タービン建屋低電導度廃液サンプ	K11-A003	A B	タンク タンク	クラス3 クラス3	B B
		タービン建屋高電導度廃液サンプ	K11-A103	A B	タンク タンク	クラス3 クラス3	B B
		タービン建屋低電導度廃液サンプポンプ	K11-C003	A B C D	立形ポンプ 立形ポンプ 立形ポンプ 立形ポンプ	クラス3 クラス3 クラス3 クラス3	B B B B
		タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ	K11-C103	A B C D	立形ポンプ 立形ポンプ 立形ポンプ 立形ポンプ	クラス3 クラス3 クラス3 クラス3	B B B B
		主配管	-	-	配管	クラス3	B
蒸気タービン	蒸気タービン	高圧タービン	N31-C001	-	主タービン	クラス3	B
		低圧タービン	N31-C002	A B C	主タービン 主タービン 主タービン	クラス3 クラス3 クラス3	B B B
		リード管	-	-	配管	クラス3	B
		クロスアラウンド管	-	-	配管	クラス3	B
		第1抽気管	-	-	配管	クラス3	B
		第2抽気管	-	-	配管	クラス3	B
		第3抽気管	-	-	配管	クラス3	B

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
蒸気タービン	蒸気タービン	第4抽気管	-	-	配管	クラス3	B
		蒸化器加熱蒸気管	-	-	配管	クラス3	B
		湿分分離器	N35-D001	A	湿分分離器	クラス3	B
			N35-D001	B	湿分分離器	クラス3	B
	調速装置及び非常調速装置の種類	調速装置	-	-	主タービン	クラス3	B
		非常調速装置	-	-	主タービン	クラス3	B
	復水器	復水器	N61-B001	A	復水器	クラス3	B
				B	復水器	クラス3	B
				C	復水器	クラス3	B
		復水浄化ポンプ	N25-C001	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
		復水器真空ポンプ	N21-C009	-	横形ポンプ	ノンクラス	B
		循環水ポンプ	N71-C001	A	立形ポンプ	クラス3	C
				B	立形ポンプ	クラス3	C
				C	立形ポンプ	クラス3	C
	起動停止用蒸気式空気抽出器	起動停止用蒸気式空気抽出器	N21-D019	-	空気抽出器	クラス3	B
			N21-D020	-	空気抽出器	クラス3	B
		復水ヘッドタンク	N25-A001	-	タンク	クラス3	B
蒸気タービン	蒸気タービンに附属する熱交換器	グランド蒸気蒸化器	N33-B001	-	熱交換器	クラス3	B
		グランド蒸気復水器	N33-B002	-	熱交換器	クラス3	B
		蒸気式空気抽出器	N21-B007	-	空気抽出器	クラス3	B
	蒸気タービンに附属する管	主蒸気系の管	-	-	配管	クラス3	B
		タービン補助蒸気系の管	-	-	配管	クラス3	B
		抽気系の管	-	-	配管	クラス3	B
		タービングランド蒸気系の管	-	-	配管	クラス3	B
		復水器空気抽出系の管	-	-	配管	クラス3	B
		復水給水系の管	-	-	配管	クラス3	B
		給水加熱器ドレンベント系の管	-	-	配管	クラス3	B
		復水浄化系の管	-	-	配管	クラス3	B
		グランド蒸気蒸化器加熱蒸気減圧弁	N36-F051	A	弁	クラス3	B
				B	弁	クラス3	B
		グランド蒸気減圧弁	N33-F012	A	弁	クラス3	B
			N33-F015	B	弁	クラス3	B
		起動用グランド蒸気減圧弁	N33-F027	-	弁	クラス3	B
		グランド蒸気蒸化器加熱蒸気安全弁	N36-F055	-	弁	クラス3	B
			N36-F056	-	弁	クラス3	B
			N36-F057	-	弁	クラス3	B
			N36-F058	-	弁	クラス3	B
		グランド蒸気管安全弁	N33-F040	-	弁	クラス3	B
			N33-F041	-	弁	クラス3	B
			N33-F042	-	弁	クラス3	B
放射線管理設備	タービン建屋換気空調系	T/B送風機	U41-C301	A	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C
		T/B排風機	U41-C302	A	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C
補助ボイラー	補助ボイラーに附属する管	所内蒸気系タービン建屋入口減圧弁	P61-F023	-	弁	クラス3	C
		所内蒸気系タービン建屋入口安全弁	P61-F054	-	弁	クラス3	C
廃棄設備	廃棄物貯蔵設備	濃縮廃液タンク	K22-A001	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
		原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽	K21-A001	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
		復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽	K21-A051	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
				C	ブルーライニング	クラス3	B
				D	ブルーライニング	クラス3	B
		使用済樹脂槽	K21-A021	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
		原子炉建屋付属棟低電導度廃液サンプ	K11-A002	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
		原子炉建屋付属棟高電導度廃液サンプ	K11-A102	A	タンク	クラス3	B
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系			B	タンク	クラス3	B
		サービス建屋高電導度廃液サンプ	K11-A111	-	タンク	クラス3	B
		サービス建屋シャワードレンサンプ	K11-A601	-	タンク	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	原子炉建屋付属棟低電導度 廃液サンプポンプ	K11-C002	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
		原子炉建屋付属棟高電導度 廃液サンプポンプ	K11-C102	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
		サービス建屋高電導度廃液 サンプポンプ	K11-C111	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
		サービス建屋シャワードレン サンプポンプ	K11-C601	A	立形ポンプ	ノンクラス	C
				B	立形ポンプ	ノンクラス	C
		焼却炉建屋高電導度廃液サ ンプ	K11-A251	-	タンク	クラス3	B
		焼却炉建屋高電導度廃液サ ンプポンプ	K11-C251	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
廃棄設備	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	圧力抑制室プール水サージボ ンブ室高電導度廃液サンプ	K11-A112	-	タンク	クラス3	B
		圧力抑制室プール水サージボ ンブ室高電導度廃液サンプボ ンブ	K11-C112	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
		主配管	-	-	配管	クラス3	B
		主配管	-	-	配管	ノンクラス	C
		低電導度廃液系収集槽	K12-A001	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
				C	ブルーライニング	クラス3	B
		低電導度廃液系サンブル槽	K12-A004	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
		低電導度廃液系収集ポンプ	K12-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
			K12-C004	B	横形ポンプ	クラス3	B
		低電導度廃液系サンブルポン プ		A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		低電導度廃液系ろ過器	K12-D001	A	ろ過脱塩器	クラス3	B
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
		低電導度廃液系脱塩塔	K12-D003	A	ろ過脱塩器	クラス3	B
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
		主配管	-	-	配管	クラス3	B
		高電導度廃液系収集タンク	K13-A001	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
				D	タンク	クラス3	B
		高電導度廃液系蒸留水タンク	K13-A005	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
		高電導度廃液系サンブル槽	K13-A002	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
		高電導度廃液系貯留槽	K13-A003	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
		高電導度廃液系濃縮装置加 熱器	K13-D005	A	熱交換器	クラス3	B
				B	熱交換器	クラス3	B
		高電導度廃液系濃縮装置復 水器	K13-B001	A	熱交換器	クラス3	B
				B	熱交換器	クラス3	B
		高電導度廃液系収集ポンプ	K13-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
				C	横形ポンプ	クラス3	B
				D	横形ポンプ	クラス3	B
		高電導度廃液系濃縮装置循 環ポンプ	K13-C005	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
		高電導度廃液系蒸留水ポン プ	K13-C002	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		高電導度廃液系サンブルポン プ	K13-C003	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		高電導度廃液系貯留水ポン プ	K13-C004	A	横形ポンプ	クラス3	C
				B	横形ポンプ	クラス3	C
		高電導度廃液系濃縮装置蒸 発缶	K13-D004	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
		高電導度廃液系濃縮装置蒸 発デミスタ	K13-D006	A	フィルタ	クラス3	B
				B	フィルタ	クラス3	B
		高電導度廃液系脱塩塔	K13-D001	A	ろ過脱塩器	クラス3	B
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
		主配管	-	-	配管	クラス3	B
		主配管	-	-	配管	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 シャワードレン系	シャワードレン系収集タンク	K16-A002	A	タンク	ノンクラス	C
				B	タンク	ノンクラス	C
		シャワードレン系収集ポンプ	K16-C002	A	横形ポンプ	ノンクラス	C
				B	横形ポンプ	ノンクラス	C
		シャワードレン系受タンク	K16-A001	-	タンク	ノンクラス	C
		シャワードレン系受ポンプ	K16-C001	A	横形ポンプ	ノンクラス	C
				B	横形ポンプ	ノンクラス	C
		シャワードレン系ろ過器	K16-D001	A	ろ過脱塩器	ノンクラス	C
				B	ろ過脱塩器	ノンクラス	C
		主配管	-	-	配管	ノンクラス	C
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 洗濯廃液系	洗濯廃液系受タンク	K14-A005	A	タンク	ノンクラス	B
				B	タンク	ノンクラス	B
		洗濯廃液系受ポンプ	K14-C005	A	横形ポンプ	ノンクラス	B
				B	横形ポンプ	ノンクラス	B
		洗濯廃液系ろ過機	K14-D013	A	横形ポンプ	ノンクラス	B
				B	横形ポンプ	ノンクラス	B
				C	横形ポンプ	ノンクラス	B
		主配管	-	-	配管	ノンクラス	B
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 圧力抑制室プール水排水系	圧力抑制室プール水サーナポンプ	U49-C001	-	横形ポンプ	ノンクラス	B	
	圧力抑制室プール水サーナンク	U49-A001	-	タンク	クラス3	B	
	主配管	-	-	配管	ノンクラス	B	
	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	復水浄化系逆洗水受タンク	K21-A041	-	タンク	クラス3	B
	廃スラッジ系受タンク	K21-A061	-	タンク	クラス3	B	
	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ	K21-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	復水浄化系逆洗水移送ポンプ	K21-C041	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	使用済樹脂槽デカントポンプ	K21-C021	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ	K21-C051	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	廃スラッジ系受ポンプ	K21-C061	-	横形ポンプ	クラス3	B	
	主配管	-	-	配管	クラス3	B	
廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 濃縮廃液系	廃スラッジ抜き装置	K21-D010	-	立形ポンプ	クラス3	B	
	焼却炉建屋廃スラッジタンク	K21-A001	-	タンク	クラス3	B	
	焼却炉建屋廃スラッジポンプ	K21-C401	-	横形ポンプ	クラス3	B	
	焼却炉建屋廃スラッジ供給ポンプ	K21-C402	-	横形ポンプ	クラス3	B	
	濃縮廃液ポンプ	K22-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
			C	横形ポンプ	クラス3	B	
	主配管	-	-	配管	クラス3	B	
	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 固化系	固化系乾燥機給液タンク	K23-A001	-	タンク	クラス3	B
	固化系粉体ホッパ	K23-A201	-	固化装置	クラス3	B	
	固化系混合槽	K23-A203	-	固化装置	クラス3	B	
	固化系ミストセバーレータ	K23-D101	-	固化装置	クラス3	B	
	固化系復水器	K23-B101	-	固化装置	クラス3	B	
	固化系乾燥機給液ポンプ	K23-C001	-	固化装置	クラス3	B	
	固化系乾燥機	K23-D001	-	固化装置	クラス3	B	
	固化系粉体移送機	K23-D201	-	固化装置	クラス3	B	
	固化系粉体供給機	K23-D202	-	固化装置	クラス3	B	
	固化系ヘッドタンク	K23-A002	-	固化装置	クラス3	B	
	主配管	-	-	配管	クラス3	B	
廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 雑固体系	排ガスケーラ	K26-B001	-	熱交換器	クラス3	B	
	焼却炉	K26-D001	-	焼却装置	クラス3	B	
	排ガス前置フィルタ	K26-D002	A	フィルタ	クラス3	B	
			B	フィルタ	クラス3	B	
	排ガスフィルタ	K26-D003	A	フィルタ	クラス3	B	
			B	フィルタ	クラス3	B	
	排ガスプロワ	K26-C001	-	ファン	クラス3	B	
	排ガス補助プロワ	K26-C002	-	ファン	クラス3	B	
放射線管理設備	排気筒	K26-D004	-	焼却装置	クラス3	B	
	換気設備 廃棄物処理区域 換気空調系	RW/Z送風機	U41-C151	A	ファン	ノンクラス	C
			B	ファン	ノンクラス	C	
			C	ファン	ノンクラス	C	

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理設備	換気設備 廃棄物処理区域 換気空調系	RW/Z排風機	U41-C152	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
				C	ファン	ノンクラス	C
		M/B送風機	U41-C751	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
		S/B送風機	U41-C701	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
		S/B排風機	U41-C702	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
		焼却炉建屋送風機	U41-2001	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
補助ボイラ	補助ボイラ(4A)	胴	P62-D001A	4A	ボイラ	クラス3	C
		胴取付の主な管台			ボイラ	クラス3	C
	補助ボイラ(4B)	胴	P62-D001B	4B	ボイラ	クラス3	C
		胴取付の主な管台			ボイラ	クラス3	C
	補助ボイラの管	連絡管	-	-	配管	クラス3	C
	安全弁	補助ボイラ用安全弁	P62-F047A	4A	弁	クラス3	C
			P62-F048A	4A	弁	クラス3	C
			P62-F047B	4B	弁	クラス3	C
			P62-F048B	4B	弁	クラス3	C
	補助ボイラに附属する給水設備 給水ポンプ	給水ポンプ	P62-C001	A	横形ポンプ	クラス3	C
				B	横形ポンプ	クラス3	C
				C	横形ポンプ	クラス3	C
		循環ポンプ	P62-D001A	4A	横形ポンプ	クラス3	C
			P62-D001B	4B	横形ポンプ	クラス3	C
	補助ボイラに附属する給水設備 貯水設備	給水タンク	P62-A001	A	タンク	クラス3	C
				B	タンク	クラス3	C
補助ボイラに附属するボイラ水処理設備 薬液注入装置	脱酸剤ポンプ	P62-C002	-	往復動式ポンプ	ノンクラス	C	
	低負荷用脱酸剤ポンプ	P62-C006	-	往復動式ポンプ	ノンクラス	C	
	清缶剤ポンプ	P62-C003	A	往復動式ポンプ	ノンクラス	C	
			B	往復動式ポンプ	ノンクラス	C	
	補助ボイラに附属する管 外径150mm以上の管	主蒸気管	-	-	配管	クラス3	C
		給水管	-	-	配管	クラス3	C
		所内蒸気系	-	-	配管	クラス3	C
	補助ボイラに附属する管 蒸気だめ	蒸気だめ	P62-G001	A	配管	クラス3	C
				B	配管	クラス3	C
	補助ボイラに附属する管 減圧装置	濃縮装置加熱器入口減圧弁	K13-F205	A	弁	ノンクラス	C
				B	弁	ノンクラス	C
	補助ボイラに附属する管 安全弁	濃縮装置加熱器入口安全弁	K13-F246	A	弁	ノンクラス	C
				B	弁	ノンクラス	C
蒸気タービン	蒸気タービンに附属する給水処理設備	純水タンク	Y41-A006C	No.3	タンク	ノンクラス	C
			Y41-A006D	No.4	タンク	ノンクラス	C
		純水処理装置	Y41	No.3	ろ過脱塩器	ノンクラス	C
		純水移送ポンプ	P11-C001	A	横形ポンプ	ノンクラス	C
				B	横形ポンプ	ノンクラス	C
		純水送水ポンプ	Y41-C029	A	横形ポンプ	ノンクラス	C
				B	横形ポンプ	ノンクラス	C
廃棄設備	廃棄物貯蔵設備	濃縮廃液タンク液位	K22-LS-002	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
				C	計器	ノンクラス	C
		原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽液位	K21-LS-002	A	計器	ノンクラス	C
	復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽液位		K21-LS-021	B	計器	ノンクラス	C
				C	計器	ノンクラス	C
				D	計器	ノンクラス	C
	使用済樹脂槽液位 廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	使用済樹脂槽液位	K21-LS-031	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		原子炉建屋付属棟低電導度廃液サンプル液位	K11-LS-005	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
			K11-LS-004	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	タービン建屋低電導度廃液サンプル液位	K11-LS-011	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		原子炉建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-010	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
			K11-LS-104	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
				C	計器	ノンクラス	C
		原子炉建屋付属棟高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-103	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
				C	計器	ノンクラス	C
		タービン建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-111	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		サービス建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-110	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		タービン建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-121	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		サービス建屋シャワードレンサンプル液位	K11-LS-120	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		サービス建屋シャワードレンサンプル液位	K11-LS-131	-	計器	ノンクラス	C
			K11-LS-130	-	計器	ノンクラス	C
		原子炉建屋付属棟低電導度廃液サンプルポンプ電動機	K11-LS-323	-	計器	ノンクラス	C
			K11-LS-322	-	計器	ノンクラス	C
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 低電導度廃液系	原子炉建屋付属棟高電導度廃液サンプルポンプ電動機	K11-C002	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
				C	電動機	ノンクラス	C
				D	電動機	ノンクラス	C
		サービス建屋高電導度廃液サンプルポンプ電動機	K11-C102	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
				C	電動機	ノンクラス	C
				D	電動機	ノンクラス	C
		サービス建屋シャワードレンサンプルポンプ電動機	K11-C111	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 高電導度廃液系	サービス建屋シャワードレンサンプルポンプ電動機	K11-C601	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
			K12-LS-001	A	計器	ノンクラス	C
		低電導度廃液系サンブル槽液位		B	計器	ノンクラス	C
			K12-LS-010	C	計器	ノンクラス	C
		低電導度廃液系収集ポンプ電動機	K12-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		低電導度廃液系サンブルポンプ電動機	K12-C004	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		高電導度廃液系収集タンク液位	K13-LS-001	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
				C	計器	ノンクラス	C
				D	計器	ノンクラス	C
		高電導度廃液系蒸留水タンク液位	K13-LS-020	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		高電導度廃液系サンブル槽液位	K13-LS-030	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		高電導度廃液系貯留槽液位	K13-LS-040	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		高電導度廃液系収集ポンプ電動機	K13-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
				C	電動機	ノンクラス	C
				D	電動機	ノンクラス	C
		高電導度廃液系濃縮装置循環ポンプ電動機	K13-C005	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		高電導度廃液系蒸留水ポンプ電動機	K13-C002	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		高電導度廃液系サンブルポンプ電動機	K13-C003	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		高電導度廃液系貯留水ポンプ電動機	K13-C004	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 シャワードレン系	シャワードレン系収集タンク液位	K16-LS-011	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		シャワードレン系収集ポンプ電動機	K16-C002	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		シャワードレン系受タンク液位	K16-LS-001	-	計器	ノンクラス	C
			K16-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
廃棄設備	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	復水浄化系逆洗水受タンク液位	K21-LS-010	-	計器	ノンクラス	C	
		廃スラッジ系受タンク液位	K21-LS-040	-	計器	ノンクラス	C	
		原子炉冷却材净化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ電動機	K21-C001	A	電動機	ノンクラス	C	
				B	電動機	ノンクラス	C	
		復水浄化系逆洗水移送ポンプ電動機	K21-C041	A	電動機	ノンクラス	C	
		B	電動機	ノンクラス	C			
		復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ電動機	K21-C051	A	電動機	ノンクラス	C	
				B	電動機	ノンクラス	C	
		使用済樹脂槽デカントポンプ電動機	K21-C021	A	電動機	ノンクラス	C	
				B	電動機	ノンクラス	C	
廃棄設備	濃縮廃液系	廃スラッジ抜装置ポンプ電動機	K21-C081	-	電動機	ノンクラス	C	
		廃スラッジ抜装置昇降装置電動機	K21-D010	-	電動機	ノンクラス	C	
		濃縮廃液ポンプ電動機	K22-C001	A	電動機	ノンクラス	C	
				B	電動機	ノンクラス	C	
				C	電動機	ノンクラス	C	
		固化系	固化系乾燥機給液タンク液位	K23-LS-002	-	計器	ノンクラス	C
				K23-C001	-	固化装置	ノンクラス	C
			K23-D001	-	固化装置	ノンクラス	C	
			K23-D201	-	固化装置	ノンクラス	C	
			K23-D202	-	固化装置	ノンクラス	C	
漏えいの検出装置及び警報装置	液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置	原子炉建屋付属棟低電導度廃液サンプル液位	K11-LS006	A	計器	ノンクラス	C	
		B	計器	ノンクラス	C			
		タービン建屋低電導度廃液サンプル液位	K11-LS-012	A	計器	ノンクラス	C	
		B	計器	ノンクラス	C			
		原子炉建屋原子炉棟高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-105	A	計器	ノンクラス	C	
				B	計器	ノンクラス	C	
				C	計器	ノンクラス	C	
		床漏えい検出器継電器盤1	H21-P299-1	-	制御盤	ノンクラス	C	
		原子炉建屋付属棟高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-112	A	計器	ノンクラス	C	
				B	計器	ノンクラス	C	
		床漏えい検出器継電器盤8	H21-P299-4	-	制御盤	ノンクラス	C	
		タービン建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-122	A	計器	ノンクラス	C	
				B	計器	ノンクラス	C	
		床漏えい検出器継電器盤4	H21-P397	-	制御盤	ノンクラス	C	
		サービス建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-132	-	計器	ノンクラス	C	
		サービス建屋シャワードレンサンプル液位	K11-LS-324	-	計器	ノンクラス	C	
		床漏えい検出器継電器盤6	H21-P531	-	制御盤	ノンクラス	C	
廃棄設備	洗濯廃液系	洗濯廃液系受タンク液位	K14-LS111	A-2	計器	ノンクラス	C	
				B-2	計器	ノンクラス	C	
		洗濯廃液系受ポンプ電動機	K14-C005	A	電動機	ノンクラス	C	
				B	電動機	ノンクラス	C	
		洗濯廃液系ろ過機電動機(高速用)	K14-C013	A	電動機	ノンクラス	C	
				B	電動機	ノンクラス	C	
				C	電動機	ノンクラス	C	
		洗濯廃液系ろ過機電動機(低速用)	K14-C013	A	電動機	ノンクラス	C	
				B	電動機	ノンクラス	C	
				C	電動機	ノンクラス	C	
廃棄設備	放射性ドレン移送系	洗濯廃液系受タンク室液位	U46-LS-501	-	計器	ノンクラス	C	
		洗濯廃液系制御盤	H21-P690	-	制御盤	ノンクラス	C	
		焼却炉建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS252	-	計器	ノンクラス	C	
				-	計器	ノンクラス	C	
		焼却炉建屋高電導度廃液サンプルポンプ電動機	K11-C251	A	電動機	ノンクラス	C	
				B	電動機	ノンクラス	C	

柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
廃棄設備	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	焼却炉建屋廃スラッジタンク液位	K21-LS401	-	計器	ノンクラス	C	
		廃スラッジ系受ポンプ電動機	K21-C061	-	電動機	ノンクラス	C	
		焼却炉建屋廃スラッジポンプ電動機	K21-C401	-	電動機	ノンクラス	C	
		焼却炉建屋廃スラッジ供給ポンプ電動機	K21-C402	-	電動機	ノンクラス	C	
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	圧力抑制室プール水サージポンプ室高電導度廃液サンプ液位	K11-LS-140	-	計器	ノンクラス	C	
			K11-LS-141	-	計器	ノンクラス	C	
		圧力抑制室プール水サージポンプ室高電導度廃液サンプ電動機	K11-C112	A B	電動機 電動機	ノンクラス ノンクラス	C C	
		圧力抑制室プール水サージタンク液位	U49-LS005	-	計器	ノンクラス	C	
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 圧力抑制室プール水排水系	圧力抑制室プール水サージポンプ電動機	U49-C001	-	電動機	ノンクラス	C	
		漏えいの検出装置及び警報装置 流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置	焼却炉建屋高電導度廃液サンプ液位	K11-LS253	-	計器	ノンクラス	C
		焼却炉建屋床漏えい現場盤	H21-P811	-	制御盤	ノンクラス	C	
		圧力抑制室プール水サージポンプ室高電導度廃液サンプ液位	K11-LS-142	-	計器	ノンクラス	C	
		圧力抑制室プール水サージタンク液位	U46-LS-401	-	計器	ノンクラス	C	
		床漏えい検出器継電器盤7	H21-P660	-	制御盤	ノンクラス	C	
電気設備	変圧器	補助ボイラ用変圧器	P62-J004	A B	変圧器 変圧器	ノンクラス ノンクラス	C C	
		補助ボイラ用変圧器比率差動継電器	P62-87	4A 4B	継電器 継電器	ノンクラス ノンクラス	C C	
		補助ボイラ用変圧器過電流継電器	P62-57	4A 4B	継電器 継電器	ノンクラス ノンクラス	C C	
		補助ボイラ(4A)電気盤	H21-P472A	4A	制御盤	ノンクラス	C	
		補助ボイラ(4B)電気盤	H21-P472B	4B	制御盤	ノンクラス	C	
		補助ボイラ用変圧器温度高継電器	P62-26	4A 4B	計器 計器	ノンクラス ノンクラス	C C	
		補助ボイラ用変圧器衝撃油圧継電器	P62-96P	4A 4B	計器 計器	ノンクラス ノンクラス	C C	
		給水ポンプ電動機	P62-C001	A B C	電動機 電動機 電動機	クラス3 クラス3 クラス3	C C C	
	補助ボイラ	循環ポンプ電動機	P62-CPA P62-CPB	4A 4B	電動機 電動機	クラス3 クラス3	C C	
放射線管理用計測装置		プロセスマニタリング設備	焼却炉建屋排気筒放射線モニタ	D11-RE002	A B	検出器 検出器	ノンクラス ノンクラス	C C
エリアモニタリング設備	焼却炉建屋放射線モニタ(1階雑固体一時置場 エリアモニタ)	D21-RE003	-	検出器	ノンクラス	C		
	焼却炉建屋放射線モニタ(灰ドラム検査エリア エリアモニタ)	D21-RE004	-	検出器	ノンクラス	C		
	焼却炉建屋放射線モニタ(トランク室 エリアモニタ)	D21-RE005	-	検出器	ノンクラス	C		
	焼却炉建屋放射線モニタ(2階雑固体一時置場 エリアモニタ)	D21-RE006	-	検出器	ノンクラス	C		
	焼却設備放射線モニタ盤	H14-P713	-	制御盤	ノンクラス	C		

添付資料-2

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号	技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条の項号							
原 1	この省令は、原子力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物について適用する。	第1条(通用範囲) 1. 本省令は、原子力発電所に対する設計可上の位置付けは、設置(変更)許可申請に付する電気工作物等に施設された事項を、工事計画等の後段規制において具体制定認証のための基準とする。 2. 第1条は、本省令の適用範囲を定めたもので、「原子力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物」とは、電気事業法施行規則の別表第3の「発電所の」(原子力設備)及び「(ハ)附帯設備」(原子力発電所に施設するものに限る。)に掲げられている事項を含む電気工作物である。 3. 本省令は、各款文において別途適用が規定されている場合を除き、原子力発電所の設計監修時(改修時を含む。)に、充足すべき基準であるとともに、供用を開始した後に充てて適用すべき基準である。この場合において、電気事業法第47条に基づく工事計画認可又は同法第48条に基づく工事計画届出の場合にあっては、当該認可又は届出に当たって申請された事項又は規格(経年劣化を想定した必要仕様を除む。)と異なる場合は、当該申請に付する規格を適用する。 4. 本省令は、電気事業法に基づく原子力を原動力として電気を発生するための施設に對して適用されるが、ナトリウム冷却型原子力発電設備に係るものについては、「ナトリウム冷却型原子力発電設備への技術基準の適用に当たって(別記-1)」による。	第1条(通用範囲) 1. 設置(変更)許可申請における安全審査の認定事項としては、安全審査の客観的評価用を用いた評価指標(昭和62年2月29日通産省告示第77号)第2条第2項第8号)に関する規則(昭和63年2月29日通産省告示第77号)第2条第2項第8号)に規定される原子炉(以下「原子炉」と記す。)の運転時における運転の安全性評価指標(以下「運転指標」と記す。)に付する規則(昭和53年2月28日通産省告示第77号)第2条第2項第10号)(原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生する想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書に含まれる事項が、他の規格等に規定するものに該当する場合を除く。) また、電気事業法第47条及び第48条に基づいて、原子炉の安全性の観点から重要なものについて、工事計画の認可や届出を義務付けており、本技術基準との適合性を審査事項の一つとしている。 2. ナトリウム冷却型原子力発電設備は、発電用原子力設備であり、電気事業法上の技術基準適合義務、電気事業法に基づく工事計画認可等が求められるものである。本規格に併し、ナトリウム冷却型原子力発電設備にかかる以下の規格(以下「運転指標」と記す)に付する詳細な要求事項を「ナリツム冷却型原子力発電設備への技術基準への適用に当たって(別記-1)」で明確にしている。 - 極低温炉(BWR及びPWR)に関する要求事項に加え追加的な要求事項 (ナリツム運えいへの措置、ナトリウムを用いた循環設備、カバーフィル、高溫構造) - 一式技術基準の第3条(特殊な設計による認可)により適用除外可能な事項 (安全炉、原子炉容器内圧力の変動を自動的に調整する装置、格納容器部外装装置) - 運転要求事項と同様であるが仕様に差違がある設備 (原子炉冷却剂温度を監視するための熱離脱装置、通常運行炉心冷却設備、反応堆炉心冷却水系と燃焼水系の停止装置)	適用範囲	その他	-	適用範囲についての記載のため、分類をその他とした
原 2	第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとごとくによる。 1 「放射線」とは、原子力発電(昭和30年法律第186号)第3条第5号に規定する放射線又は「ガーバ電子ホルト未満のエネルギーを有する電子線若くはエニックス線であつて、自然に存在するもの以外のもの」をいふ。 2 「原子炉施設」とは、原子炉及びその附属設備をいふ。 3 「一次冷却却材」とは、原子炉から直接取り出すことを主目的とする液体をいう。 4 「二次冷却却材」とは、原子炉と熱交換器により冷却された際の冷却却材をいう。 5 「一次冷却却材系統」とは、一次冷却却材が保留在する回路をいう。 八「運転時の原子炉の運転度合い」とは、原子炉の運転度合に予想される機器運転率の一時的若しくは長期的動作又は運転員の第一の操作及びこれらと類似の動作により予想される外乱によって生ずる異常な状態をいう。 七「工学的安全施設」とは、原子炉施設の防護、措置等による原子炉内の燃料の破裂等により多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制又は防止するための機器等を有する施設設備。 八「反応堆炉心停止装置」とは、反応堆炉心停止装置、損壊炉心停止装置(日本原子力協会規格)、炉心冷却装置、炉心冷却水系等による原子炉の炉心停止装置等である。 九「周辺監視区域」とは、原子炉施設の周囲に於ける、日本電気協会「原子力発電所の周辺監視区域の設定及びその附則監視区域」として定めた区域である。 一〇「反応堆炉心停止装置並びに炉心冷却装置」とは、原子炉停止装置に於ける装置を停止するための機器等である。 一一「反応堆炉心停止装置並びに炉心冷却装置の停止」とは、原子炉停止装置並びに炉心冷却装置が停止する場合、地震等の発生等により原子炉の炉心に破損が生じる場合、或は、炉心冷却装置等の事故時に原子炉停止装置を自動させ、かつ、原子炉内の燃料の破裂等による多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、工学的安全施設を自動的に作動させる装置をい。以下同じ。)、非常用炉心冷却設備(原子炉停止装置内において発生した突然通常運転時において除去する装置等)等による停止装置、原子炉容器内において発生した突然通常運転時において原子炉の安全を確保するための必要な設備及びそれらの附属設備 一二「原子炉格納容器及びその隔壁室」 一三「非常用電気設備及びその附属設備」 九「管理区域」とは、原子力発電所の場所であつて、その場所における外部放射線の線量が当該場所を超え、空気中の放射性物質(空気中の放射性物質濃度)が通常の2倍を超過する場合に、以降密度が別に定める密度を超える、又は放射性物質濃度より2倍超された物の表面の放射性物質の密度が別に定める密度を超えるおそれがあるものをいわ。 十「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が別に定める線量限度を超えるおそれがないものをい。	第2条(定義) 1. 第2条に規定する「原子炉施設」は、電気事業法施行規則別表第3の「一般電源」の(三)「原子力設備」(9蒸気タービン(「容器用に限る。))に記載がいる事項を含む電気工作物であつて、次に記述を含む。 (一) 原子炉設備 1. 原子炉本体 2. 原子炉冷却却材設備 3. 計算制御系統設備 4. 燃料管理設備 5. 放射性廃棄物設備 6. 電気設備 7. 原子炉格納施設 8. 格納施設 9. 补助ボイラー 10. 補助ボイラー 11. 補助ボイラーに属する燃料設備 12. 補助ボイラーに属するばい害処理設備 (八) 原子炉設備 1. 発電所の運転を管理するための制御装置 2. 非常用給水装置 3. 三次元測定装置 (九) 通常の安全施設 1. 日常的な安全施設 2. 安全保護装置(運転時の異常な運転度合による場合、地震等により原子炉の炉心に破損が生じる場合、或は、炉心冷却装置等の事故時に原子炉停止装置を自動させ、かつ、原子炉内の燃料の破裂等による多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、工学的安全施設を自動的に作動させる装置をい。以下同じ。)、非常用炉心冷却設備(原子炉停止装置内において発生した突然通常運転時において除去する装置等)等による停止装置、原子炉容器内において発生した突然通常運転時において原子炉の安全を確保するための必要な設備及びそれらの附属設備 一二「原子炉格納容器及びその隔壁室」 一三「非常用電気設備及びその附属設備」 九「管理区域」とは、原子力発電所の場所であつて、その場所における外部放射線の線量が当該場所を超え、空気中の放射性物質(空気中の放射性物質濃度)が通常の2倍を超過する場合に、以降密度が別に定める密度を超える、又は放射性物質濃度より2倍超された物の表面の放射性物質の密度が別に定める密度を超えるおそれがあるものをいわ。 十「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が別に定める線量限度を超えるおそれがないものをい。	第6条に定める用語は、「常温水型原子炉施設に関する安全認定審査基準(平成13年3月29日通産省令委員会一部改訂)」(以下、「安全審査指標」という。)における運転時の異常な運転度合に整合を図っている。 2. 第8号イにおいて、原子炉容器は、「発電用常温水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(平成13年8月30日原子炉安全委員会決議)」(以下、「重要度分類審査指針」の「PSD」に属する機器でありますか。)を有する機器(「重要度分類指標」という。)である。 また、安全認定の完結とされていますいたる他の過渡時において原子炉を安全に運転するため必要な設備」は、具体的に該当する設備がないため、削除している。 3. 第8号の「安全機能と重要度分類指針の重要度の特徴」高い安全機能を有する系統との対応(例)2.1(PWRの例)及び表2.2(BWRの例)で示されています。 4. 第8号イハ、二及び六に該当すると、「発電用常温水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に規定するMS-1に属する系統および機器及びMS-2の二つの事故状況のプラン状態の指標機器を果たすべき系統と同様である。 5. 第8号ロに該当する設備として、制御棒、ほう酸注入系、その他の反応堆制御及び原子炉停止に係る設備がある。 6. 反応堆炉心停止装置は、PWRにおいては半導体積層制御装置及び非常用炉心冷却却材装置のほう酸注入機能が該當し、BWRにおいてはほう酸注入系が該当する。 7. 第9条に規定する「線形割度」とは、「参考用原子炉の起停に付する放熱指標書(平成17年12月1日)」。 8. 第6号イに規定する「安全設備」のイ、ハ、ニ及びオは次の設備をい。 イ. 容器、配管ポンプ等であつて原子炉冷却却材圧力パウンダリに属する設備 ハ. 安全保護装置、非常用炉心冷却却設備及び次の施設 1. 工学的安全施設(非常用炉心冷却却設備、原子炉格納容器及びその隔壁室を除く) 2. 原子炉停止装置(常時停止) 3. 常時運転 4. 安全保護装置、非常用炉心冷却却設備、原子炉格納容器及びその隔壁室 5. 原子炉停止装置(常時停止) 6. 原子炉冷却却系(BWR) 7. 残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)(BWR) 8. 原子炉停止装置(常時停止) 9. 加圧器保安弁(開機能)(PWR) 10. 制御室常用換気空調系 11. 格納容器エアゴマゴタ(事故時)(PWR) 12. 格納容器容積冷却塔(事故時)(BWR) 13. 原子炉建屋(BWR)、アニュラス(PWR)を含む 14. 一次冷却材ポンプ(除水) 15. (R)制御棒駆動装置(除水) 16. 原子炉冷却却系(BWR)、アニュラス(PWR)を含む 17. 一次冷却材ポンプ(除水) 18. (R)制御棒駆動装置(除水) 19. (R)制御棒駆動装置(除水) 20. (R)制御棒駆動装置(除水) 21. (R)制御棒駆動装置(除水) 22. (R)制御棒駆動装置(除水) 23. (R)制御棒駆動装置(除水) 24. (R)制御棒駆動装置(除水) 25. (R)制御棒駆動装置(除水) 26. (R)制御棒駆動装置(除水) 27. (R)制御棒駆動装置(除水) 28. (R)制御棒駆動装置(除水) 29. (R)制御棒駆動装置(除水) 30. (R)制御棒駆動装置(除水) 31. (R)制御棒駆動装置(除水) 32. (R)制御棒駆動装置(除水) 33. (R)制御棒駆動装置(除水) 34. (R)制御棒駆動装置(除水) 35. (R)制御棒駆動装置(除水) 36. (R)制御棒駆動装置(除水) 37. (R)制御棒駆動装置(除水) 38. (R)制御棒駆動装置(除水) 39. (R)制御棒駆動装置(除水) 40. (R)制御棒駆動装置(除水) 41. (R)制御棒駆動装置(除水) 42. (R)制御棒駆動装置(除水) 43. (R)制御棒駆動装置(除水) 44. (R)制御棒駆動装置(除水) 45. (R)制御棒駆動装置(除水) 46. (R)制御棒駆動装置(除水) 47. (R)制御棒駆動装置(除水) 48. (R)制御棒駆動装置(除水) 49. (R)制御棒駆動装置(除水) 50. (R)制御棒駆動装置(除水) 51. (R)制御棒駆動装置(除水) 52. (R)制御棒駆動装置(除水) 53. (R)制御棒駆動装置(除水) 54. (R)制御棒駆動装置(除水) 55. (R)制御棒駆動装置(除水) 56. (R)制御棒駆動装置(除水) 57. (R)制御棒駆動装置(除水) 58. (R)制御棒駆動装置(除水) 59. (R)制御棒駆動装置(除水) 60. (R)制御棒駆動装置(除水) 61. (R)制御棒駆動装置(除水) 62. (R)制御棒駆動装置(除水) 63. (R)制御棒駆動装置(除水) 64. (R)制御棒駆動装置(除水) 65. (R)制御棒駆動装置(除水) 66. (R)制御棒駆動装置(除水) 67. (R)制御棒駆動装置(除水) 68. (R)制御棒駆動装置(除水) 69. (R)制御棒駆動装置(除水) 70. (R)制御棒駆動装置(除水) 71. (R)制御棒駆動装置(除水) 72. (R)制御棒駆動装置(除水) 73. (R)制御棒駆動装置(除水) 74. (R)制御棒駆動装置(除水) 75. (R)制御棒駆動装置(除水) 76. (R)制御棒駆動装置(除水) 77. (R)制御棒駆動装置(除水) 78. (R)制御棒駆動装置(除水) 79. (R)制御棒駆動装置(除水) 80. (R)制御棒駆動装置(除水) 81. (R)制御棒駆動装置(除水) 82. (R)制御棒駆動装置(除水) 83. (R)制御棒駆動装置(除水) 84. (R)制御棒駆動装置(除水) 85. (R)制御棒駆動装置(除水) 86. (R)制御棒駆動装置(除水) 87. (R)制御棒駆動装置(除水) 88. (R)制御棒駆動装置(除水) 89. (R)制御棒駆動装置(除水) 90. (R)制御棒駆動装置(除水) 91. (R)制御棒駆動装置(除水) 92. (R)制御棒駆動装置(除水) 93. (R)制御棒駆動装置(除水) 94. (R)制御棒駆動装置(除水) 95. (R)制御棒駆動装置(除水) 96. (R)制御棒駆動装置(除水) 97. (R)制御棒駆動装置(除水) 98. (R)制御棒駆動装置(除水) 99. (R)制御棒駆動装置(除水) 100. (R)制御棒駆動装置(除水) 101. (R)制御棒駆動装置(除水) 102. (R)制御棒駆動装置(除水) 103. (R)制御棒駆動装置(除水) 104. (R)制御棒駆動装置(除水) 105. (R)制御棒駆動装置(除水) 106. (R)制御棒駆動装置(除水) 107. (R)制御棒駆動装置(除水) 108. (R)制御棒駆動装置(除水) 109. (R)制御棒駆動装置(除水) 110. (R)制御棒駆動装置(除水) 111. (R)制御棒駆動装置(除水) 112. (R)制御棒駆動装置(除水) 113. (R)制御棒駆動装置(除水) 114. (R)制御棒駆動装置(除水) 115. (R)制御棒駆動装置(除水) 116. (R)制御棒駆動装置(除水) 117. (R)制御棒駆動装置(除水) 118. (R)制御棒駆動装置(除水) 119. (R)制御棒駆動装置(除水) 120. (R)制御棒駆動装置(除水) 121. (R)制御棒駆動装置(除水) 122. (R)制御棒駆動装置(除水) 123. (R)制御棒駆動装置(除水) 124. (R)制御棒駆動装置(除水) 125. (R)制御棒駆動装置(除水) 126. (R)制御棒駆動装置(除水) 127. (R)制御棒駆動装置(除水) 128. (R)制御棒駆動装置(除水) 129. (R)制御棒駆動装置(除水) 130. (R)制御棒駆動装置(除水) 131. (R)制御棒駆動装置(除水) 132. (R)制御棒駆動装置(除水) 133. (R)制御棒駆動装置(除水) 134. (R)制御棒駆動装置(除水) 135. (R)制御棒駆動装置(除水) 136. (R)制御棒駆動装置(除水) 137. (R)制御棒駆動装置(除水) 138. (R)制御棒駆動装置(除水) 139. (R)制御棒駆動装置(除水) 140. (R)制御棒駆動装置(除水) 141. (R)制御棒駆動装置(除水) 142. (R)制御棒駆動装置(除水) 143. (R)制御棒駆動装置(除水) 144. (R)制御棒駆動装置(除水) 145. (R)制御棒駆動装置(除水) 146. (R)制御棒駆動装置(除水) 147. (R)制御棒駆動装置(除水) 148. (R)制御棒駆動装置(除水) 149. (R)制御棒駆動装置(除水) 150. (R)制御棒駆動装置(除水) 151. (R)制御棒駆動装置(除水) 152. (R)制御棒駆動装置(除水) 153. (R)制御棒駆動装置(除水) 154. (R)制御棒駆動装置(除水) 155. (R)制御棒駆動装置(除水) 156. (R)制御棒駆動装置(除水) 157. (R)制御棒駆動装置(除水) 158. (R)制御棒駆動装置(除水) 159. (R)制御棒駆動装置(除水) 160. (R)制御棒駆動装置(除水) 161. (R)制御棒駆動装置(除水) 162. (R)制御棒駆動装置(除水) 163. (R)制御棒駆動装置(除水) 164. (R)制御棒駆動装置(除水) 165. (R)制御棒駆動装置(除水) 166. (R)制御棒駆動装置(除水) 167. (R)制御棒駆動装置(除水) 168. (R)制御棒駆動装置(除水) 169. (R)制御棒駆動装置(除水) 170. (R)制御棒駆動装置(除水) 171. (R)制御棒駆動装置(除水) 172. (R)制御棒駆動装置(除水) 173. (R)制御棒駆動装置(除水) 174. (R)制御棒駆動装置(除水) 175. (R)制御棒駆動装置(除水) 176. (R)制御棒駆動装置(除水) 177. (R)制御棒駆動装置(除水) 178. (R)制御棒駆動装置(除水) 179. (R)制御棒駆動装置(除水) 180. (R)制御棒駆動装置(除水) 181. (R)制御棒駆動装置(除水) 182. (R)制御棒駆動装置(除水) 183. (R)制御棒駆動装置(除水) 184. (R)制御棒駆動装置(除水) 185. (R)制御棒駆動装置(除水) 186. (R)制御棒駆動装置(除水) 187. (R)制御棒駆動装置(除水) 188. (R)制御棒駆動装置(除水) 189. (R)制御棒駆動装置(除水) 190. (R)制御棒駆動装置(除水) 191. (R)制御棒駆動装置(除水) 192. (R)制御棒駆動装置(除水) 193. (R)制御棒駆動装置(除水) 194. (R)制御棒駆動装置(除水) 195. (R)制御棒駆動装置(除水) 196. (R)制御棒駆動装置(除水) 197. (R)制御棒駆動装置(除水) 198. (R)制御棒駆動装置(除水) 199. (R)制御棒駆動装置(除水) 200. (R)制御棒駆動装置(除水) 201. (R)制御棒駆動装置(除水) 202. (R)制御棒駆動装置(除水) 203. (R)制御棒駆動装置(除水) 204. (R)制御棒駆動装置(除水) 205. (R)制御棒駆動装置(除水) 206. (R)制御棒駆動装置(除水) 207. (R)制御棒駆動装置(除水) 208. (R)制御棒駆動装置(除水) 209. (R)制御棒駆動装置(除水) 210. (R)制御棒駆動装置(除水) 211. (R)制御棒駆動装置(除水) 212. (R)制御棒駆動装置(除水) 213. (R)制御棒駆動装置(除水) 214. (R)制御棒駆動装置(除水) 215. (R)制御棒駆動装置(除水) 216. (R)制御棒駆動装置(除水) 217. (R)制御棒駆動装置(除水) 218. (R)制御棒駆動装置(除水) 219. (R)制御棒駆動装置(除水) 220. (R)制御棒駆動装置(除水) 221. (R)制御棒駆動装置(除水) 222. (R)制御棒駆動装置(除水) 223. (R)制御棒駆動装置(除水) 224. (R)制御棒駆動装置(除水) 225. (R)制御棒駆動装置(除水) 226. (R)制御棒駆動装置(除水) 227. (R)制御棒駆動装置(除水) 228. (R)制御棒駆動装置(除水) 229. (R)制御棒駆動装置(除水) 230. (R)制御棒駆動装置(除水) 231. (R)制御棒駆動装置(除水) 232. (R)制御棒駆動装置(除水) 233. (R)制御棒駆動装置(除水) 234. (R)制御棒駆動装置(除水) 235. (R)制御棒駆動装置(除水) 236. (R)制御棒駆動装置(除水) 237. (R)制御棒駆動装置(除水) 238. (R)制御棒駆動装置(除水) 239. (R)制御棒駆動装置(除水) 240. (R)制御棒駆動装置(除水) 241. (R)制御棒駆動装置(除水) 242. (R)制御棒駆動装置(除水) 243. (R)制御棒駆動装置(除水) 244. (R)制御棒駆動装置(除水) 245. (R)制御棒駆動装置(除水) 246. (R)制御棒駆動装置(除水) 247. (R)制御棒駆動装置(除水) 248. (R)制御棒駆動装置(除水) 249. (R)制御棒駆動装置(除水) 250. (R)制御棒駆動装置(除水) 251. (R)制御棒駆動装置(除水) 252. (R)制御棒駆動装置(除水) 253. (R)制御棒駆動装置(除水) 254. (R)制御棒駆動装置(除水) 255. (R)制御棒駆動装置(除水) 256. (R)制御棒駆動装置(除水) 257. (R)制御棒駆動装置(除水) 258. (R)制御棒駆動装置(除水) 259. (R)制御棒駆動装置(除水) 260. (R)制御棒駆動装置(除水) 261. (R)制御棒駆動装置(除水) 262. (R)制御棒駆動装置(除水) 263. (R)制御棒駆動装置(除水) 264. (R)制御棒駆動装置(除水) 265. (R)制御棒駆動装置(除水) 266. (R)制御棒駆動装置(除水) 267. (R)制御棒駆動装置(除水) 268. (R)制御棒駆動装置(除水) 269. (R)制御棒駆動装置(除水) 270. (R)制御棒駆動装置(除水) 271. (R)制御棒駆動装置(除水) 272. (R)制御棒駆動装置(除水) 273. (R)制御棒駆動装置(除水) 274. (R)制御棒駆動装置(除水) 275. (R)制御棒駆動装置(除水) 276. (R)制御棒駆動装置(除水) 277. (R)制御棒駆動装置(除水) 278. (R)制御棒駆動装置(除水) 279. (R)制御棒駆動装置(除水) 280. (R)制御棒駆動装置(除水) 281. (R)制御棒駆動装置(除水) 282. (R)制御棒駆動装置(除水) 283. (R)制御棒駆動装置(除水) 284. (R)制御棒駆動装置(除水) 285. (R)制御棒駆動装置(除水) 286. (R)制御棒駆動装置(除水) 287. (R)制御棒駆動装置(除水) 288. (R)制御棒駆動装置(除水) 289. (R)制御棒駆動装置(除水) 290. (R)制御棒駆動装置(除水) 291. (R)制御棒駆動装置(除水) 292. (R)制御棒駆動装置(除水) 293. (R)制御棒駆動装置(除水) 294. (R)制御棒駆動装置(除水) 295. (R)制御棒駆動装置(除水) 296. (R)制御棒駆動装置(除水) 297. (R)制御棒駆動装置(除水) 298. (R)制御棒駆動装置(除水) 299. (R)制御棒駆動装置(除水) 300. (R)制御棒駆動装置(除水) 301. (R)制御棒駆動装置(除水) 302. (R)制御棒駆動装置(除水) 303. (R)制御棒駆動装置(除水) 304. (R)制御棒駆動装置(除水) 305. (R)制御棒駆動装置(除水) 306. (R)制御棒駆動装置(除水) 307. (R)制御棒駆動装置(除水) 308. (R)制御棒駆動装置(除水) 309. (R)制御棒駆動装置(除水) 310. (R)制御棒駆動装置(除水) 311. (R)制御棒駆動装置(除水) 312. (R)制御棒駆動装置(除水) 313. (R)制御棒駆動装置(除水) 314. (R)制御棒駆動装置(除水) 315. (R)制御棒駆動装置(除水) 316. (R)制御棒駆動装置(除水) 317. (R)制御棒駆動装置(除水) 318. (R)制御棒駆動装置(除水) 319. (R)制御棒駆動装置(除水) 320. (R)制御棒駆動装置(除水) 321. (R)制御棒駆動装置(除水) 322. (R)制御棒駆動装置(除水) 323. (R)制御棒駆動装置(除水) 324. (R)制御棒駆動装置(除水) 325. (R)制御棒駆動装置(除水) 326. (R)制御棒駆動装置(除水) 327. (R)制御棒駆動装置(除水) 328. (R)制御棒駆動装置(除水) 329. (R)制御棒駆動装置(除水) 330. (R)制御棒駆動装置(除水) 331. (R)制御棒駆動装置(除水) 332. (R)制御棒駆動装置(除水) 333. (R)制御棒駆動装置(除水) 334. (R)制御棒駆動装置(除水) 335. (R)制御棒駆動装置(除水) 336. (R)制御棒駆動装置(除水) 337. (R)制御棒駆動装置(除水) 338. (R)制御棒駆動装置(除水) 339. (R)制御棒駆動装置(除水) 340. (R)制御棒駆動装置(除水) 341. (R)制御棒駆動装置(除水) 342. (R)制御棒駆動装置(除水) 343. (R)制御棒駆動装置(除水) 344. (R)制御棒駆動装置(除水) 345. (R)制御棒駆動装置(除水) 346. (R)制御棒駆動装置(除水) 347. (R)制御棒駆動装置(除水) 348. (R)制御棒駆動装置(除水) 349. (R)制御棒駆動装置(除水) 350. (R)制御棒駆動装置(除水) 351. (R)制御棒駆動装置(除水) 352. (R)制御棒駆動装置(除水) 353. (R)制御棒駆動装置(除水) 354. (R)制御棒駆動装置(除水) 355. (R)制御棒駆動装置(除水) 356. (R)制御棒駆動装置(除水) 357. (R)制御棒駆動装置(除水) 358. (R)制御棒駆動装置(除水) 359. (R)制御棒駆動装置(除水) 360. (

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号 条 の 項 号	技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
原 2	<p>十一「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、一次冷却系統に係る施設の損傷等に伴い自動的に弁が閉鎖されることにより圧力隔壁となる部分をいいます。</p> <p>十二「燃費許容燃燒限界」とは、燃費被覆率の損傷の程度であつて、安全設計上許容される範囲内にかかつ原子炉を安全に運転することができる限界をいいます。</p> <p>十三「反応度価値」とは、制御棒の挿入若しくはその引き抜き、又は液体制御材の注入等による原子炉の反応度の変化をいいます。</p> <p>十四「反応度価値の最大反応度価値」とは、原子炉が臨界(爆発を含む。)になる前の制御棒の挿入若しくは引き抜きによつて炉心に生ずる反応度価値の最大値をいいます。</p> <p>十五「反応度添加量」とは、制御棒の挿入等により炉心に添加される單位時間当たりの反応度の量をいいます。</p> <p>6 第12号に規定する「燃費許容燃燒限界」に関する判断基準(平成2年10月原子力安全委員会第1回定期評議会)によると、「燃費許容燃燒限界」は、燃費被覆率(以下「クラス1管」「クラス2管」「クラス3管」「クラス4管」(以下「クラス1管」という))と原子炉冷却材圧力バウンダリ構成物(以下「クラス1管」という)との2種類がある。</p> <p>十七「ラスマ容限」「ラス管」「クラス2管」又は「クラス2管」(以下「クラス2管」という)とは、次に掲げる機器をいいます。</p> <p>イ 原子炉を安全に停止するため又は常に安全を確保するために必要な機器を指す。機器の運転や操作の停止を確実に実現する機器をはさむそれを操作に適した機器とする。放熱管破裂監視装置を除くするダクトにあつては、原子炉冷却材の貫通部から外側開削部までの部分に限る。)</p> <p>ロ タービンを駆動させることを主とする目的で流体(蒸気及び給水をいう。)の循環を回路に属する機器であつて、機器の内部の流体の下流域に於ける蒸気の系管(放熱管)から機器に於ける蒸気の上流域に於ける蒸気の系管(放熱管)までを給水系統のうちクラス1管部からクラス4管部までの部分をいいます。</p> <p>ハ バイパスに接続する機器であつて、原子炉冷却材の貫通部から内側開削部又は外側開削部までのもの。</p> <p>十八「ラスマ容限」と又は「ラス管」(以下「クラス3機器」という。)とは、クラス1機器、クラス2機器、原子炉冷却材管及び放熱管管内壁に於けるダクト以外の部分を含む。原子炉冷却材の貫通部の3アブルームセクション(アブルーム)が液漏の場合にあつて、3アブルームセクション毎立ゼンジメートル以上に管又は原子炉冷却材使用力が零方バスカを超過する管に限る。)をいいます。</p> <p>十九「ラスマ管」とは、放熱管破裂監視装置があるダクトであつて、内包する流体の放射性物質の濃度が74ミリベールル立方セシメートル以上のもの(ラスマ管と管内壁との間に設けられた管を除く。)をいいます。</p> <p>二十「原子炉冷却材管」とは、管壁の内側から放出される放射性物質等の漏出を防ぐために設けられた管をいいます。</p> <p>二十一「コンクリート部」とは、コンクリート製原子炉冷却材容器である鋼板に内包されたコンクリート部を有するものをいいます。</p> <p>二十二「コンクリート部」とは、コンクリート製原子炉冷却材容器のうち鉄筋コンクリート部又はプレストレンチコンクリート部を含むものをいいます。</p> <p>二十三「機器内部部品」とは、コンクリート製原子炉冷却材容器内の機械装置等から取出される部品のうち機器の構成部品を除くため(コンクリート部に内包されている部品を除く。(以下「ライブドット」という。))、脚と底盤のライブドットを接続する部品(以下「ナット」という。)、貫通部部リリー及びコンクリート部への定着具をいいます。</p> <p>二十四「クラス1支持構造物」又は「原子炉冷却材容器のうち原子炉冷却材容器支持構造物」とは、それぞれクラス1機器、クラス3機器又は原子炉冷却材容器を支持する構造物をいいます。</p> <p>二十五「通常状態」とは、原子炉冷却材の通常運転時の状態をいいます。</p> <p>二十六「運転状態Ⅲ」とは、運転状態Ⅰ、運転状態Ⅲ、運転状態Ⅳ及び試験状態以外の状態をいいます。</p> <p>二十七「運転状態Ⅲ」とは、原子炉冷却材の停機、詰作動等により原子炉の停機が緊急に必要とされる場合の状態をいいます。</p> <p>二十八「運転状態Ⅳ」とは、原子炉冷却材の安全設計上想定される異常な事故が起きた場合の状態をいいます。</p> <p>二十九「運転状態Ⅴ」とは、耐震試験により原子炉冷却材に最高使用圧力を超える圧力を加えている状態をいいます。</p> <p>三十「荷重状態Ⅰ」とは、コンクリート製原子炉冷却材容器が運転状態Ⅰ(積雪時及び暴風時を除く。)において想定される荷重を受ける状態をいいます。</p> <p>三十一「荷重状態Ⅱ」とは、コンクリート製原子炉冷却材容器に於けるいずれかの状態(上記において想定される荷重を受ける状態を除く。)をいいます。</p> <p>三十二「荷重状態Ⅲ」とは、原子炉冷却材の運転状態の状態を除く。</p> <p>三十三「荷重状態Ⅳ」とは、コンクリート製原子炉冷却材容器が運転状態Ⅳ(積雪時又は暴風時を除く。)において想定される荷重を受ける状態をいいます。</p> <p>三十四「最高使用圧力」とは、対象とする機器、支持構造物又は炉心支持構造物等に於ける最高の圧力を示すもので、通常は生じ得る最高の温度及び圧力を示すものとします。</p> <p>三十五「最高使用度数」とは、対象とする機器、支持構造物又は炉心支持構造物等に於ける最高の度数を示すもので、通常は生じ得る最高の温度及び圧力を示すものとします。</p> <p>三十六「最低使用度数」とは、対象とする機器、支持構造物又は炉心支持構造物等に於ける機能を果たすべき運転状態又は試験状態に於いて生ずる最低の温度又は度数であつて、設計上定めるものとします。</p> <p>三十七「機械的荷重」とは、管、管支材等の機器、支持構造物からの反力を他の他付加荷重のうち地震荷重を除くものであつて、設計上定めるものをいいます。</p>	<p>4 第11号に規定する「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、日本電気協会「原子炉冷却材圧力バウンダリ」、原子炉冷却材容器バウンダリの範囲を定めた規格(JEAC-G02-2004)によるものである。また、原子炉冷却材容器の安全設計上許容される範囲内にかかつ原子炉を安全に運転することができる限界をいいます。</p> <p>5 第12号に規定する「燃費許容燃燒限界」に関する判断基準(平成2年8月30日原子力安全委員会)の4、「運転時の異常な運転変化」によること。</p> <p>6 「炉心支持構造物」とは、原子炉冷却材容器の内部にない燃料集合体を直接に支持するか、又は拘束する部材をいいます。</p> <p>7 「炉心支持構造物」は、原子炉冷却材容器の内部にない燃料集合体を直接に支持するか、又は拘束する部材をいいます。</p> <p>8 「炉心支持構造物」は、原子炉冷却材容器の内部にない燃料集合体を直接に支持するか、又は拘束する部材をいいます。</p> <p>9 JEAC-G02-2004の適用に当たっての留意事項は、第16条の2の解釈及び第16条の3の解釈に記載されている。</p> <p>10 第12号に規定する「燃費許容燃燒限界」は、安全設計審査指針の「燃料の許容燃燒限界」に同じである。</p> <p>11 第16号から第19号までの機器及び第24号の支持構造物に関する定義は、本技術基準改正の一つの柱である性能規定化とし協会規格の活用の主旨に併せ、機器分類をクラス1からクラス4、原子炉冷却材容器と再分類するとともに、この定義として、告示501号を適用したものである。</p> <p>告示501号によると、本技術基準による分類</p> <p>第2種機器 原子炉冷却材容器</p> <p>第3種機器 クラス2管機器</p> <p>第4種機器 クラス3機器</p> <p>第5種機器 クラス4管</p> <p>なお、技術基準に規定されている各クラスの代表的対象設備は解説を参照して下さい。</p> <p>12 第13号から第3号までの定義は、コングリート製原子炉冷却材容器に関する構造等の技術基準(告示52号)を適用したものである。</p> <p>なお、定義される各設備に含まれる具体的な設備は解説2、1-2、5(瑞典、日本機械学会 発電用原子炉設備規格 コングリート製原子炉冷却材容器規格)のとおりである。</p> <p>13 第23号に調節内張部等の定義においては、コンクリート製原子炉冷却材容器の内張部等を示すものである。また、原子炉冷却材容器及び强度の機器をもつて通常運転するスリップドライブの調節装置等、機器、コンクリート部原子炉冷却材容器のライフルド・競合などは、コンクリート製原子炉冷却材容器はコンクリート部及び競合部に於ける強度を有するものと定義されるので(調節内張部等に)は該当しない。</p> <p>14 第25号から第29号までの「運転状態」の分類は告示501号を適用したものであり、第30号から第33号までのコンクリート製原子炉冷却材容器を対象とした「荷重状態」の分類は告示452号を適用したものである。</p> <p>なお、コンクリート製原子炉冷却材容器に対する運転状態の荷重の組合せは解説2、4のとおりで整理できる。</p> <p>15 第30号から第33号に規定する荷重状態の具体的な荷重組合せは、日本機械学会 発電用原子炉設備規格 コンクリート製原子炉冷却材容器規格(JSME S NE1-2003)に記載されている。</p> <p>16 第34号から第37号までの定義は、告示501号を適用したものである。</p> <p>17 解説7は、平成20年10月31日付け「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める命令の解説についての一部改正について(平成20-10-31告示第3号)」で改められた。</p> <p>18 第3号に規定する「機械的荷重」としては、自重、配管反力、安全装置等の機械的反力を含み、機器、機器、炉心支持構造物等の主な荷重の具体的な組合せを示すものである。</p> <p>(1) クラス1機器 (イ) 自重 (ロ) 配管反力 (ハ) 安全弁等の吹出反力 (2) 原子炉冷却材容器 (イ) 自重 (ロ) 貫通部配管反力 (ハ) クレーン吊荷重 (3) クラス2管 (イ) 自重 (ロ) 安全弁等の吹出反力 (4) 炉心支持構造物 (イ) 自重 (ロ) 流体荷重</p>	<p>解説</p>	<p>要求概要</p>	<p>分類</p>	<p>系統機能要求の確認方法</p>	<p>備考</p>

定義についての記載のため、分類をその他とした

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 3		第3条 特別の理由により経済産業大臣の認可を受けた場合は、この省令の規定によらない原子炉および蒸気タービンならびにこれらの附属設備の機能を損なわせないことを要する。	第3条(特殊な設計による施設) 1 本省令で規定によらない場合又は本解説に照らして同等性の判断が困難な場合は、この第3条によるものとし、第2項の規定により申請する場合は、その理由および施設方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	第3条(特殊な設計による施設) 1 平成18年1月施行の本技術基準改正は、規制当局が定める要求事項は、性能規制として本解説に示す安全機能を用意するものとしているが、第2項の規定によると、そのような事例に対するため、本条を規定している。 2 第2項の規定により申請する場合は、申請書の様式及び添付図面は、次とおりである。 ・本省令の規定によらない場合 別記1(ナトリウム冷却型原子炉発電設備への技術基準への適用に当たって)によると、本技術基準上要素があるものの、ナトリウム冷却原子炉発電設備の特性からその技術を要しない事項 ・本省令の規定によらない場合 規制の一貫性和事業者の利害性の観点から、安全協会が本解説において本技術基準を准ずる特許許可として明確化しているが、そのような規制規格を全く体系化した要素を有する場合、同等性を判断が困難な事項なお、今回の技術基準改正に伴い、時局に関する要素を講じなければならぬことは、供用中の運転管理等の実態に基づく特許許可時に申請の部門の責任者となるが、その場合、技術評議会を経て本技術基準を満たすものとして明確化されている日本機械学会の審査規則、平成12年までの消防に関する技術基準に基づき特許許可認可を受けた要審査項目との同等性を最新の知見も踏まえ判断することとなり、その同等性の判断が困難な場合には本条項が適用されることとなる。	特殊な設計による施設	その他	-	特殊な設計による施設ができることがありその申請についての記載のため、分類をその他とした
原 4		(防護施設の設置等) 第4条 原子炉施設及び一次冷却剂又は二次冷却剂により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象(地すべり、断層、なだれ、土砂崩れ、津波、高潮、暴風、豪雨、雪崩、火災、落雷等)に対する防護措置、原子炉の安全性が損なわせない場合、危険物を搭載した車両等、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に接する地域(事業所、鉄道、道路等)における防護措置 3 航空機の墜落により原子炉の安全性を損なう所があるのである場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 4 航空機の墜落により原子炉の安全性を損なう所があるのである場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	第4条(防護施設の設置等) 1 第4条に規定する適切な措置を講じなければならないとは、供用中の運転管理等の実態に基づく特許許可時に申請の部門の責任者となるが、その場合、技術評議会を経て本技術基準を満たすものとして明確化されている日本機械学会の審査規則、平成12年までの消防に関する技術基準に基づき特許許可認可を受けた要審査項目との同等性を最新の知見も踏まえ判断することとなり、その同等性の判断が困難な場合には本条項が適用されることとなる。	第4条(防護施設の設置等) 1 第4条に規定する適切な措置を講じなければならないとは、供用中の運転管理等の実態に基づく特許許可時に申請の部門の責任者となるが、その場合、技術評議会を経て本技術基準を満たすものとして明確化されている日本機械学会の審査規則、平成12年までの消防に関する技術基準に基づき特許許可認可を受けた要審査項目との同等性を最新の知見も踏まえ判断することとなり、その同等性の判断が困難な場合には本条項が適用されることとなる。 ・自然現象に対する防護措置 ・周辺監視区域に接する事業所、鉄道、道路等がある場合に、火災又は爆破事故、危険物を搭載した車両等の事故等に対する防護措置 ・航空機落下に対する防護措置	自然現象に対する防護措置	その他	-	設定期間において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 4 2 1 -		第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわせないよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防止するため、次の措置を講じること。 イ)発火性又は引火性の物質の漏えい防止その他の措置を講じること。 ロ)原子炉の安全機能を損なわせないため、原子炉の安全機能を保護すること。 ハ)落雷その他の自然現象による火災発生を防止するための避雷設備等を設置すること。 ニ)水素の燃焼設備等にあつては、水素の燃焼が起きた場合においても原子炉の安全性を損なわせないよう措置すること。 ホ)放射線分野により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なう所があるのである場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定する原子炉の安全性が損なわれることのないよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防止するため、次の措置を講じること。 イ)発火性又は引火性の物質の漏えい防止その他の措置を講じること。 ロ)原子炉の安全機能を保護すること。 ハ)落雷その他の自然現象による火災発生を防止するための避雷設備等を設置すること。 ニ)水素の燃焼設備等にあつては、水素の燃焼が起きた場合においても原子炉の安全性を損なわせないよう措置すること。 ホ)放射線分野により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なう所があるのである場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。 3 第1項第1号の規定に依れば、以下によること。 ・放射線分野により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性に影響を及ぼすおそれがある場合は、水の放射能分解によつて原子炉の安全機能を保護することができる。この場合により、原子炉の安全機能を保護することができることを、この場合においては、水素燃焼によっても断続的保護が極めて小さい kepada 内容積(1~30リットル程度)をもし、断続的保護として元井門を開いて破壊断路を隔壁できる配管(計量配管等)にあつては、原子炉の安全性に影響を及ぼすおそれがないもののみなうことができる。 ・水素の蓄積を防止する措置上は、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」による技術基準への反映及び主要事項アブルームの技術基準への反映。 2 第4条の2(2)においては、原子炉の安全性が損なわれることがないよう要求していることから、第1項(1)規定する「アブルーム」とは火災の影響によつて原子炉の安全機能を保護することができるものである。 3 第4条の2(2)は、火災防護に関する設備等の要求を規定したものであるが、火災防護の当たつては、可燃物の持ち込みや火災対応時の作業の実施等の要件を規定するものである。本解説は、平成20年10月31日付け「発電用原子炉施設に関する技術基準を定める省令」についての一部改正について(平成20年10月1日原院第3号)で改正された。なお、本改正では解説本文は変更なく別記-2が改正された。 【関連安全設計審査指針】 ・指記1 火災に対する設計上の考慮 ・指記2 外部火災対象に対する設計上の考慮	第4条の2(2)火災による損傷の防止 1 第4条の2は、原子炉施設は蒸気タービン若しくはその附属設備が火災の発生・延焼の影響を受けることにより安全機能を損なわせないよう、次の各号に掲げる措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防止するため、次の措置を講じること。 イ)発火性又は引火性の物質の漏えい防止その他の措置を講じること。 ロ)原子炉の安全機能を保護すること。 ハ)落雷その他の自然現象による火災発生を防止するための避雷設備等を設置すること。 ニ)水素の燃焼設備等にあつては、水素の燃焼が起きた場合においても原子炉の安全機能を保護することができるよう措置すること。 ホ)放射線分野により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全機能を損なう所があるのである場合には、水素の蓄積を防止する措置を組み合わせたものであります。 2 第1項第1号に規定する要件を第1項(2)に、放電線分離等に伴う水素による火災発生防止に関する要件を第1項(3)に、可燃性材料の取り扱いに関する要件を第1項(4)に規定しました。また、第4条の2(2)においては、火災を防ぐための配管(計量配管等)にあつては、水素の燃焼を防ぐための配管(計量配管等)及び火災の影響の底の3万葉を組み合わせたものと規定している。 3 第1項第1号の規定に依れば、以下によること。 ・放射線分野により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性に影響を及ぼすおそれがある場合は、水の放射能分解によつて原子炉の安全機能を保護することができる。この場合により、原子炉の安全機能を保護することができることを、この場合においては、水素燃焼によっても断続的保護が極めて小さい kepada 内容積(1~30リットル程度)をもし、断続的保護として元井門を開いて破壊断路を隔壁できる配管(計量配管等)にあつては、原子炉の安全性に影響を及ぼすおそれがないもののみなうことができる。 ・水素の蓄積を防止する措置上は、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」による技術基準への反映及び主要事項アブルームの技術基準への反映。 2 第4条の2(2)においては、原子炉の安全性が損なわれることがないよう要求していることから、第1項(1)規定する「アブルーム」とは火災の影響によつて原子炉の安全機能を保護することができるものである。 3 第4条の2(2)は、火災防護に関する設備等の要求を規定したものであるが、火災防護の当たつては、可燃物の持ち込みや火災対応時の作業の実施等の要件を規定するものである。本解説は、平成20年10月31日付け「発電用原子炉施設に関する技術基準を定める省令」についての一部改正について(平成20年10月1日原院第3号)で改正された。なお、本改正では解説本文は変更なく別記-2が改正された。 【関連安全設計審査指針】 ・指記1 火災に対する設計上の考慮 ・指記2 発電用原子炉施設の火災防護に関する審査指針	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項
原 4 2 1 -		第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわせないよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防止するため、次の措置を講じること。 イ)発火性又は引火性の物質の漏えい防止その他の措置を講じること。 ロ)原子炉の安全機能を保護すること。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項		
原 4 2 1 -		前項第2号イに規定する排出設備及び消火設備は、故障、損壊、誤作動等により安全設備の機能を損なわせないものでなければならぬ。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項		
原 4 2 1 -		第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわせないよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防止するため、次の措置を講じること。 イ)発火性又は引火性の物質の漏えい防止その他の措置を講じること。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項		
原 4 2 2		2 前項第2号イに規定する排出設備及び消火設備は、故障、損壊、誤作動等により安全設備の機能を損なわせないものでなければならぬ。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項		

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令項番号	規制事項	技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
原 5 1	第5条 伝子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、これらに作用する地震による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。	第5条(耐震性) 1 耐震性の評価については、施設の重要度に応じて適用される地盤力に対する耐震性地盤の公衆に於ける放射線の影響を与えないとの観点から、 ① 地震による事故発生の防止 ② 原子炉の安全停止 ③ 火炉心熱源の除去 ④ 事故時に必要な設備の健全性の保持等に必要な設備の機能維持又は構造強度の確保を解析等により確認すること。 2 原子炉安全委員会「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日原子炉安全委員会決議)「以下「耐震設計審査指針」といふ。)に適合すること。具体的な評価方法について、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日原子炉安全委員会決議)に記載した「発電用原子炉設備に関する技術基準を定めたもの」(第1章「原則」第1節「各部の要領」内規)。(平成20年4月23日付「平成20・21年度原燃炉」に記載されたもの。)を適用して設置変更が認可された発電用原子炉設備について、「旧耐震設計審査指針」に適合すること。具体的な評価手法については、「日本電気機器電気学会」「耐震設計審査指針」(JEAG 4601-1984)及び「原子力発電用耐震設計技術指針」(JEAG 4601-1994)に記載のこと。 また、新耐震設計審査指針又は旧耐震設計審査指針のいずれも適用せず設備又は設備変更が許可された発電用原子炉設備について、「原子炉施設の耐震性評価指針」(平成18年9月19日原燃炉)に記載されたものに記載された評価手順に従うこと。改訂後は「新耐震設計審査指針」(昭和53年9月制定、昭和56年1月一部改訂、平成13年3月一部改訂)「以下「旧耐震設計審査指針」といふ。)を適用して設置変更が認可された発電用原子炉設備について、「旧耐震設計審査指針」に適合すること。	第5条(耐震性) 1 第5条は、安全設計審査指針の「掛合2:自然現象に対する設計上の考慮」(第1項)及び発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針に対応する。 2 指標2は、平成20年4月23日付け「発電用原子炉設備に関する技術基準を定めたもの」の解釈についての一部改正について(平成20-04-21原燃炉第2号)で改正されたままで、別記1-4についても同時に改正された。 3 指標3は、平成20年2月27日付け「発電用原子炉設備に関する技術基準を定めたもの」(第1章「原則」第1節「各部の要領」内規)についての改正について(平成20-02-27原燃炉第1号)で追加された。 【関連安全設計審査指針】 ・指標2 自然現象に対する設計上の考慮 ・発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	耐震性(地盤力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないよう施設)	構造健全性(系統機能)	原子炉建屋天井クレーン機能検査	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施	
原 5 2	2 前項の地震力は、原子炉施設並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備の構造並にこれらが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地盤記録に基づく震度の程度、地震活動の状況等を基礎として求めなければならない。	第6条(液体振動等による損傷の防止) 1 「液体振動により損傷を受けないよう施設しなければならない」とは、流れの乱れ、渦、気泡うち起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講じること。 ・液体発生器等熱交換器の構造等については、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S N01)に規定する手法を適用すること。 ・液体管路等の寸法・形状等の構造物の構造等については、日本機械学会「流体内圧対構造物の流力振動評価指針」(JSME S01)に規定する手法を適用すること。 なお、耐震性能を有しないものについては第8条の2第2項によること。 （日本機械学会「発電用原子炉設備規格 設計・建設規格 (JSME S N01)」(2005年改訂)並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評議書） 2 「温度差のある液体の混合等による温度変動により損傷を受けないよう施設しなければならない」とは、日本機械学会「設計の高い高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S01)に規定する手法を適用し、損傷の発生防止を措置を講じること。 なお、供給水と冷却水後に接する運転管路等の上部に対する施設することができる。 （日本機械学会「発電用原子炉設備規格 設計・建設規格 (JSME S N01)」(2005年改訂)並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評議書） 3 配管内圧對構造物の流力振動及び混合の高サイクル熱疲労については、冷却水が供給する場合として、原子炉本体材の淨水系、高純度除去系(原子炉上昇管含む)(BWR)及び化学水系(原水系PWR)を含め、ポンプ及び弁を増加したものである。 【関連安全設計審査指針】 ・指標11 炉心設計 ・指標12 燃料設計 ・指標19 原子炉冷却材・バウンダリの健全性	第6条(液体振動等による損傷の防止) 1 過去の再生熱交換器連絡配管及び出口配管の損傷事例を踏まえ、從来の流体振動に起因して密度差のある液体の混合等に対しても損傷を受けないように施設することを規定している。 これは、具体的には、以下の事故(ラリード)の事例を反映したもののである。 ・蒸気発生器熱交換器事例(米国原子炉) ・液体管路の寸法・形状等の構造物の構造等については、日本機械学会「流体内圧対構造物の構造等の構造物の構造等については、日本機械学会「流体内圧対構造物の流力振動評価指針」(JSME S01)に規定する手法を適用すること。 （主）機械学会「ラリード事例の技術基準への反映」 2 丈夫で柔軟な液体管路を構成する部材、ポンプ及びヒートアーリング等の構造等について、液体管路等の寸法・形状等の構造物の耐震性を有するものは、機器部内圧対構造物に対する耐震性を確保することが必要となることから、「配管内圧対構造物の流力振動評価指針」(JSME S012)の適用範囲とする。 3 破損支承構造物については、先行でラリード事例が発生した場合計画となるので、炉心流量も変更となるよう設計を採用する場合に、既存の炉心流量を維持するための構造物を設置する必要がある。 4 昭和56年の改正においてポンプ及び弁を追加規定した理由は、次のとおりである。 「従来は液体振動による損傷の防止という観点から実質的に問題となる液体中の機器及び構造物である燃料棒、容器(原子炉容器、蒸気発生器等)内の構造物の規制を主たる対象としていたが、昭和56年の改正によりポンプ及び他の液体振動発生の可能性があること、それに接続される機器の構造物の規制を主たる対象として、振動による損傷防止規程の対象にポンプ及び弁を追加したものである。」 【関連安全設計審査指針】 ・指標11 炉心設計 ・指標12 燃料設計 ・指標19 原子炉冷却材・バウンダリの健全性	耐震性(地盤力による損壊の設定)	その他	-	該段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 6	第6条 構造要素及び反射材並びにこれらを支持する構造物、熱交へい材並びに一次冷却系に係る施設に属する容器、管、ポンプ及びヒート、一次冷却材若しくは二次冷却材の容器、沸騰等により生ずる液体振動等は温度差のある液体の混合等により生ずる温度変動に受けないよう施設しなければならない。	第6条(液体振動等による損傷の防止) 1 「液体振動により損傷を受けないよう施設しなければならない」とは、流れの乱れ、渦、気泡うち起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講じること。 ・液体発生器等熱交換器の構造等については、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S N01)に規定する手法を適用すること。 ・液体管路等の寸法・形状等の構造物の構造等については、日本機械学会「流体内圧対構造物の流力振動評価指針」(JSME S01)に規定する手法を適用すること。 なお、耐震性能を有しないものについては第8条の2第2項によること。 （日本機械学会「発電用原子炉設備規格 設計・建設規格 (JSME S N01)」(2005年改訂)並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評議書） 2 「温度差のある液体の混合等による温度変動により損傷を受けないよう施設しなければならない」とは、日本機械学会「設計の高い高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S01)に規定する手法を適用し、損傷の発生防止を措置を講じること。 なお、供給水と冷却水後に接する運転管路等の上部に対する施設することができる。 （日本機械学会「発電用原子炉設備規格 設計・建設規格 (JSME S N01)」(2005年改訂)並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評議書） 3 配管内圧對構造物の流力振動及び混合の高サイクル熱疲労については、冷却水が供給する場合として、原子炉本体材の淨水系、高純度除去系(原子炉上昇管含む)(BWR)及び化学水系(原水系PWR)を含め、ポンプ及び弁を増加したものである。 【関連安全設計審査指針】 ・指標11 炉心設計 ・指標12 燃料設計 ・指標19 原子炉冷却材・バウンダリの健全性	第6条(液体振動等による損傷の防止) 1 過去の再生熱交換器連絡配管及び出口配管の損傷事例を踏まえ、從来の流体振動に起因して密度差のある液体の混合等に対しても損傷を受けないように施設することを規定している。 これは、具体的には、以下の事故(ラリード)の事例を反映したもののである。 ・蒸気発生器熱交換器事例(米国原子炉) ・液体管路の寸法・形状等の構造物の構造等については、日本機械学会「流体内圧対構造物の構造等の構造物の構造等については、日本機械学会「流体内圧対構造物の流力振動評価指針」(JSME S01)に規定する手法を適用すること。 （主）機械学会「ラリード事例の技術基準への反映」 2 丈夫で柔軟な液体管路を構成する部材、ポンプ及びヒートアーリング等の構造等について、液体管路等の寸法・形状等の構造物の耐震性を有するものは、機器部内圧対構造物に対する耐震性を確保することが必要となることから、「配管内圧対構造物の流力振動評価指針」(JSME S012)の適用範囲とする。 3 破損支承構造物については、先行でラリード事例が発生した場合計画となるので、炉心流量も変更となるよう設計を採用する場合に、既存の炉心流量を維持するための構造物を設置する必要がある。 4 昭和56年の改正においてポンプ及び弁を追加規定した理由は、次のとおりである。 「従来は液体振動による損傷の防止という観点から実質的に問題となる液体中の機器及び構造物である燃料棒、容器(原子炉容器、蒸気発生器等)内の構造物の規制を主たる対象としていたが、昭和56年の改正によりポンプ及び他の液体振動発生の可能性があること、それに接続される機器の構造物の規制を主たる対象として、振動による損傷防止規程の対象にポンプ及び弁を追加したものである。」 【関連安全設計審査指針】 ・指標11 炉心設計 ・指標12 燃料設計 ・指標19 原子炉冷却材・バウンダリの健全性	液体振動等による損傷の防止	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 7 1	第7条 原子力発電所には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないよう壁、さく、へい等を設け、监督管理区域である旨を表示しなければならない。	第7条(さく等の施設) 1 第1条に規定する「みだり」とは、不注意とは知らずに容易に立ち入ることである。 2 第2項に規定する「当該区域」には立ち入りある者がそれがないことが明確な場合とは、河川、湖、沼、断崖等に当該区域の境界が設定されているような場合であって、当該区域に人が立ち入りあるおそれがないことが明確な場合といふ。	【関連安全設計審査指針】 指標58 放射線業務従事者の放射線管理	さく等の施設(人がみだりに立ち入らないよう壁、さく、へい等を設け管理区域である旨を表示)	その他	-	日常的な点検で機能が確認される事項	
原 7 2	2 原子力発電所には、東区域(原子炉施設の安全のために特に管理を必要とする場所であつて、監理区域以外のもの)のいき、以下同じ)へい等を設ける場合に、河川、湖、沼、断崖等に当該区域の境界が設定されているような場合であって、当該区域に人が立ち入りあるおそれがないことが明確な場合といふ。	さく等の施設(東区域と管理区域以外の場所との境界には他の場所と区別するためさく、へい等を設けるか、又は東区域である旨を表示)	その他	-	日常的な点検で機能が確認される事項			
原 7 3	3 原子力発電所には、東区域(原子炉施設の安全のために特に管理を必要とする場所であつて、監理区域以外のもの)のいき、以下同じ)へい等を設けるか、または東区域である旨を表示しなければならない。	さく等の施設(東区域と管理区域以外の場所との境界には他の場所と区別するためさく、へい等を設けるか、又は周辺監視区域である旨を表示)	その他	-	日常的な点検で機能が確認される事項			
原 7 2	第7条の2 原子力発電所には、安全設備が設置されている施設に人が不法に侵入することを防止するため、適切な侵入防止措置を講じなければならぬ。	1 第7条の2に規定する「適切な侵入防止措置」とは、さく等の障壁による区画、出入口の常時管理設備の施設をいう。	第7条の2(不法侵入の防止) 1 関係省令として、防護区域を設定、見守りによる監視区域は出入口の常時管理設備による監視区域とし、場合に除く等のものに必要な措置を採り、施設が講じることとして、「発電用原子炉用原子炉の設置、運転等に関する規則」(昭和51年1月28日28日通産省令第77号)第15条の3に規定されている。	不法侵入の防止	その他	-	日常的な点検で機能が確認される事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考					
条	項	号											
原	7	3	第7条の3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域に施設する電気工作物、当該区域内外に施設する電気工作物第1項に規定するもとより、他の施設を助長し、または誘発するおそれがないように施設しなければならない。	第7条の3(急傾斜地の崩壊の防止) 1 第7条の3は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定された急傾斜地崩壊危険区域として定められた地域に電気工作物、当該区域内外に施設する電気工作物第1項に規定するもとより、他の施設を助長し、または誘発するおそれがないように施設しなければならない。	第7条の3(急傾斜地の崩壊の防止) 1. 第7条の3は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律において電気工作物を含むものとされる場合を除いては、急傾斜地崩壊危険区域として定められた地域に電気工作物を施設する場合には、急傾斜地崩壊防止工事の技術基準(同法施行令第3条)によること。 2. 第7条の3は、電気工作物を含むものとされる場合に、急傾斜地崩壊危険区域として定められた地域に電気工作物を施設する場合には、他の技術基準との整合を図るために第7条の3に規定するもとより、他の施設を助長し、または誘発するおそれがないように施設しなければならない。	急傾斜地の崩壊の防止	その他	—	他法令に基づき、点検(確認)される事項				
原	8	1	第6条 原子炉施設は、通常運転時において原子炉の反応度を安全かつ安定に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化等においても原子炉施設の出力抑制特性を有するとともに原子炉の反応度を抑制することにより併分裂の過渡反応を制御できる能力を有するものでなければならない。	第8条(原子炉施設) 1. 第6条に規定する「保守点検(試験及び検査を含む)」ができるように設計されなければならないとは、原子炉施設が所要の性能を確認するため必要な保守及び点検が可能な構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間を備えたものであること。 また、試験及び検査には、電気事業法第9条(使用前検査)、同第5条(溶解安全評価検査)、同第55条(定期安全部検査)、同第11条(第17条第4項)、同第18条(第19条)、同第19条(第20条)、同第21条(第22条)、同第22条(第23条)、同第23条(第24条)、同第24条(第25条)、同第25条(第26条)、同第26条(第27条)、同第27条(第28条)、同第28条(第29条)、同第29条(第30条)、同第30条(第31条)、同第31条(第32条)、同第32条(第33条)、同第33条(第34条)、同第34条(第35条)、同第35条(第36条)、同第36条(第37条)、同第37条(第38条)、同第38条(第39条)、同第39条(第40条)、同第40条(第41条)、同第41条(第42条)、同第42条(第43条)、同第43条(第44条)、同第44条(第45条)、同第45条(第46条)、同第46条(第47条)、同第47条(第48条)、同第48条(第49条)に規定する試験及び検査を含む。 2. 第6条に規定する「これに安全に処置するうえに施設しなければならない」とは、通常運転時において、容器、配管、ポンプ、井その他機械器具からの放射性物質を含む流体が著しく漏れいる場合(BWRの原子炉再循環ポンプや封閉部のコンローラーを含む)。液体にあってはこれらを原子炉格納容器内、原子炉周囲、ポンプ室、原子炉防護壁屋根等に設けられた水槽や貯水池、冷却塔、吸い込みポンプ等の機器、ポンプ又はタンクから放射性廃棄物処理施設に移送して適切に処理ができるような施設であること。 3. 第6条に規定する「他の機器の防護装置」とは、(1)想定される飛散物の発生箇所と防護対象機器の距離を十分にとること、又は、(2)想定される飛散物の飛行方向を考慮して防護対象を保護する、安全性を損なうことのない構造である。 4. 第6条に規定する「蒸気タービンの機器に伴う飛散物にとり扱を受け、原子炉施設の安全性を損なうことが想定される」という記述は、タービンサイクル発生時に飛散物を破壊する確率が10~7回/炉・年を超える場合をいう。 5. 第6条に規定する「原子炉の安全性能を損なわないように施設しなければならない」とは、併列によっても、異常状態において必要とされる安全設備の機能が阻害されることがない。	原子炉施設 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 過渡変化等の異常な過渡変化に対する原子炉の反応度を抑制する能力 原子炉の運転中に停止中に試験又は検査ができる設計を要求していること か、同時にその対応において試験及び検査可能件数に関する要求を明確化したこと (安全設計審査指針の要求内容に対する技術基準への反映)	原子炉停止余裕検査 制御棒駆動系機能検査 遮蔽棒駆動棒挿入機能検査 原子炉保護系、インターロック機能検査(その1) ほう酸水注入系機能検査 総合負荷性能検査	原子炉停止 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 遮蔽棒駆動機能検査 原子炉の運転中に停止中に試験又は検査ができる設計を要求していること か、同時にその対応において試験及び検査可能件数に関する要求を明確化したこと (安全設計審査指針の要求内容に対する技術基準への反映)	原子炉停止余裕検査 制御棒駆動系機能検査 遮蔽棒駆動棒挿入機能検査 原子炉保護系、インターロック機能検査(その1) ほう酸水注入系機能検査 総合負荷性能検査	原子炉停止 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 遮蔽棒駆動機能検査 原子炉の運転中に停止中に試験又は検査ができる設計を要求していること か、同時にその対応において試験及び検査可能件数に関する要求を明確化したこと (安全設計審査指針の要求内容に対する技術基準への反映)	原子炉停止 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 遮蔽棒駆動機能検査 原子炉の運転中に停止中に試験又は検査ができる設計を要求していること か、同時にその対応において試験及び検査可能件数に関する要求を明確化したこと (安全設計審査指針の要求内容に対する技術基準への反映)	原子炉停止 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 遮蔽棒駆動機能検査 原子炉の運転中に停止中に試験又は検査ができる設計を要求していること か、同時にその対応において試験及び検査可能件数に関する要求を明確化したこと (安全設計審査指針の要求内容に対する技術基準への反映)	原子炉停止 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 遮蔽棒駆動機能検査 原子炉の運転中に停止中に試験又は検査ができる設計を要求していること か、同時にその対応において試験及び検査可能件数に関する要求を明確化したこと (安全設計審査指針の要求内容に対する技術基準への反映)	原子炉停止 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 遮蔽棒駆動機能検査 原子炉の運転中に停止中に試験又は検査ができる設計を要求していること か、同時にその対応において試験及び検査可能件数に関する要求を明確化したこと (安全設計審査指針の要求内容に対する技術基準への反映)
原	8	2	2 原子炉施設(補助ボイラーを除く。)は、その健全性及び能力を確保するために、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の所守点検(試験及び検査を含む)ができるように施設しなければならない。	2 原子炉施設(補助ボイラーを除く。)は、その健全性及び能力を確保するために、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の所守点検(試験及び検査を含む)ができるように施設しなければならない。	原子炉施設 原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の所守点検(試験及び検査を含む)ができるように施設しなければならない。	その他	—	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する必要がない事項					
原	8	3	3 原子炉施設は、通常運転時において容器、配管、ポンプ、井その他機械器具から放射性物質を含む流体が著しく漏れいる場合は、液体状の放射性廃棄物を処理する設備によりこれを安全に処理するように施設しなければならない。	3 原子炉施設は、通常運転時において容器、配管、ポンプ、井その他機械器具から放射性物質を含む流体が著しく漏れいる場合は、液体状の放射性廃棄物を処理する設備によりこれを安全に処理するように施設しなければならない。	原子炉施設 液体廃棄物処理系機能検査 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その1) 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その2)	原子炉施設 液体廃棄物処理系機能検査 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その1) 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その2)	原子炉施設 液体廃棄物処理系機能検査 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その1) 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その2)	原子炉施設 液体廃棄物処理系機能検査 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その1) 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その2)	原子炉施設 液体廃棄物処理系機能検査 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その1) 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その2)				
原	8	4	4 原子炉施設に属する設備であつて、蒸気タービン、ポンプ等の機器に伴う飛散物により損傷を受け、原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護施設の設置その他の損傷防止措置を講じなければならぬ。	4 原子炉施設に属する設備であつて、蒸気タービン、ポンプ等の機器に伴う飛散物により損傷を受け、原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護施設の設置その他の損傷防止措置を講じなければならぬ。	原子炉施設 蒸気タービン、ポンプ等の機器に伴う飛散物による損傷防止	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認					
原	8	5	5 原子炉施設に属する設備を他の原子炉施設と併用する場合は、原子炉の安全性を損なわないように施設しなければならない。	5 原子炉施設に属する設備を他の原子炉施設と併用する場合は、原子炉の安全性を損なわないように施設しなければならない。	原子炉施設 原子炉施設に属する設備を他の原子炉施設と併用する場合は、原子炉の安全性を損なわないように施設しなければならない	その他	—	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する必要がない事項					
原	8	2	1 第8条の2 第2条第9号ハ及びヒに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械器具の单一故障(第一の原因によって一つの機械器具が所定の安全機能を失なこさう、以下同じ)が生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるように、構成する機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性、及び独立性を有するように施設しなければならない。	第8条の2(安全設備) 1 第1項に規定する「第一故障」は、短期間では勤的機器の单一故障を、長期では勤的機器の単一故障又は静的機器の不定一故障のいずれかをいふ。 2 平成2年6月より前に原子炉運転許可を受けた原子炉にあっては、定期点検で機器の多重性又は多様性及び独立性の確認を行った後、運転開始後1年以内に機器の構成する機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性、及び独立性を有するように施設しなければならない。 3 第2項は、安全設計審査指針(第61回環境条件に対する設計上の考慮)に対応して、その機能が期待されているすべての環境条件下に適合できるよう施設することを、安全設備に関する要求事項として明確にしている。 (安全設計審査指針の要求内容に対する技術基準への反映)	第8条の2(安全設備) 1. 第1項に規定する「第一故障」は、短期間では勤的機器の单一故障を、长期では勤的機器の単一故障又は静的機器の不定一故障のいずれかをいふ。 2. 平成2年6月より前に原子炉運転許可を受けた原子炉にあっては、定期点検で機器の多重性又は多様性及び独立性の確認を行った後、運転開始後1年以内に機器の構成する機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性、及び独立性を有するように施設しなければならない。 3. 第2項は、安全設計審査指針(第61回環境条件に対する設計上の考慮)に対応して、その機能が期待されているすべての環境条件下に適合できるよう施設することを、安全設備に関する要求事項として明確にしている。 (安全設計審査指針の要求内容に対する技術基準への反映)	安全設備 安全設備を構成する機械器具の单一故障、外部電源喪失時の多重性又は多様性、及び独立性	その他	—	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する必要がない事項				
原	8	2	2 ②安全設備は、想定されているすべての環境条件においてその機能が發揮できるように施設しなければならない。	2 安全設備は、想定されているすべての環境条件においてその機能が発揮できるように施設しなければならない。	安全設備 環境条件の考慮	その他	—	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する必要がない事項					

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	項	号							
原 9	一	第9条 原子炉施設(圧縮機及び補助ボイラーを除く。)に属する容器、管、ポンプ等(以下「機器」という。若しくはこれらの支持構造物等又はこれらが組合せられたもの等の材料等を含む。)の機械的強度及び化学的成分等が、その場合においては、第1号から第14号までの構造強度は、電気事業法第39条第1項に基づいて定められたものとし、第15号の規定に該当しない場合は、第15号の規定に該当する場合においては、第1号から第14号までの構造強度は、電気事業法第39条第1項に基づいて定められたものとし、第15号の規定に該当しない場合は、第15号の規定に該当する。	第9条(材料及び構造) 第6号から第14号までの構造強度は、電気事業法第39条第1項に基づいて定められたものとし、第15号の規定に該当する場合は、第15号の規定に該当する。	第9条(材料及び構造) 第6号から第14号までの構造強度は、電気事業法第39条第1項に基づいて定められたものとし、第15号の規定に該当する場合は、第15号の規定に該当する。	第6号では、告示第501号及び告示第412号を踏襲化したが、また、規格では、これらに該当する場合における品質評価(設計・建設規格)が実施評価を行って設計の妥当性を確認するものと明確化している。さらに、工事計画認可等においても通常規格を記載事項とするよう手当している。 2 第1号の「使用中の容器等に対する適切な耐食性を含む」とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2001)及び「JSME S NC1-2005【事例規格】発電用原子炉設備における応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」(NC-CC-002)によること。(日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(2001年版及び2005年版)、事例規格「過圧防護に関する規定(NC-CC-001)」及び「過圧防護に関する規定(NC-CC-002)」によること)。 3 第1号の「容器等に使用する場合は、当該容器が使用される圧力、温度、放熱線、荷重等の条件に対して適切な破壊強度を有することを機械試験等により確認したものである。」 ロ クラス1機器又はクラス1支持構造物が、その使用される圧力、温度、放熱線、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有することを確認した。	材料及び構造(クラス1機器・支持構造物の材料)	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 9	二	ニ クラス2機器及びクラス2支持構造物に使用する材料は、次によること。 イ クラス2機器又はクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。 ロ クラス2機器に使用する材料にあつては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊強度を有することを機械試験等により確認したものである。 ハ クラス2機器に属する製品にあつては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものである。	ニ クラス2機器及びクラス2支持構造物に使用する材料は、次によること。 イ クラス2機器又はクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。 ロ クラス2機器に使用する材料にあつては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊強度を有することを機械試験等により確認したものである。 ハ クラス2機器に属する製品にあつては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものである。	ニ クラス2機器及びクラス2支持構造物に使用する材料は、次によること。 イ クラス2機器又はクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。 ロ クラス2機器に使用する材料にあつては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊強度を有することを機械試験等により確認したものである。	ニ クラス2機器及びクラス2支持構造物に使用する材料は、次によること。 イ クラス2機器又はクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。 ロ クラス2機器に使用する材料にあつては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊強度を有することを機械試験等により確認したものである。	材料及び構造(クラス2機器・支持構造物の材料)	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 9	三	三 クラス3機器に使用する材料は、次によること。 イ クラス3機器が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。 ロ 工学的設計段階における炉心部に使用する材料にあつては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊強度を有することを機械試験等により確認したものである。	材料及び構造(クラス3機器の材料)	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項			
原 9	四	四 クラス4管に使用する材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。	四 クラス4管に使用する材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。	四 クラス4管に使用する材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。	四 クラス4管に使用する材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。	材料及び構造(クラス4管の材料)	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 9	五	五 原子炉格納容器(コンクリート製原子炉格納容器を除く。以下この号において「原子炉格納容器」といじ)及び原子炉格納容器支持構造物に使用する材料は、次によること。 イ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。 ロ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。	五 原子炉格納容器(コンクリート製原子炉格納容器を除く。以下この号において「原子炉格納容器」といじ)及び原子炉格納容器支持構造物に使用する材料は、次によること。 イ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。 ロ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。	五 原子炉格納容器(コンクリート製原子炉格納容器を除く。以下この号において「原子炉格納容器」といじ)及び原子炉格納容器支持構造物に使用する材料は、次によること。 イ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。	五 原子炉格納容器(コンクリート製原子炉格納容器を除く。以下この号において「原子炉格納容器」といじ)及び原子炉格納容器支持構造物に使用する材料は、次によること。 イ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。	材料及び構造(PCV(コンクリート)除外)・支持構造物の材料	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 9	六	六 コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部及び鋼製内張り部等に使用する材料は、次によること。 イ コンクリートにあつては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な圧縮強度を有すること。 ロ コンクリートにあつては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分等を有すること。 ハ コンクリート部に鉄筋部材として使用する鉄筋及び耐震筋及び定着具(以下「鉄筋等」といふ。)にあつては、当該原子炉格納容器が、使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度、化学的成分及び形状寸法等を有すること。 ニ 鋼製内張り部等に使用する材料にあつては、前号イ及びロの規定に準ずること。	材料及び構造(コンクリートPCVの材料)	その他	—	対象設備無し			
原 9	七	七 壁炉支持構造物に使用する材料は、第1号イ、ハ及びニの規定に準ずること。	七 壁炉支持構造物に使用する材料は、第1号イ、ハ及びニの規定に準ずること。	七 壁炉支持構造物に使用する材料は、第1号イ、ハ及びニの規定に準ずること。	七 壁炉支持構造物に使用する材料は、第1号イ、ハ及びニの規定に準ずること。	材料及び構造(壁炉支持構造物の材料)	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 9	八	ハ クラス1機器及びクラス1支持構造物の構造及び強度は、次によること。 「イ クラス1機器にあつては、最高使用温度、最高使用圧力及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計上定める条件」といふ。)において、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ロ クラス1支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ハ クラス1容器(オメガシール等を除く)、クラス1管、クラス1弁及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。 ニ クラス1容器(オメガシール等を除く)、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。 ト クラス1容器(オメガシール等を除く)、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 チ クラス1容器(オメガシール等を除く)、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態IV及び運転状態IIIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ク ハ、ヘ、ト又はト支持構造物にあつては、運転状態I、運転状態II、運転状態III及び運転状態IVにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ル、ロ、ハ、ヘ、ト又はト支持構造物にあつては、運転状態I及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ラ、ス1容器の構造を生かせるおそれのあるものにあつては、クラス1容器の規定に準ずること。	6 第8号イ及びロ、第9号イ、第10号イ並びに第12号イの「全体的な変形を弾性域に抑えること。」とは、構造上の全体的な変形を弾性域に抑えるために、構造部に加え、構造不連続部にあっても塑性変形を許容しないこと。 7 第8号イ、ロ、ハ及びニの適用に当たっては、解説により以下を確認すること。 (1)イ及びロの「全体的な変形を弾性域に抑える」とは、一般部に加え、構造不連続部にあっても塑性変形を許容しないこと。 (2)ハの「全体的な塑性変形がない」とは、構造上の不連続部における塑性変形を許容しないこと。 (3)ニの「塑性変形による塑性変形率が生じない」とは、構造の限定なしに塑性変形が生じることを防ぐこと。 8 第8号イ及びロの「各部の塑性変形率が生じること。」とは、構造上の各部における局部的な塑性変形はこの限りでない。 ハ クラス1容器(オメガシール等を除く)、クラス1管、クラス1弁(非金属性)及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、進行性変形が生じないこと。 ト クラス1容器(オメガシール等を除く)、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 チ クラス1容器(オメガシール等を除く)、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態IV及び運転状態IIIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ク ハ、ヘ、ト又はト支持構造物にあつては、運転状態I、運転状態II、運転状態III及び運転状態IVにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ル、ロ、ハ、ヘ、ト又はト支持構造物にあつては、運転状態I及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ラ、ス1容器の構造を生かせるおそれのあるものにあつては、クラス1容器の規定に準ずること。	12 解説6、解説7及び解説9は具体的には「日本機械学会「設計・建設規格」の適用に当たって(別記-4)の対象者による。」 13 第8号イ及びロの「各部の塑性変形率が生じること。」とは、各部の塑性変形率を抑えることを目的としているもので、解説9、11に示すように両端が塑性変形が大きい部品により拘束され、急激な圧力、機械的荷重を直接に受けないように設計されたものという。 14 解説10に該当する具体例としては以下のものがある。 ・原子炉容器伝熱管(PWR)の内管と外管の接合部に、内管を拘束する部品を複数個設けたもの(ワイヤーブレード(BWR)) ・加圧容器(ガバナ)(PWR) 15 解説11、平成20年10月3日付け「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解説についての一部改正について(平成20-10-16原院第3号)」で改正された。また、別記4についても同時に改正された。	材料及び構造(クラス1機器・支持構造物の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 9	九	九 クラス2機器及びクラス2支持構造物の構造及び強度は、次によること。 「イ クラス2機器にあつては、設計上定める条件において、全般的な変形を弾性域に抑えること。 ロ クラス2支持構造物にあつては、伸縮装置手にあつては、設計上定める条件で応力が緩和される場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ クラス2容器(伸縮装置手を除く)にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ニ クラス2容器及びクラス2支持構造物にあつては、設計上定める条件において、疲労破壊が生じないこと。 ト クラス2支持構造物にあつては、クラス2機器に接続する部及び取り付けられ、その接続によりクラス2機器に接続を生かせるおそれのあるものにあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、延性破断及び屈屈が生じないこと。	11 第8号から5号、7号から12号及び14号の規定に適合する材料及び構造は、「設計・建設規格2005(2007)」の規定に、「日本機械学会「設計・建設規格」の適用に当たって(別記4)の要件を付したものによること。 (設計・建設規格2007改訂版評価書) 12 第13号の「運転状態I、運転状態II及び運転状態IIIにおいて、各部の塑性変形率が生じること。」とは、原子炉容器部のコンクリート製原子炉容器容積部を保持するところであり、「運転状態IVにおいてコンクリート製原子炉容器容積部が大きな塑性変形に至る圧縮破壊が生じないこと。」とは、若干の塑性変形は許容するが、圧縮破壊が生じない変形(ひずみ)までに制限することであり、圧縮応力による塑性変形が過大な状態または圧縮部を生じている状態は許容しないこと。 13 第8号の「荷重状態I、荷重状態II及び荷重状態IIIにおいてせん断強度が生じない」とは、原子炉容器容積部のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「荷重状態IVにおいてコンクリート製原子炉容器容積部が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。」とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	材料及び構造(クラス2機器・支持構造物の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	十	十 クラス3機器の構造及び強度は、次によること。 イ 設計上定める条件において、全般的な変形を弾性域に抑えること。 ロ クラス3機器に伸縮装置手にあつては、設計上定める条件で応力が緩和される場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ 設計上定める条件において、屈屈が生じないこと。	14 第8号の「荷重状態I、荷重状態II及び荷重状態IIIにおいてせん断強度が生じない」とは、原子炉容器容積部のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「荷重状態IVにおいてコンクリート製原子炉容器容積部が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。」とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	材料及び構造(クラス3機器の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	十一	十一 クラス4管の構造及び強度は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じないこと。	15 第8号の「荷重状態I、荷重状態II及び荷重状態IIIにおいてせん断強度が生じない」とは、原子炉容器容積部のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「荷重状態IVにおいてコンクリート製原子炉容器容積部が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。」とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	材料及び構造(クラス4管の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	十二	十二 原子炉格納容器(コンクリート製原子炉格納容器を除く)及び原子炉格納容器支持構造物の構造及び強度は、次によること。 「イ 原子炉格納容器支持構造物にあつては、第8号ロ、ハ及びニのクラス1支持構造物の規定を準用する。 ロ 原子炉格納容器の伸縮装置手にあつては、設計上定める条件で応力が緩和される場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ 原子炉格納容器の伸縮装置手にあつては、設計上定める条件で応力が緩和される場合において、疲労破壊が生じないこと。 ト 原子炉格納容器のうち最も高い力が生じる部分及び特殊な形状の部分及び原子炉格納容器の伸縮装置手にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、進行性変形が生じないこと。 チ 原子炉格納容器にあつては、設計上定める条件並びに運転状態III及び運転状態IVにおいて、屈屈が生じないこと。 子 原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態I、運転状態II、運転状態III及び運転状態IVにおいて、屈屈が生じないこと。	16 第8号の「荷重状態I、荷重状態II及び荷重状態IIIにおいてせん断強度が生じない」とは、原子炉容器容積部のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「荷重状態IVにおいてコンクリート製原子炉容器容積部が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。」とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	材料及び構造(POCV(コンクリート除く)・支持構造物の構造・強度)	構造健全性(系統機能)	原子炉格納容器漏えい実験検査	構造健全性的確認であるが、系統機能試験として実施	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令項番号			技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号							
原 9	十三		<p>十三 コンクリート製原子炉格納容器の構造及び強度は、次によること。</p> <p>イ コンクリート部にあつては、荷重状態 I 、荷重状態 II 及び荷重状態 III において、各部の耐圧性を確保するため、各部に引張り側に引張り筋、引張り側に引張り筋を有する引張り側の壁面に引張り筋を設けることにより、荷重状態 I が大きくなる場合に引張り側破壊が生じないことを、口 筋筋等があつては、荷重状態 I 、荷重状態 II 及び荷重状態 III において降伏せざる、かつ、荷重状態 III において破壊に至るひずみが生じないことを。</p> <p>ハ コンクリート部にあつては、荷重状態 I 、荷重状態 II 及び荷重状態 III においてせん断破壊が生じず、荷重状態 IV においてコンクリート部にせん断破壊が生じず、荷重状態 I 、荷重状態 II 、荷重状態 III において降伏せざる、かつ、荷重状態 III において破壊に生じないことを。</p> <p>ホ ライフプレート（貫通部スリーパーが取付け部を除く。）にあつては、荷重状態 I 、及び荷重状態 II において著しく残留ひずみが生じず、かつ、荷重状態 III 及び荷重状態 IV において破壊に至らないことを。</p> <p>ト ライナーレート（貫通部スリーパーが取付け部を除く。）にあつては、荷重状態 I 、及び荷重状態 II において、各部の原子炉格納容器の規定を準用する。</p>	<p>14. 第13条への規定において、「ライナーレート（貫通部スリーパーが取付け部を除く。）にあつては、荷重状態 I 、荷重状態 II 及び荷重状態 III において、各部の耐圧性を確保するため、各部に引張り側に引張り筋、引張り側に引張り筋を有する引張り側の壁面に引張り筋を設けることにより、荷重状態 I が大きくなる場合に引張り側破壊が生じないことを、口 筋筋等があつては、荷重状態 I 、荷重状態 II 及び荷重状態 III において降伏せざる、かつ、荷重状態 III において破壊に生じないことを。」</p> <p>ハ コンクリート部にあつては、荷重状態 I 、荷重状態 II 及び荷重状態 III においてせん断破壊が生じず、荷重状態 IV においてコンクリート部にせん断破壊が生じず、荷重状態 I 、荷重状態 II 、荷重状態 III において降伏せざる、かつ、荷重状態 III において破壊に生じないことを。</p> <p>ホ ライフプレート（貫通部スリーパーが取付け部を除く。）にあつては、荷重状態 I 、及び荷重状態 II において、各部の原子炉格納容器の規定を準用する。</p>	<p>16. 第12号の規定で、「著しい応力が生じる部分」に対するクラスI容器の規定を準用しているが、これは、格納容器では一般的に「公式による設計」「設計」「設計図」としての意味であるが、応力が高くなる部分には、原子炉格納容器と同様に「設計による設計」（Design by Analysis）を適用して適切な設計を行ふことを規定している。</p> <p>17. 第12号に「規定する「著しい応力が生じる部分」とは、例えばジェット力の影響を考慮する必要がある部分を示し、また、「特殊な形状の部分」としてはいわゆる規則計算の適用でない構造上の不連続部分やルートによっては別途記載されたフランジ部等を示している。日本機械学会設計・建設規格第15号の「原子炉格納容器規格」の規定に記載されている（別記-5）の要件を付したるものによる。」</p> <p>（日本機械学会「コンクリート製原子炉格納容器規格」JIS A N1E-2003）技術評価書</p> <p>18. 航积12、航积13及び航积14は、具体的には「日本機械学会「コンクリート製原子炉格納容器規格」の適用に当たって」（別記-5）の対応表による。</p> <p>19. 航积16～22は、平成20年10月31日付「発電用原子力設備に開示する技術基準を定める省令の別表第1号」の改正にて（平成20年10月院第3号）で改正された。また、別記-10が追加された。これに伴ない「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第9号第15号等の解釈について」は、廃止された。</p>	材料及び構造(コンクリートPCVの構造・強度)	構造健全性	-	対象設備なし
原 9	十四		<p>十四 心支持構造物の構造及び強度は、次によること。</p> <p>イ 設計上ある各種の荷重において、全体的な変形を抑制して抑えること。</p> <p>ロ 滚転状態IIIにおいて、全体的な塑性変形が生じないことを、ただし、構造上の不連続部における局部的な塑性変形はその限りではない。</p> <p>ハ 滚転状態IIIにおいて、延性破壊に至る塑性変形が生じないことを。</p> <p>ニ 破心支持構造物にあつては、運転状態 I 、及び運転状態 II において、運転状態 I 、及び運転状態 II における、荷重状態 I 、及び荷重状態 II とあるのは「荷重状態 I 、荷重状態 II 、荷重状態 III 、及び荷重状態 IV 」と読み替えるものとする。</p> <p>ト ナックルにあつては、第12号の、二及び三の原子炉格納容器のうち著しい応力が生じる部分及び特殊な形状の部分の規定を準用する。</p>	<p>(1)原子炉心冷却系設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理装置若しくは原子炉格納容器に属する容器（2）に規定する容器を含く。）、これらの設備に属する直径150mm以上の管（3）に規定する部分及び（4）に規定する部分を含む。その内包する放射性物質の量は37kBq/cm³その内包する放射性物質が液体中にある場合は、37kBq/cm³の液体又はガスを充填する場合を除く。</p> <p>イ 水用の容器又は水道の圧力による圧縮が加えられるものについては、最高使用温度100°C未満のもの。</p> <p>ロ イメビの容器については、最高使用圧力98kPa。</p> <p>ハ イ以外の管については、最高使用圧力980kPa。長い手綱手にあっては、40kPa。</p> <p>(2)原子炉心冷却系設備、計測制御系統設備若しくは放射線管理装置に属する容器及び原子炉心冷却系設備、計測制御系統設備、燃料設備若しくは可燃性ガス蓄積装置に属する容器、非常用安全装置として使用されるもの（3）に規定する部分を含む。</p> <p>(3)原子炉心冷却系設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備若しくは原子炉格納容器に属する容器又は原子炉格納容器に属する容器（2）に規定する容器を除く。）又はこれらが設置する部屋に属する61mm（最高使用圧力98kPaの管にあっては、100mm）を超える管（3）に規定する容器を除く。）である。この場合、各部の壁面に引張り筋を設けること。各部の壁面に引張り筋を設けること。</p> <p>(4)原子炉心冷却系設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備若しくは原子炉格納容器に属する容器（2）に規定する容器を除く。）又はこれらが設置する部屋に属する61mm（最高使用圧力98kPaの管にあっては、100mm）を超える管（3）に規定する容器を除く。）である。この場合、各部の壁面に引張り筋を設けること。</p> <p>(5)原子炉心冷却系設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備若しくは原子炉格納容器に属する容器又は原子炉格納容器に属する容器（2）に規定する容器を除く。）又はこれらが設置する部屋に属する61mm（最高使用圧力98kPaの管にあっては、100mm）を超える管（3）に規定する容器を除く。）である。この場合、各部の壁面に引張り筋を設けること。</p> <p>(6)上記（1）～（5）に規定する容器又は原子炉格納容器（1）に規定する容器を含む。（例）キャビンールの接続部、管と板との接続部、芯部芯材に直接溶接されるラグ、ブリケット等であっても、強度、耐熱性、反応性、重複振動等による過度の変位を防止するため、施設されるもの。</p> <p>17. 第15号イに規定する「不連続で特異な形状の欠陥がないことを、運転状態 I 、及び運転状態 II において、運送状態 III 及び運転状態 IV において、座標が生じないことを。</p> <p>ニ 機械試験等により適切な溶接施工法等であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであることを。</p>	材料及び構造(炉心支持構造物の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	十五		<p>十五 クラス1機器、クラス1管、クラス2管、クラス3管、クラス3容器、クラス3管、クラス3管及び原子炉格納容器のうち主要な耐圧部の溶接部（溶接金属性及び影響範囲をいう。）は、次によること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 壁面に沿る溶接部に生ずるおそれがないか、かつ、健全な溶接部の確保に着意するのみならずその欠陥がないことを非破壊試験により確認したのであることを。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 機械試験等により適切な溶接施工法等であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであることを。</p>	<p>18. 第15号イに規定する「溶接部による割れが生ずるおそれがないかは、溶接後の非破壊試験において割れがないことを加えて、溶接時の有する欠陥により割れが生じしそうがなく、ことしいい「健全な溶接部の確保に有する良質な溶接み不良のもののうち、溶接部の表面及び内部に存在する欠陥がない」というものである。溶接部の表面及び内部に存在する欠陥がない」というもの。</p> <p>19. 第15号ロに規定する「破壊試験」は、放電線透過試験、磁粉探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、目視検査等をいう。</p> <p>20. 第15号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、材材と同等以上の機械的強度を有するものであることをい。</p> <p>21. 第15号ニに規定する「適切な溶接施工法等であることをあらかじめ確認したの」とは、施工の実績及び接合士技能について適切であることをあらかじめ確認したものとし、当該接合施工等による溶接施工について、機械試験等により確認するものとする。</p> <p>22. 第15号の規定に適合する溶接部とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2007年版）」（JIS A N1B1-2007）以下「溶接規格2007」という。及び「設計・建設規格2005/2007」の規定に「日本機械学会「溶接規格」等の適用当該」（以下「溶接規格」とい）を付したのに適合した溶接部をいう。なお、溶接部の表面及び内部に存在する欠陥がない」という。及び「技術評価書（平成20年10月）以下「溶接規格2007技術評価書」という。及び設計・建設規格2007技術評価書）</p>	材料及び構造(溶接部の構造)	その他	-	設計段階において確認された事項について、後期間中に確認する必要がない事項	
原 9	2	1	第九条の2 使用中のクラス1機器、クラス1支撑構造物、クラス2機器、クラス2支撑構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、原子炉格納容器支撑構造物及び炉心支撑構造物には、その破壊を引き起こす他の他の欠陥があつてはならない。	第九条の2(使用中のき裂等による破壊の防止)	1「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥があつてはならない」とは、発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」が、平成21年2月27日付で改訂されたことに伴い、同日付にて解釈1を変更している。		構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 9	2	2	2 使用中のクラス1機器の耐圧部分には、その耐圧部分を貫通するき裂その他の欠陥があつてはならない。				構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認
							構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号			技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項							
原 10	3	一	③ 原子炉施設に属する容器であつて、内部に液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものには、次の各号により破壊板を設ける場合にあつては、当該容器の入口側又は出口側に上記の各号に規定する圧力と安全弁等と適切に組み合わせることにより、当該容器の過圧防止に必要な容量以上となるよう、適当な箇所に1個以上設けること。			安全弁等 破壊板を設ける場合の液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものの容量及び個数	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	3	二	ニ 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。			安全弁等 破壊板を設ける場合の液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものの連絡管の断面積	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	4		④ 第1項又は前項の場合において、安全弁等又は破壊板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合は、原子炉を起動させると及び運転中に、止め弁が全開していることを確認できる装置を設けなければならない。			安全弁等 安全弁等又は破壊板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合の全開確認装置	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	5	一 二 三	⑤ 原子炉施設に属する容器又は管であつて、内部が大気圧未満となることにより前面に設けた上部の圧力を超える圧力を有するおそれのあるものには、次の各号により過圧防止に必要な容量以上となるよう真空破壊弁を設けなければならない。 ア 真空破壊弁の種類及びクラスの管に取り付けられる真空破壊弁の材料にあつては、第1条第1号の規定に準拠すること。 イ 原子炉格納容器、クラス2機器及びクラス2管に取り付けられる真空破壊弁の材料にあつては、第3条第2号の規定に準拠すること。 二 原子炉格納容器にあつては、真空破壊弁を適当な箇所に2個以上設けること。 三 管に接する容器以外の容器又は管にあつては、真空破壊弁を適当な箇所に1個以上設けること。			安全弁等 真空破壊弁の材料、個数	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	6		⑥ 原子炉施設は、安全弁、逃げ弁、破壊板又は真空破壊弁から放出される流体が放射性物質を含む場合は、これを安全に処理することができるように施設しなければならない。			安全弁等 放出される流体放射性物質の安全処理	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項
原 11	1	一	第1条 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及び原子炉施設等は、次の各号による圧力と耐圧試験を行つたとき、それに耐えかつ、美しい漏えいがないものでなければならぬ。ただし、圧力により試験を行ふ場合にあつては、当該圧力を耐えることが確認された場合にあつては、最高使用圧力の、0.9倍)までに減じて美しい漏えいがないことを確認することができる。 一 内部を有する機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超え、かつ、機器に生じる合目的な負担が隔壁部の範囲内となる圧力をとする。ただし、クラス1機器、クラス2機器及びクラス3管にあつては原子炉圧力容器の耐圧度と同一で耐圧試験を行つたとき、美しい漏えいがないことは、日本規格協会「原子炉格納容器の漏えい試験規程」(JEAC4203-2008)2.4に定めるA種試験以下での要件を満たしたものにすること。 A種試験の結果の判定に當たっては、全体漏えい率に、個々の隔壁弁に対して適切に单一故障を想定し、健全に機能することが期待される隔壁弁からの漏えい率(以降「隔壁弁漏えい率」という)。を考慮し、判定基準をもとに評価することとする。ただし、隔壁弁漏えい率は、隔壁弁に見ゆる漏えいの増加量を考慮して余裕係数約1.2とする。 2)事始めに自動的に隔壁弁を開閉する隔壁弁の漏えい量を、定期検査時にCA種試験の実施前に測定する。 3)隔壁弁の個別に測定した漏えい量(②)を用いて、個別想定漏えい量を求める。また、個別想定漏えい量を求めない場合にあつては、事故時に自動的に閉くなる隔壁弁の閉鎖方法として、内側隔壁弁を開とし、外側隔壁弁を開とすることによりIA種試験を実施すること。 (日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203-2008)に関する技術評価書(平成21年2月))	第11条(耐圧試験等) 1 第1項の耐圧における耐圧試験は、「設計・建設規格2005(2007)」の第11項に適合すること。 【設計・建設規格2007技術評価書】 2 第2項の漏えい試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格維持規格(2008年版)」(JISME S NAI-2008)によること。 【日本機械学会「発電用原子力設備規格維持規格(2008年版)」】 3 第3項に規定する「漏えい試験」は、耐圧試験(以下「耐圧試験」といいます)。 4 第4項に規定する「隔壁弁漏えい率試験」は、隔壁弁漏えい率試験規程(平成21年2月)。	耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器の耐圧試験の方法	その他	—	耐圧試験方法についての記載のため、分類をその他とした	
原 11	1	二	ニ 内部が大気圧未満になることにより、大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内部との差の差を上回る圧力をすること。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内部から加えることができる。			耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器の耐圧試験の方法	その他	—	耐圧試験方法についての記載のため、分類をその他とした
原 11	2		② クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及びクラス4管は、通常運転時ににおける圧力で漏えい試験を行つたとき、美しい漏えいがないものでなければならない。			耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管の漏えい試験の方法	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 11	3		③ 原子炉格納容器は、最高使用圧力の0.9倍に等しい圧力で気密試験を行つたとき、美しい漏えいがないものでなければならない。			耐圧試験等 原子炉格納容器の気密試験の方法	構造健全性(系統機能)	原子炉格納容器漏えい率検査	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考		
条	項	号								
原	12		<p>第12条 原子炉施設に属する容器であつて、1メガエレクトロンボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれのあるものの部材等の当該部材が想定される場合に、その部材等が起きたときの引張り試験片の機械的強度を確認できるよう次の各点に定める監視試験片を備えなければならない。</p> <p>一 監視試験片を採用する材料は、中性子の照射領域にある容器の材料と同等の製造履歴を有するものであること。</p> <p>二 監視試験片は、容器の使用開始時に取り出して試験を実施することにより、容器の機械的強度及び破壊しん性の変化を確認できる構造とする。</p> <p>三 監視試験片は、中性子の照射領域にある容器の材料が受けた中性子スペクトル、中性子照射量及び温度履歴の条件と同等の条件になるように配置すること。</p>	<p>第12条(監視試験片)</p> <p>第12条において「原子炉施設に属する容器であつて、1メガエレクトロンボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれのあるものの部材等の当該部材が想定される場合に、その部材等が起きたときの引張り試験片の機械的強度を確認できるよう次の各点に定める監視試験片を備えなければならない。</p> <p>1. 第12条に規定する監視試験片の監視目的は、それを用いた試験結果を受けたときの監査条件を満足するまで、貯水圧力容器が強制破裂を引き起こさないことをることである。この監視条件の監視については、「発電用原子炉施設の設計・運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)」に基づいて定められる保安規定に規定される。</p> <p>2. 耐性破裂を防止するための措置としては、本条のほか、第9条の材料に関する要求において適切な強度じん性を有することを、また、第9条の2において部材等の強度を有する場合の脆性破裂に対する健全性を確保するための措置を講ずることとする。</p> <p>3. 第9条において、「材料の機械的強度及び破壊しん性の変化を確認できる個数」とは、運転終了までの材料特性の変化が把握できる個数を意味している。</p> <p>4. 「発電用原子炉設備に関する建造等の技術基準(昭和55年10月30日公表)」適用範囲に於いては、同告示第105条の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発電用原子炉設備に関する建造等の技術基準(昭和54年9月3日公表)」(以下「別記1」といふ)は同告示第75条の規定 ・「発電用原子炉施設の監視試験片の細目を定める告示(昭和40年4月15日公布)」 <p>3. 第9条に規定する監視試験片は、容器の使用開始時に取出して試験を実施するには、「日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC 4201-2007)の適用を当たつて(別記1-2)に、監視試験片の取扱い及び保管の方法について必要な場合は監視試験片の再生を実施することをいふ。</p> <p>〔日本電気協会会員規格「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC 4201-2007)及び「原水力発電用機器に対する破壊耐性の確認試験方法」(JEAC 4206-2007)に関する技術評価書〕(平成21年8月)</p>	<p>第12条(監視試験片)</p> <p>第12条に規定する監視試験片の監視目的は、それを用いた試験結果を受けたときの監査条件を満足するまで、貯水圧力容器が強制破裂を引き起こさないことをることである。この監視条件の監視については、「発電用原子炉施設の設計・運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)」に基づいて定められる保安規定に規定される。</p> <p>2. 耐性破裂を防止するための措置としては、本条のほか、第9条の材料に関する要求において適切な強度じん性を有することを、また、第9条の2において部材等の強度を有する場合の脆性破裂に対する健全性を確保するための措置を講ずることとする。</p> <p>3. 第9条において、「材料の機械的強度及び破壊しん性の変化を確認できる個数」とは、運転終了までの材料特性の変化が把握できる個数を意味している。</p> <p>4. 「発電用原子炉設備に関する建造等の技術基準(昭和55年10月30日公表)」適用範囲に於いては、同告示第105条の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発電用原子炉設備に関する建造等の技術基準(昭和54年9月3日公表)」(以下「別記1」といふ)は同告示第75条の規定 ・「発電用原子炉施設の監視試験片の細目を定める告示(昭和40年4月15日公布)」 <p>3. 第9条に規定する監視試験片は、容器の使用開始時に取出して試験を実施するには、「日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC 4201-2007)の適用を当たつて(別記1-2)に、監視試験片の取扱い及び保管の方法について必要な場合は監視試験片の再生を実施することをいふ。</p> <p>〔日本電気協会会員規格「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC 4201-2007)及び「原水力発電用機器に対する破壊耐性の確認試験方法」(JEAC 4206-2007)に関する技術評価書〕(平成21年8月)</p>	<p>監視試験片 監視試験片の材料、個数、配置</p>	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	13	1	<p>第13条 憲料体、減速材及び反射材並びにこれらを支持する構造物の材質は、通常運転時における圧力、温度及び反射材によって起る最もひびい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ。</p>	<p>第13条(炉心等)</p> <p>【関連安全設計審査指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針11 炉心設計 ・指針12 慶料設計 	<p>炉心等 憲料体、減速材及びおよび反射材並びにこれらを支持する構造物の材質</p>	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原	13	2	<p>2. 慶料体、減速材及び反射材並びにこれらを支持する構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重等に耐えるものでなければならぬ。</p>		<p>炉心等 憲料体、減速材及びおよび反射材並びにこれらを支持する構造物の強度</p>	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原	14	1	<p>第14条 放射線により材料が著しく劣化するおそれがある原子炉圧力容器には、これを防止するための熱遮へい材を施設しなければならない。</p>	<p>第14条(熱遮へい材)</p> <p>1. 第1項に於ける「最もひびい条件」は、原子炉運転状態に対応した圧力、温度及び反射材によって起る最もひびい条件における最もひびい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ。</p>	<p>熱遮へい材 放射線により材料が著しく劣化するおそれがある原子炉圧力容器の内構造物に適度の変形を及ぼすこのないように熱遮へい材を施設することを定めてある。</p>	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原	14	2	<p>2. 前項の熱遮へい材は、熱应力による変形により原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。</p>	<p>第14条(熱遮へい材)</p> <p>1. 第1項に於ける「最もひびい条件」は、原子炉運転状態に対応した圧力、温度及び反射材によって起る最もひびい条件における最もひびい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ。</p>	<p>熱遮へい材 放射線により材料が著しく劣化するおそれがある原子炉圧力容器の熱遮へい材を設置することを定めてある。</p>	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原	15		<p>第15条 一次冷却材は、通常運転時における圧力、温度及び反射材によつて起る最もひびい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。</p>	<p>第15条(一次冷却材)</p> <p>1. 第15条に於ける「最もひびい条件」は、核電力貯水熱水器の熱水器の性質とすれば、核反応断面積が核反応堆持のために適切であることと、熱水器の性質については冷却材が蓄熱であること。また、「必要な物理的及び化学的性質」については耐食性、化学的安定性等である。</p>	<p>第15条(一次冷却材)</p> <p>1. 第15条に於ける「最もひびい条件」は、PWRの熱遮へい材に対する冷却材の内構造物に適度の変形を及ぼすこのないように熱遮へい材を施設することを定めてある。</p>	その他	-	運転管理、放射線管理等の保守管理以外の保安活動により確認される事項		
原	16	-	<p>第16条 原子力発電所には、次の各号に掲げる設備を施設しなければならない。</p> <p>一 原子炉圧力容器内において発生した熱を除去するために、熱を輸送することができる質量の一次冷却材を循環させる設備</p>	<p>第16条(循環設備等)</p> <p>1. 第16条各号の設備として、少なくとも次の2種又は同様の機能を有する設備を保有すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>BWR</td> <td>PWR</td> </tr> </table>	BWR	PWR	<p>循環設備等 原子炉圧力容器内発生熱の輸送するための一次冷却材の循環</p>	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
BWR	PWR									
原	16	二	<p>二 負荷の変動等による原子炉圧力容器内の圧力の変動を自動的に調整する設備</p>	<p>第1号に該当するもの</p> <p>原子炉再循環系</p> <p>一次冷却系</p> <p>第2号に該当するもの</p> <p>原子炉圧力制御系</p> <p>加圧容器圧力制御系</p> <p>第3号に該当するもの</p> <p>原子炉給水制御系</p> <p>原子炉循環制御系</p> <p>化学体積制御系</p> <p>第4号に該当するもの</p> <p>原子炉冷却却材常化系</p> <p>化学体積制御系</p> <p>第5号に該当するもの</p> <p>原子炉隔離時冷却系(*) 残留熱除去系(*) 隔離時海水系(*)</p> <p>補助給水系(*)¹² 余熱除去系(*)¹²</p> <p>第6号に該当するもの</p> <p>原子炉補機冷却却系</p> <p>原子炉補機冷却海水系</p>	<p>負荷の変動等による原子炉圧力容器内の圧力の変動の自動的調整</p>	系統機能	ターピンバイパス弁機能検査			
原	16	三	<p>三 通常運転時又は一次冷却材の小規模漏えい時等に生じた第一次冷却材の減少分を自動的に補給する設備</p>	<p>第16号に該当するもの</p> <p>原子炉冷却却材常化系</p> <p>化学体積制御系</p> <p>第5号に該当するもの</p> <p>原子炉隔離時冷却系(*) 残留熱除去系(*) 隔離時海水系(*)</p> <p>補助給水系(*)¹² 余熱除去系(*)¹²</p> <p>第6号に該当するもの</p> <p>原子炉補機冷却却系</p> <p>原子炉補機冷却海水系</p>	<p>負荷の変動等による原子炉圧力容器内の圧力の変動の自動的調整</p>	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施		
原	16	四	<p>四 一次冷却材中の不純物及び放射性物質の濃度を原子力発電所の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ設備</p>	<p>(4) 時間の全交流電動力電源喪失時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備。ただし、補助給水系にあってはターピン駆動のものに限る。</p> <p>(2) 原子炉停止時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備。</p> <p>2. 第3号に規定する「一次冷却材の小規模漏えい時」とは、原子炉冷却却材圧力パワーリング構成を含み、ポンプ等のシール部および原子炉冷却却材圧力パワーリングの小部等からの原子炉冷却材の漏えいをいふ。なお、「漏えい時等」とは、保安弁の正常な作用により原子炉冷却材の液位の減少をいふ。</p> <p>3. 第6号の設備には第16条第5号の設備により除去された残留熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送することが要求されているが、短時間の全交流電動力電源喪失における残留熱を除去するため、BWRでは、原子炉圧力容器内に残留熱がある場合は、原子炉停止後海水系、PWRでは、補助給水系がある。(安全監査審査指針の要件内容の技術基準への反映)</p> <p>4. 解説3に規定する「短時間の全交流電動力電源喪失時における機能確保は要されない」とは、第6号の設備には第5号の設備ににより除去された熱を最終的な逃がし場へ輸送することを要求しているが、短時間の全交流電動力電源喪失時は、第5号の設備により除去された残留熱を最終的な逃がし場へ輸送する機能が要求される。一方で、原子炉停止時に原子炉冷却却材圧力パワーリングの小部等から漏えいする熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する機能は要求されない。</p> <p>(安全監査審査指針の要件内容の技術基準への反映)</p> <p>5. 第5号に於ける「安全設計計画指針」指針27「資源喪失に対する設計上の考慮」に応じて、第5号の過剰残留熱を除去することができる設備に対して、短時間の全交流電動力電源喪失時に残存する熱を除去する機能が要求されている。短時間の全交流電動力電源喪失時に残存する熱を除去する機能が要求される場合、原子炉停止時に原子炉冷却却材圧力パワーリングの小部等から漏えいする熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する機能が要求される。</p> <p>(安全監査審査指針の要件内容の技術基準への反映)</p> <p>6. 第3号に規定する「第一次冷却材の小規模漏えい時等に生じた第一次冷却材の減少分を自動的に補給する設備」</p>	<p>循環設備等 通常運転時又は一次冷却材の小規模漏えい時等に生じた第一次冷却材の減少分の自動的補給</p>	系統機能	給水ポンプ機能検査			
原	16	五	<p>五 原子炉停止時(短時間の全交流電動力電源喪失時を含む。)に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備</p>	<p>(5) 時間の全交流電動力電源喪失時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備</p>	<p>循環設備等 原子炉隔離時冷却系機械検査</p>	系統機能	直流電源系機能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施		
原	16	六	<p>六 前号の設備により除去された熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送することができる設備</p>	<p>(6) 前号の設備により除去された熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送することができる設備</p>	<p>循環設備等 原子炉隔離熱容器漏えい率検査</p>	機器機能	-	設備点検、定期事業者検査にて確認		

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考			
条	の	項	号								
原	16	2		第16条の2 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、一次冷却系統に係る施設等に伴う衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加等に耐えるように施設しなければならない。	第16条の2(原子炉冷却材圧力バウンダリ) 1 第16条の2に規定する「一次冷却系統に係る施設等の操作等に伴う衝撃」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリの要求事項に該当する荷重の増加等に耐えることを目的とする機器等である。安全設計審査指針19(原子炉冷却材圧力バウンダリ)との整合性を有する観点から、新たに追加したものである。 2 原子炉冷却材圧力バウンダリの要求事項は、「炉心の反応度の変化による荷重の増加等」として、冷却材エンタリピーの増加に伴う一次蒸気圧の増加以外に深水燃料の破裂、ヘリウム、被覆管機器の相互作用による荷重の増加等を考慮している。 3 通常時間・事故時間であっても、原子炉冷却材圧力バウンダリの要求事項に該当する場合は、炉心の反応度の変化による荷重の増加等に耐えられる。日本電気協会「原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリ」の範囲に含まれる「機械的性能の評価値」に対する評価においては、BWR、PWRにおける機械的性能の評価値が検討されており、衝撃圧力の最も厳しい条件のエンドルギーは原子炉冷却材圧力バウンダリと比べて十分大きい。原子炉圧力容器の吸収可能エネルギーと比べて十分大きい。原子炉圧力容器の吸収可能エネルギーと比べて十分大きい。原子炉冷却材圧力バウンダリを満足する場合に限り、内側隔壁離弁までの配管、外側隔壁離弁が必要な機能を有すること	第16条の2(原子炉冷却材圧力バウンダリ) 1 原子炉冷却材圧力バウンダリの要求事項は、安全設計審査指針19(原子炉冷却材圧力バウンダリ)との整合性を有する観点から、新たに追加したものである。 2 原子炉冷却材圧力バウンダリの要求事項は、「炉心の反応度の変化による荷重の増加等」として、冷却材エンタリピーの増加に伴う一次蒸気圧の増加以外に深水燃料の破裂、ヘリウム、被覆管機器の相互作用による荷重の増加等を考慮している。 3 通常時間・事故時間においても、原子炉冷却材圧力バウンダリの要求事項に該当する場合は、炉心の反応度の変化による荷重の増加等に耐えられる。日本電気協会「原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリ」の範囲に含まれる「機械的性能の評価値」に対する評価においては、BWR、PWRにおける機械的性能の評価値が検討されており、衝撃圧力の最も厳しい条件のエンドルギーは原子炉冷却材圧力バウンダリと比べて十分大きい。原子炉圧力容器の吸収可能エネルギーと比べて十分大きい。原子炉圧力容器の吸収可能エネルギーと比べて十分大きい。原子炉冷却材圧力バウンダリを満足する場合に限り、内側隔壁離弁までの配管、外側隔壁離弁が必要な機能を有すること	原子炉冷却材圧力バウンダリ 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器の一次冷却系統に係る施設等に伴う衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加等への耐性	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原	16	3	1	第16条の3 原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材の流出を制限するために隔壁離弁を施設しなければならない。	第16条の3(原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい等) 1 第1項に規定する「原子炉冷却材の流出」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する配管等が破損することによって原子炉冷却材が流出するところをいう。 2 第2項に規定する「原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えいを検出する装置」とは、漏えい位置を特定できない熱交換器内の漏えいに対しては、1時間以内に23.2万メートルの漏えい量を検出する能力を有する装置をいう。 3 通常時間・事故時間であっても、原子炉運転時に短時間間隔なり事故時間にわかれある配管の漏えい(具体的には隔壁離弁の隔壁間に)に対する検出装置は、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する機器等に該当する。日本電気協会「原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリ」の範囲に含まれる「機械的性能の評価値」に対する評価においては、BWR、PWRにおける機械的性能の評価値が検討されており、衝撃圧力の最も厳しい条件のエンドルギーは原子炉冷却材圧力バウンダリと比べて十分大きい。原子炉圧力容器の吸収可能エネルギーと比べて十分大きい。原子炉圧力容器の吸収可能エネルギーと比べて十分大きい。原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいの態様は以下に分類される。 ①原子炉冷却材圧力バウンダリ内のボンブーシールや弁ステムからの漏えいのよう、漏えいが生じるもししくは生じる可能性がある箇所にあらかじめ配管等に設置し、安全に処理されるようしたものの、これの漏えいは、配管等に設置された漏れ量計、温度計や吸収タックの水位計等で監視する。 ②蒸気発生器差壓管(原子炉冷却材圧力バウンダリの一端)から主蒸気段への漏えい(PWR)における機械的性能の評価値が検討された蒸気段内には漏えいせず、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続された系統内に漏えいするもの。 ③上記①及び②以外の原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい、原子炉格納容器内隔壁離弁内に漏えいするもの、隔壁離弁内に漏えいする装置等は、一般的な漏えいに対する検出能力を規定している。なお、上記③の漏えい検出装置は、第20条(設計測定)第8項において、PWRの場合、二回冷却材の放射性物質の濃度を計測する装置を規定している。また、BWRの場合、上記②に相当する装置はない。 (安全設計審査指針の要求内容別の技術基準への反映) ④第2項に規定する「原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する配管、機器等からの原子炉冷却材の漏えいの検出方法の具体例」は以下の通りである。 ・BWRにおいて漏えい検出装置が設置され、ドライバーウル内の液体ポンプ方式、放射性濃度、ドライバーウル内冷却材の凝縮水流量を測定している。 ・PWRにおいて原子炉格納容器内放射性物質濃度、原子炉格納容器内放射性物質濃度および原子炉格納容器内凝縮水流量を測定している。 4 関係の低圧部では、外側隔壁離弁より外側の系統の最高使用圧力より低い圧力を保つ。 (関連全般設計審査指針) ・指針19 原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性 ・指針21 原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい検出	原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい等 原子炉冷却材の流出を制限するための隔壁離弁	原子炉冷却材圧力バウンダリ 原子炉冷却材の流出を制限するための隔壁離弁	主蒸気隔壁離弁機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施		
原	16	3	2	2 原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を施設しなければならない。	第16条の3(原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい等) 1 第1項に規定する「原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する配管等が破損することによって原子炉冷却材が流出するところをいう。 2 第2項に規定する「原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えいを検出する装置」とは、漏えい位置を特定できない熱交換器内の漏えいに対しては、1時間以内に23.2万メートルの漏えい量を検出する能力を有する装置をいう。 3 通常時間・事故時間であっても、原子炉運転時に短時間間隔なり事故時間にわかれある配管の漏えい(具体的には隔壁離弁の隔壁間に)に対する検出装置は、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する機器等に該当する。日本電気協会「原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリ」の範囲に含まれる「機械的性能の評価値」に対する評価においては、BWR、PWRにおける機械的性能の評価値が検討されており、衝撃圧力の最も厳しい条件のエンドルギーは原子炉冷却材圧力バウンダリと比べて十分大きい。原子炉圧力容器の吸収可能エネルギーと比べて十分大きい。原子炉圧力容器の吸収可能エネルギーと比べて十分大きい。原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいの態様は以下に分類される。 ①原子炉冷却材圧力バウンダリ内のボンブーシールや弁ステムからの漏えいのよう、漏えいが生じるもししくは生じる可能性がある箇所にあらかじめ配管等に設置し、安全に処理されるようしたものの、これの漏えいは、配管等に設置された漏れ量計、温度計や吸収タックの水位計等で監視する。 ②蒸気発生器差壓管(原子炉冷却材圧力バウンダリの一端)から主蒸気段への漏えい(PWR)における機械的性能の評価値が検討された蒸気段内には漏えいせず、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続された系統内に漏えいするもの。 ③上記①及び②以外の原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい、原子炉格納容器内隔壁離弁内に漏えいするもの、隔壁離弁内に漏えいする装置等は、一般的な漏えいに対する検出能力を規定している。なお、上記③の漏えい検出装置は、第20条(設計測定)第8項において、PWRの場合、二回冷却材の放射性物質の濃度を計測する装置を規定している。また、BWRの場合、上記②に相当する装置はない。 (安全設計審査指針の要求内容別の技術基準への反映) ④第2項に規定する「原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する配管、機器等からの原子炉冷却材の漏えいの検出方法の具体例」は以下の通りである。 ・BWRにおいて漏えい検出装置が設置され、ドライバーウル内の液体ポンプ方式、放射性濃度、ドライバーウル内冷却材の凝縮水流量を測定している。 ・PWRにおいて原子炉格納容器内放射性物質濃度、原子炉格納容器内放射性物質濃度および原子炉格納容器内凝縮水流量を測定している。 4 関係の低圧部では、外側隔壁離弁より外側の系統の最高使用圧力より低い圧力を保つ。 (関連全般設計審査指針) ・指針19 原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性 ・指針21 原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい検出	原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい等 原子炉冷却材の流出を制限するための隔壁離弁	原子炉冷却材圧力バウンダリ 原子炉冷却材の流出を制限するための隔壁離弁	原子炉格納容器隔壁離弁機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施		
原	17	1		第17条(非常用炉心冷却設備)	第17条(非常用炉心冷却設備) 1 第1項に規定する「機器等の漏えい」は、炉心の反応度を保証する温度を超えて上昇することを防止するには、「軽減型冷却能力の非常用炉心冷却却系の能動的指揮装置」が設置される年以前の年までに、第1-1条に規定する「機器等の漏えい」を防ぐための炉心冷却却系の能動的指揮装置の漏えいを防ぐこととする。 2 第2項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、漏えいを検出する装置等である。 3 第3項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。 4 第4項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。	第17条(非常用炉心冷却設備) 1 細則(第1項に規定する「機器等の漏えい」とは、炉心の反応度を保証する温度を超えて上昇することを防止するには、「軽減型冷却能力の非常用炉心冷却却系の能動的指揮装置」が設置される年以前の年までに、第1-1条に規定する「機器等の漏えい」を防ぐための炉心冷却却系の能動的指揮装置の漏えいを防ぐこととする。 2 第2項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、漏えいを検出する装置等である。 3 第3項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。 4 第4項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。	非常用炉心冷却設備 非常用炉心冷却設備の施設	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	17	2	—/—	2 非常用炉心冷却設備は、次の機能を有するものでなければならない。 一 燃料被覆の温度が燃料の溶融温度は燃料は燃焼の著しい破壊を生ずる温度を超えて上昇することを防止できるものであること。 二 燃料被覆と冷却材との反応により多く量の水素を生ずるものでないこと。	第17条(非常用炉心冷却設備) 1 細則(第1項に規定する「機器等の漏えい」とは、炉心の反応度を保証する温度を超えて上昇することを防止するには、「軽減型冷却能力の非常用炉心冷却却系の能動的指揮装置」が設置される年以前の年までに、第1-1条に規定する「機器等の漏えい」を防ぐための炉心冷却却系の能動的指揮装置の漏えいを防ぐこととする。 2 第2項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、漏えいを検出する装置等である。 3 第3項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。 4 第4項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。	第17条(非常用炉心冷却設備) 1 細則(第1項に規定する「機器等の漏えい」とは、炉心の反応度を保証する温度を超えて上昇することを防止するには、「軽減型冷却能力の非常用炉心冷却却系の能動的指揮装置」が設置される年以前の年までに、第1-1条に規定する「機器等の漏えい」を防ぐための炉心冷却却系の能動的指揮装置の漏えいを防ぐこととする。 2 第2項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、漏えいを検出する装置等である。 3 第3項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。 4 第4項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。	非常用炉心冷却設備 非常用炉心冷却設備の施設	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	17	3		3 非常用炉心冷却設備のポンプは、原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響につき想定される最も厳しい条件下において正常に機能する能力を有するものでなければならない。	第17条(非常用炉心冷却設備) 1 細則(第1項に規定する「機器等の漏えい」とは、炉心の反応度を保証する温度を超えて上昇することを防止するには、「軽減型冷却能力の非常用炉心冷却却系の能動的指揮装置」が設置される年以前の年までに、第1-1条に規定する「機器等の漏えい」を防ぐための炉心冷却却系の能動的指揮装置の漏えいを防ぐこととする。 2 第2項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、漏えいを検出する装置等である。 3 第3項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。 4 第4項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。	第17条(非常用炉心冷却設備) 1 細則(第1項に規定する「機器等の漏えい」とは、炉心の反応度を保証する温度を超えて上昇することを防止するには、「軽減型冷却能力の非常用炉心冷却却系の能動的指揮装置」が設置される年以前の年までに、第1-1条に規定する「機器等の漏えい」を防ぐための炉心冷却却系の能動的指揮装置の漏えいを防ぐこととする。 2 第2項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、漏えいを検出する装置等である。 3 第3項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。 4 第4項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。	非常用炉心冷却設備 非常用炉心冷却設備の施設	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	17	4		4 非常用炉心冷却設備は、その能力の維持状況を確認するため、原子炉の運転中に試験ができるように施設しなければならない。	第17条(非常用炉心冷却設備) 1 細則(第1項に規定する「機器等の漏えい」とは、炉心の反応度を保証する温度を超えて上昇することを防止するには、「軽減型冷却能力の非常用炉心冷却却系の能動的指揮装置」が設置される年以前の年までに、第1-1条に規定する「機器等の漏えい」を防ぐための炉心冷却却系の能動的指揮装置の漏えいを防ぐこととする。 2 第2項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、漏えいを検出する装置等である。 3 第3項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。 4 第4項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。	第17条(非常用炉心冷却設備) 1 細則(第1項に規定する「機器等の漏えい」とは、炉心の反応度を保証する温度を超えて上昇することを防止するには、「軽減型冷却能力の非常用炉心冷却却系の能動的指揮装置」が設置される年以前の年までに、第1-1条に規定する「機器等の漏えい」を防ぐための炉心冷却却系の能動的指揮装置の漏えいを防ぐこととする。 2 第2項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、漏えいを検出する装置等である。 3 第3項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。 4 第4項に規定する「機器等の漏えいを検出する装置」とは、原子炉冷却材の漏えいを検出する装置である。	非常用炉心冷却設備 非常用炉心冷却設備の施設	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考		
条	項	号								
原 18		第18条 放射性物質を含む一次冷却材(第16条第4号の装置から排出される放射性物質を含む流体を含む)を通常運転時において一次冷却系外に排出する場合は、これを安全に処理する装置を施設しなければならない。	1 第18条に規定する「安全に処理する装置」とは、放射性物質を含む一次冷却材を通常運転時において一次冷却系外に排出する場合に、これを安全に処理する装置を施設しなければならない。	第18条(一次冷却材の排出) 1 駐立てて一次冷却材を放射性物質処理設備へ安全に移送するための設備は、第18条第4号の装置、圧力ポンプ(沸騰水炉原水子力発電所に限り)及び機器ドレン(弁のクラッド)を含む)の移送装置やクランプ等がある。	一次冷却材の排出 放射性物質を含む一次冷却材(第16条第4号の装置から排出される放射性物質を含む流体を含む)を通常運転時において一次冷却系外に排出する場合の安全に処理する装置の施設	液体廃棄物処理系機能検査 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その1) 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その2)				
原 19		第19条 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を処理する設備(排気筒並びに第28条及び第31条に規定するものと除く)へ放射性物質を含まない流体を導入するには、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を導入する場合のそれはない場合は、この限りでない。	第19条(逆止め弁) 1 第19条に規定する「逆流するおそれがない場合」とは、直接接続されている場合、又は十分な圧力差を有している場合をい。	なし	逆止め弁 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を処理する設備へ放射性物質を含まない流体を導入する場合のそれはない場合は、この限りでない。	機器機能 設備点検、定期事業者検査にて確認				
原 20	1	第20条 原子力発電所には、次の各号に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。この場合には、直接接続するに困難な場合は、当該事項を間接的に計測する装置をもつて替えることができる。 一 炉心における中性子束密度	第20条(計測装置) 1 第20条における計測する手段としてはサンプリングによる計測、演算(炉周期)が含まれる。 2 第11号の計測の場合、「間接的に計測する装置をもつて替えることができる」とは、排水路の出口又はこれに近接する箇所における放射性物質の濃度を直接測定することが困難な場所、排水路の上流における濃度を測定することとする。 3 第1項第7号はBWRに対して、第8号はPWRに対して適用される。 4 第1項第1号に規定する「放射性物質により汚染するおそれがある管路区域」は、管理区域を規定する以下の3要素のうち外部放射線に係る線量のみが発電用原子力設備に関する放射線による被曝量等の技術基準(平成13年告示第183号)に規定される管を越える管理区域を指す。この管理区域を規定する要素は、炉心、炉内、炉外、炉外構造物、炉外建物、炉外構造物との組合せ、炉心の組合せ又は炉心(はのみ)で規定された管の組合せである。例として、そのいずれか、若しくは、両方が認められている。	第20条(計測装置) 1 第1項第6号は、安全設計審査指針指針47(計測制御系)の解説及び指針59(放射線監視)に対応して、事故時に測定が要求される格納容器内空間気圧(圧力、温度、酸素、水蒸気濃度、放射性物質濃度及び総量当量率)を明示している。 2 第1項第12号は、安全設計審査指針指針58(放射線業務従事者の被曝線量管理)に対応して、放射線業務従事者を放射線から保護するために必要な場所及び燃料取扱場所の総量当量率を計測対象として明示している。	計測装置 炉心における中性子束密度	機器機能 総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施			
原 20	1	二 炉周期			計測装置 炉周期の計測装置	機器機能 設備点検、定期事業者検査にて確認				
原 20	1	三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあつては、その濃度	四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉炉心容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	第20条 BWR PWR 1~2号 原子炉核計装 原子炉核計装 3号 原子炉制御系 (制御棒位置表示)	第20条(計測装置) 1 第1項第6号は、安全設計審査指針指針47(計測制御系)の解説及び指針59(放射線監視)に対応して、事故時に測定が要求される格納容器内空間気圧(圧力、温度、酸素、水蒸気濃度、放射性物質濃度及び総量当量率)を明示している。 2 第1項第12号は、安全設計審査指針指針58(放射線業務従事者の被曝線量管理)に対応して、放射線業務従事者を放射線から保護するために必要な場所及び燃料取扱場所の総量当量率を計測対象として明示している。	計測装置 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあつては、その濃度	機器機能 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	蒸気発生以降の点検・評価後に実施		
原 20	1	五 原子炉炉心容器(加圧器)内及び蒸気発生器内の水位	六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び総量当量率	5号原子炉炉心容器(加圧器)内及び蒸気発生器の水位	第20条(計測装置) 1 第1項第3号に規定する「計測結果を表示し、かつ、記録することができる」とは、事故時の情報を与える主たる放射線計測装置(「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」(平成2年8月30日告示第183号)に規定する)に定める放射線計測系の分類1及び2の計測装置においては、運転者が測定結果を記録し、その確証ができるに見えることができる。	計測装置 第一次冷却材(放射性物質及び不純物の濃度、原子炉圧力容器の入り口及び出口における圧力、温度及び流速)	機器機能 総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施		
原 20	1	七 主蒸気管中及び空気抽出器排ガス中等の放射性物質の濃度	八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度	7号原子炉炉心容器(加圧器)内及び蒸気発生器の水位	計測装置 原子炉炉心容器(加圧器)内及び蒸気発生器内の水位の計測装置の施設	機器機能 総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施			
原 20	1	九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	10号原子炉炉心容器(加圧器)内及び蒸気発生器の水位	計測装置 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度	機器機能 総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施			
原 20	1	十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが第2条第9号の規定に基づき示す線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。)における海水の放射性物質の濃度	十二 管理区域内において常に常時立ち入りを許す場所その他放射線管管理を行つ必要とする場所(燃料取扱場所等をいふ)。の線量当量率	11号原子炉炉心容器(加圧器)内及び蒸気発生器の水位	計測装置 原子炉炉心容器(加圧器)内及び蒸気発生器の水位の計測装置の施設	機器機能 総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施			
原 20	1	十三 周辺監視区域内に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度	十四 原子力発電所における風向及び風速	14号原子炉炉心容器(加圧器)内及び蒸気発生器の水位	計測装置 周辺監視区域内に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度	機器機能 総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施			
原 20	1	2 前項第6号に掲げる装置であつて総量当量率を計測する装置にあつては、多重性及び独立性を有しなければならない。	3 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、かつ、記録することができるものでなければならない。	15号原子炉炉心容器(加圧器)内及び蒸気発生器の水位	計測装置 前項第6号に掲げる装置であつて総量当量率を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、かつ、記録する装置の多重性及び独立性	機器機能 総合負荷性能検査	他の法令に基づき、点検(確認)される事項			
原 20	1	3 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、かつ、記録することができるものでなければならない。			計測装置 前項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置の表示、記録	機器機能 制御棒駆動機能検査	他の機能確認であるが、系統機能試験として実施			

【認定安全設計審査指針】
 •指針47 計測制御系
 •指針51 燃料取扱場所のモニタリング
 •指針58 放射線業務従事者の放射線管理
 •指針59 放射線監視

及ぶ
発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号			技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	の	項	号							
原	21	1	第21条 原子力発電所には、その機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しい支障を及ぼすそれが生じた場合、前条第9号の規定による設計審査の結果、前条第12号及び第13号の設計審査基準に該する場合は、運転者が直ちに止めた場合は液体状の放射性廃棄物を含む水蒸気のものを除く。以下同じ。)を処理し、若しくは貯蔵する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏れいするおそれが生じた場合に警報する装置を設置しなければならない。	1 第1項に規定する「警報する装置」とは、表示ランプ点灯だけでなく同時に同一操作等を行うこと。 2 第1項に規定する「警報する装置」とは、それが生じた場合、前条第9号の規定による設計審査の結果、前条第12号及び第13号の設計審査基準に該する場合は、運転者が直ちに止めた場合は液体状の放射性廃棄物を含む水蒸気のものを除く。以下同じ。)を処理し、若しくは貯蔵する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏れいするおそれが生じた場合にこれらを確実に検出して自動的に警報する装置を設置しなければならない。	第21条(警報装置等) 【関連安全設計審査指針】 ・指針45 通信連絡設備に関する設計上の考慮		警報装置等 機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しい支障を及ぼすそれが生じた場合、前条第9号の規定による設計審査基準に該する場合は、運転者が直ちに止めた場合は液体状の放射性廃棄物を含む水蒸気のものを除く。以下同じ。)を処理し、若しくは貯蔵する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏れいするおそれが生じた場合にこれらを確実に検出して自動的に警報する装置の施設	機器機能(系統機能)	原子炉保護系インターロック機能検査(その1)	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施
原	21	2	2. 原子力発電所には、原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物処理設備、又は貯蔵する設備に係る主要な機械器具の動作状態を表示する装置を設置しなければならない。	第20条第9号の放射性廃棄物の量度若しくは前条第12号及び第13号の監査当量率が著しく上昇した場合 エリヤ放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高 液体状の放射性廃棄物(液体状のものを除く。以下同じ。)を処理し、若しくは貯蔵する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏れいするおそれが生じた場合	機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプルの水位	警報装置等 原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物の処理設備、貯蔵する設備に係る主要な機械器具の動作状態を表示する装置の施設	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	21	3	3 原子力発電所には、一次冷却系統に係る施設の故障、損壊等の際に当該原子力発電所内の人に対し必要な指示ができるように適切な通信連絡設備を設置しなければならない。	3 第1項に規定する「液体状の放射性廃棄物」とは、液体状の放射性廃棄物及び液体ヒューズ等の器具が組入している状態のものをいう。 4 第1項に規定する「放射性廃棄物が著しく漏れいするおそれが生じた場合にこれらを確実に検出する」とは、床への漏えい又はそのおそれ(敷程度の微量漏れを除く。)を早期に検出するよう、ボンプ及びそれらとのシールリング、タンクからのリーフ等により、通常の運転状態から逸脱が生じた場合、タップは床の水位の異常変化を検出すること。 5 第1項に規定する「表示する」とは、表示する方法によつて停止状態、井の頭・閉鎖等の表示である。 6 第3項に規定する「適切な通信連絡設備を設置しなければならない」とは、原子炉保護系における一次冷却水喪失事故等が発生した場合、人が立ち入り可能なある原子炉建屋、ヨーピン・建屋等の建屋内外各所の人の中に制御室等から操作、作業、退避ができる設備を設置すること。		警報装置等 一次冷却系統に係る施設の故障、損壊等の際に当該原子力発電所内の人に対し必要な指示ができるように適切な通信連絡設備の施設	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項	
原	22	—	第22条 原子力発電所には、安全保護装置を次の各号により施設しなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が生じる場合又は地震の発生等により原子炉の運転に支障が生じる場合において、原子炉停止系統及び工学的安全監視と併せて機能することにより燃料容積拘束限界を超えないようにできるものであること。	第22条(安全保護装置) 1 第1号の安全保護装置の機能については、設置許可申請書の添付書類八の設備仕様及び同添付書類十において評価した運転時異常な過渡変化の評価の条件に非保守的ではないことを確認すること。 2 第3号に規定する「独立性を有すること」とは、チャンネル間の距離、ハザード(気流の変装装置)配置、相互通風を分離すること。 3 デジタル安全保護系の適用範囲たては、「デジタル安全保護系を適用するに当たっての要求事項(別記7)」によること。	第22条(安全保護装置) 1 第22条は、安全設計審査指針の要求事項との整合性を考慮して、旧者のタイトル「非常停止装置」から「安全保護装置」に変更している。 2 第22条は、安全設計審査指針・指針34(安全保護系の多重性)、指針35(安全保護系の独立性)、指針36(安全保護系の運転時の機能)、指針37(安全保護系の運転時異常変化)、指針38(安全保護系の運転時機能)、指針39(安全保護系と計測制御系との分離)及び指針40(安全保護系の試験可能性)に応じて、安全保護装置に開けられると機器、多重性、独立性、フェルセイゼン、計測制御系との部分的機能と共に当たっての留意事項を明記している。 (安全設計審査指針の要求内容に対する技術基準への反映) 3 第1号は、運転時異常な過渡変化が生じる場合等での原子炉停止系統及び工学的安全監視の運転時異常な過渡変化に対する安全保護装置の構成を規定するものである。 4 第1項に規定する「非保守的な変容がない」とは、運転時異常な過渡変化の設定値を記載された仕様及び添付書類十に記載の安全保護系の設定値を確認することである。	安全保護装置 運転時の異常な過渡変化が生じる場合等での原子炉停止系統及び工学的安全監視の運転時異常な過渡変化に対する安全保護装置の構成	制御駆動系機能検査 原子炉保護系インターロック機能検査(その1)	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施		
原	22	二	二 系統を構成するチャンネル又はチャンネルは、單一故障が起きた場合又は使用状態からの单一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないように、多重性を有すること。	5 第2号の「使用状態からの单一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失ないよう、多重性を有すること」とは、第6号で要求している原子炉運転時異常変化の試験の実施を含むこと。 6 第3項に規定する「適切な安全保護装置を設置する」とは、安全保護機能を失しないよう、運転時異常変化に対する安全保護装置には、運転時異常に针对する「out of 2(2)」の構成は、1つ以上のデジタルシグナルを原子炉停止信号を出すする代り(ハーストクラム、バーサルトリップブリッジ)、残された1つ of 2(2)により多重性を確保する方法がある。 6 計算のデジタル安全保護系に対する規定は、米国NRCの標準審査指針(S.R.P.)第7章に規定されるデジタル安全保護系に課せられる要素を参考とする。参考文献には、米国NRCの「Digital Safety Protection System Requirements」(D.S.P.R.)がある。 R.G. 1.152(Rew.1) 原子力発電所の安全系統での運転機器使用基準 R.G. 1.153(Rew.1) 安全系の勘定、計装基準及び制御部分の基準 R.G. 1.168(Rew.1) 原子力炉アラーム全系に使用されるデジタル計算機ソフトウェアの構成と評価 R.G. 1.170 原子力発電プラントの安全系に使用されているデジタル計算機のファームウェアの試験文書 R.G. 1.171 原子力発電所安全系に使用されるデジタル計算機ソフトウェア・ユニットの試験 R.G. 1.172 原子力発電所安全系に使用されるデジタル計算機ソフトウェア・仕様 R.G. 1.174 原子力発電所安全系に使用されるデジタル計算機ソフトウェア・アラーム・サクル・プロセッサーの開発 R.G. 1.174(Rew.1) 現行の認可基準のプラン・個別変更に関するリスク情報に基づいた決議に認可基準のリスク評価を利用するアプローチ【関連安全設計審査指針】 ・指針33 安全保護系の多重性 ・指針34 安全保護系の独立性 ・指針36 安全保護系の過渡時の機能 ・指針37 安全保護系の事故時の機能 ・指針38 安全保護系の故障時の機能 ・指針39 安全保護系の故障時の機能 ・指針40 安全保護系の試験可能性	安全保護装置 系統を構成する機械器具又はチャンネルの安全保護機能の維持のための多重性	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施				
原	22	三	三 系統を構成するチャンネルは、相互を分離し、それぞれのチャンネル間ににおいて安全保護機能を失わないように独立性を有すること。		安全保護装置 系統を構成するチャンネルの安全保護機能の維持のための独立性	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施				
原	22	四	四 驅動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、原子炉施設をより安全な状態に維持するか、又は当該状態を維持することにより、原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できること。		安全保護装置 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合における原子炉施設の安全上支障がない状態の維持	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項				
原	22	五	五 計測制御系の一部を安全保護装置と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機械的に分離されたものであること。		安全保護装置 計測制御系の一部を安全保護装置と共用する場合の安全保護機能の維持のための分離	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項				
原	22	六	六 原子炉の運転中に、その能力を確認するため必要な試験ができるものであること。		安全保護装置 原子炉運転中の必要な試験	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項				
原	22	七	七 安全保護装置は、運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。		安全保護装置 運転条件に応じての作動設定値の変更	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項				

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	項	号							
原	23	1	第23条 原子力発電所には、反応度制御系統及び原子炉停止系統を施設しなければならない。この場合において、反応度制御系統と原子炉停止系統とを独立させて設置しなくともよい。	1 第3項第1号に規定する「高温状態において原子炉を未臨界に移行し未臨界界を維持すること」とは、キセノン崩壊により反応度が高められるまでの間に、炉心外に引き抜かれた炉心冷却水を炉心内に注入するための長期的な長期的な未臨界の維持、他の原子炉停止系統(ほう歯注入系)、原子炉停止系の作動を備えた原子炉停止系統以外の系統(非常用炉心冷却設備)の作動を含むことができる。 2 第3項第2号に規定する「通常運転時及び運転時の異常な過渡変化における低温状態において、原子炉を未臨界に移行して未臨界界を維持できる」とは、高温臨界未臨界の状態からキセノン崩壊及び一次冷却材温度変化に対する反応度添加率を補償しつつ原子炉を低温状態で未臨界に移行して維持できるること。 3 第3項第3号に規定する「制御棒一本が固着した場合には、制御棒1本が、完全に炉心の外に引き抜かれ、挿入できないこと」とは、 なお、ABWRにおいては、同一の水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の固着を考慮すること。 4 第4項の規定は、設置許可申請書添付書類第十における「制御棒飛び出し(PWR)」「制御棒脱落(BWR)」の評価で想定した下記の内容を確認することにより確認する。 ①「BWR」 - 制御棒挿入手順が定められていること - 定められた制御棒挿入手順に沿った操作が行われていることを制御棒挿入手順下速度を制限する装置 【PWR】 - 制御棒挿入手順 5 第5項に規定する「必要な物理的及び化学的性質」とは、物理的性質については耐放射線性、化学安定性、耐熱性、核性質をいい、化学的性質については耐食性、化学的安定性をいいう。	第23条(反応度制御系統及び原子炉停止系統) 1 第23条は、安全設計計算書指針の要求事項との整合性を考慮して、旧省令の「原子炉停止系の作動を備えた原子炉停止系統」に変更している。 2 第22条は、安全設計審査指針14(反応度制御系統)、指針15(原子炉停止系の独立性と可能性)、指針17(原子炉停止系の停止能力)、指針18(原子炉停止系の事故時の能力)及び指針19(原子炉停止材圧力バウンダリの健全性)の要求事項に対応し、以下の事項を明確化している。 - 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設 - 反応度制御系統の停止能力 - 原子炉停止系に関する要求水注入量を高温状態、低温状態、一次冷却材喪失等の事故時に区分して明確化 - 制御棒挿入手順を明確化 - 反応度投入事象による原子炉停止材圧力バウンダリが破損しないよう最大反応度値を制限するものと明確化 - 安全設計計算書指針の内容の技術基準への反映 3 第22条における原子炉停止系統及び反応度制御系統に係る具体的な対応及び制御方法は、以下のようにある。 ②「BWR」 - 起動・停止を含む通常運転時における反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る制御方法の例としては、制御棒の位置の制御(制御棒及び制御棒駆動系)、原子炉再循環流量の制御(原子炉再循環系)がある。 - 通常運転時における炉心冷却水の流量を制御するための制御棒(制御棒及び制御棒駆動系)があり、炉心冷却水とともに、高温状態及び低温状態において炉心を臨界未満に保つとともに、臨界未満を維持できる。 また、ほう歯注入系による制御棒挿入手順が挿入されなかった場合のバックアップとして、高温状態及び低温状態での未臨界への移行及び操作ができる。なお、ほう歯注入入りより反応度を添加して原子炉停止する場合、制御棒挿入手順及び制御棒駆動系による停止材圧力バウンダリがかかる。 また、主蒸気管破裂等による原子炉冷却材減温現象では、非常用炉心冷却設備によるほう歯注入と期待した性能を図っている。 例えば、高温状態においては、制御棒により炉心冷却材を未臨界に移行させ、その後の低温状態においては、ほう歯(非常用炉心冷却材供給等による注水)によって炉心を臨界未満に保つとともに、臨界未満を維持できる。 この制御方法は、原子炉の未臨界への移行及び操作ができない。 また、液体供給系は、制御棒挿入手順が挿入されなかった場合のバックアップとして、高温状態での未臨界への移行ができる。 なお、ほう歯注入により反応度を添加する量である反応度増加率の単位として、△(△k/k) minを使用している。 4 第3項第3号に規定する「原子炉停止系の具備条件」 5 第4項に規定する「1.原子炉停止系の具備条件」 5 第4項4号、設置(変更)許可申請書添付書類第1における評価条件及び添付書類ハ1-1に規定された仕様を満足することを確認することを定めたものであり、BWRの確認項目の1.評価及びPWRの確認項目は制御棒の最大反応度値についてのものである。また、BWRの確認項目3項は反応度増加率に対するものである。なお、PWRの制御棒の頭部周囲の炉心冷却材温度は、通常運転時における炉心冷却材温度ではない。 6 第4項に規定する「それらの使用管材の機械的強度としては、制御棒挿入手順に従って操作されていることを確認するため、制御棒の操作を行なう運転員の他に少なくとも1名の運転員を配置して、制御棒の操作を行うことである。【関連全般設計審査指針】 - 指針8 環境条件に対する設計上の考慮 - 指針14 反応度制御 - 指針15 原子炉停止系の独立性及び試験可能性 - 指針16 制御棒による原子炉の停止余裕 - 指針17 原子炉停止系の停止能力 - 指針18 原子炉停止系の事故時の能力 - 指針19 原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性	反応度制御系統及び原子炉停止系統 反応度制御系統の施設	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原	23	2	2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有するものでなければならない。	原子炉停止系に関する要求水注入量を高温状態、低温状態、一次冷却材喪失等の事故時に区分して明確化 反応度制御系統及び原子炉停止系統 反応度制御系統の制御能力	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施		
原	23	3	-	3 原子炉停止系は、制御棒、液体制御材等による二つ以上の独立した系統を有するものであり、かつ、その能力を有するものでなければならぬ。 通常運転時の高温状態において、二つ以上の独立した系統がそれぞれ原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持するものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料許容損傷限界を超えることなく原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時の高温状態および運転時の異常な過渡変化時における原子炉の未臨界維持	系統機能	原子炉停止余裕検査		
原	23	3	一	二 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化における低温状態において、少なくとも一つは、原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温状態における原子炉の未臨界維持	系統機能	制御棒駆動系機能検査		
原	23	3	二	三 一次冷却材喪失等の事故時ににおいて、少なくとも一つは、原子炉を未臨界へ移行することができ、少なくとも一つは、原子炉を未臨界に維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温状態における原子炉の未臨界維持	系統機能	ほう歯水注入系機能検査		
原	23	3	三	四 制御棒を用いる場合にあつては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第1号から第3号までに規定に適合すること。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温状態における原子炉の未臨界維持	系統機能	原子炉停止余裕検査		
原	23	3	四	4 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象(原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。)に対して原子炉冷却材圧力バウンダリを超過しないこと、炉心冷却を損なうような炉心等の損壊を起さないものでなければならない。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 第一次冷却材喪失等の事故時の事故時における原子炉の未臨界維持	系統機能	制御棒駆動系機能検査		
原	23	4		5 制御棒は、設置(変更)許可申請書添付書類ハ1-1における評価条件及び添付書類ハ1-2に規定された仕様を満足することを確認することを定めたものであり、BWRの確認項目の1.評価及びPWRの確認項目は制御棒の最大反応度価値についてのものである。また、BWRの確認項目3項は反応度増加率に対するものである。なお、PWRの制御棒の頭部周囲の炉心冷却材温度は、通常運転時における炉心冷却材温度ではない。 6 第4項に規定する「それらの使用管材の機械的強度としては、制御棒挿入手順に従って操作されていることを確認するため、制御棒の操作を行なう運転員の他に少なくとも1名の運転員を配置して、制御棒の操作を行うことである。【関連全般設計審査指針】 - 指針8 環境条件に対する設計上の考慮 - 指針14 反応度制御 - 指針15 原子炉停止系の独立性及び試験可能性 - 指針16 制御棒による原子炉の停止余裕 - 指針17 原子炉停止系の停止能力 - 指針18 原子炉停止系の事故時の能力 - 指針19 原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性	反応度制御系統及び原子炉停止系統 第一次冷却材喪失等の事故時の事故時における原子炉の未臨界維持	系統機能	原子炉停止余裕検査		
原	23	5		6 制御棒、液体制御材等は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に対して適する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 制御棒、液体制御材等の最大反応度価値及び反応度添加率の想定される反応度投入事象(原子炉に反応度が異常に投入される事象)における能力	機器機能	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原	23	6			反応度制御系統及び原子炉停止系統 制御棒、液体制御材等の最大反応度価値及び反応度添加率の想定される反応度投入事象(原子炉に反応度が異常に投入される事象)における能力	その他	-	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 24	3	前24条の3 原子力発電所には、一次冷却系に係る施設の損傷等が生じた場合に適切な措置をとための発電所緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。	第24条の3(発電所緊急時対策所) 1 第24条の3に規定する「発電所緊急時対策所」の機能としては、一次冷却系の喪失等が発生した場合において、部屋を有する間にわたり在室の制御装置の運転をささげ、事故状況を正確にかつ速やかに把握できること、また、発電所内外部通報所との通信連絡のための少なくとも一つの専用回線を含む多至の連絡回線を有すること。	第24条の3(発電所緊急時対策所) 1 原子力災害対策特別指揮官は、原子力災害対策所の設置場所(以下「指定場所」という。)に定められたものとし、第24条の3に規定する「発電所緊急時対策所」の機能としては、一次冷却系の喪失等が発生した場合において、部屋を有する間にわたり在室の制御装置の運転をささげ、事故状況を正確にかつ速やかに把握できること、また、発電所内外部通報所との通信連絡のための少なくとも一つの専用回線を含む多至の連絡回線を有すること。	発電所緊急時対策所 一次冷却系に係る施設の損傷等が生じた場合に適切な措置をとための発電所緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 25	—	第25条 通常運転時に必要とする燃料又は使用済燃料(以下「燃料」という。)が臨界に達するおそれがない構造であること。 — 燃料が臨界に達するおそれがない構造であること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第4号に規定する「燃料」は、燃料又は使用済燃料による燃焼を防ぐ構造であること。燃料は、臨界計算により、燃料が臨界にならないことを確保された構造である。 2 第4号に規定する「燃料」は、燃料を燃焼しないことによって、設計計算により、燃料が溶融しないことと確認されたため、用語の整合性を確保する。旧規約の表現では「通常運転時に必要とする」と追記することにより、通常運転時に必要とする燃料は、新燃料及び再使用燃料であることを明確化している。 3 第4号に規定する「燃料」を必要に応じて貯蔵することができる容量に関する限り、原子炉で全て燃焼が実現されている状態で、使用済燃料及び貯蔵されている燃替燃料に加えて、炉心以上の容量を確保すること。この場合において、「容量」には、再使用燃料を含む貯蔵分を含むことを明確化している。 4 第4号に規定する「漏れるおそれがない構造」は、燃料の内部をステンレス鋼等でラミングすること、燃料棒に必要な水位より低い位置に排水孔を設けないこと。 5 第4号に規定する「燃料の放射線を遮へるために必要な量の水」とは、燃替取替作業時に露出限度(実用発電用原子炉の設置、運転等に規定する規制の範囲)における露出限度を定めた告示(平成13年3月21日告示第15号)に規定する「水の漏れい及び水温の露点を超過する」というように、漏れないよう放射線を遮へするため、必要となる量の水である。この場合において、常用の被覆水系統の一つが故障しない場合においても、放射線を遮へするための必要な量が確保できること。但し、既設プラントにおいては、仮設ホース等の本設以外の設備による対応も同等とみなす。 6 第4号に規定する「燃料の被覆が重く押しちゃうとするおそれがある場合に、これを防止する」とは、浄化装置を設置すること。 7 第4号に規定する「水の漏れい及び水温の露点を超える」とは、水槽の水位及び水温監視する装置を設置し、更に水槽の水位については、中央制御室へ情報を発する装置を設置すること。 8 第4号に規定する「機能が損なわれない」は、落した燃料によつて燃替取替燃料の漏れを防ぐ構造が生じないことを明確化している。 9 第4号に規定する「放射性物質の放出を低減する施設」は、空気系の浄化装置を以て、空気系の露点を維持すること。 10 第5条に規定する「公衆への放射線被ばくを防ぐ場合」とは、燃料貯蔵プールへの燃料落下による熱地帯外の表面被覆量が、発電原子炉全要素委員会(一部改訂)「公衆への放射線被ばくを防ぐ場合」における燃料貯蔵プールの表面被覆量(表面被覆量)を超過しないことを明確化している。 11 第5条に規定する「公衆への放射線被ばくを防ぐ場合」における燃料貯蔵プールの表面被覆量(表面被覆量)は、BWRに於ける炉内建屋容積に対する炉内建屋容積と、PWRにおける炉内建屋容積に対する炉内建屋容積がある。 12 第6条に規定する「乾式キャスク」に関する規定は、特殊な形状による許容被ばく量を確保するための炉内建屋容積と、炉内建屋容積に対する炉内建屋容積の割合を明確化している。 13 第6条に規定する「乾式キャスク」の必要な安全機能として、第25条の第1号、第2号に認可済みの機能が規定されていることを踏まえ、密封機器、遮へい機能及び構造強度について規定している。 また、遮へい強度は、第4号の水槽に於ける規定を踏まえ、冷却媒体の遮へい強度を規定している。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 燃料又は使用済燃料による燃焼を防ぐ構造であること。 2 第25条の3は、昭和54年3月米国で発生したTM事故の場合、事故時に制御室に人が集まり混雑を生じたことに鑑み、一次冷却材喪失事故等が必要とされる場合において、発電所敷地内に制御室以外の適当な場所から、必要な対策の命令を発することができる発電所緊急時対策所を設けることを明確めたものである。 [関連企画設計審査指針] 指針44 原子力発電所緊急時対策所	燃料貯蔵設備 燃料の臨界防止構造	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 25	二	二 燃焼熱による燃料が溶融しないものであること。	燃料貯蔵設備 燃焼熱による燃料の溶融防止	系統機能	総合負荷性能検査	総合負荷性能検査にて、燃料ブルーフル冷却浄化系の性能を確認実施		
原 25	三	三 燃料を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものであること。	燃料貯蔵設備 燃焼熱による燃料の貯蔵容量	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	四	四 使用済燃料その他の高放射性の燃料を貯蔵する水槽は、次のこと。 イ 水があふれ、又は漏れるおそれがない構造であること。	燃料貯蔵設備 使用済燃料その他の高放射性の燃料を貯蔵する水槽の構造	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	四	口 燃料の放射線を遮へるために必要な量の水があること。	燃料貯蔵設備 使用済燃料その他の高放射性の燃料を貯蔵する水槽の構造	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施		
原 25	四	ハ 燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること。	燃料貯蔵設備 使用済燃料その他の高放射性の燃料を貯蔵する水槽の被覆の腐食防止	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原 25	四	二 水の漏れい及び水槽の水温の異常を検知できること。	燃料貯蔵設備 燃料取扱い中の燃料落下時の機能	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	四	ホ 燃料取扱い中に想定される燃料の落下時においてもその機能が損なわれること。	燃料貯蔵設備 燃料取扱い中の燃料落下時の機能	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原 25	五	五 燃料取扱いにより燃料が吸収して放射性物質が放出されること。但し、既設プラントにおいては、仮設ホース等の本設以外の設備による対応も同等とみなす。 六 使用済燃料から放出される放射性物質が吸出されること。但し、既設プラントにおいては、放射性物質による原子炉の発電所外への影響を緩和するため、燃料貯蔵設備を納める施設及び放射性物質の放出を低減する施設を施設すること。	燃料貯蔵設備 燃料取扱い中の燃料落下時の機能	原子炉建屋空密性能検査	原子炉建屋空密性能検査			
原 25	六	六 使用済燃料を原子炉発電所内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次のこと。 イ 使用済燃料が内包する放射性物質を閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。	燃料貯蔵設備 燃料取扱い中の燃料落下時の機能	機器機能	—	対象設備無し		
原 25	六	口 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮へい能力を有すること。	燃料貯蔵設備 燃料取扱い中の燃料落下時の機能	その他	—	対象設備無し		
原 25	六	ハ 使用済燃料の被覆の著しい腐食又は変形を防止できること。	燃料貯蔵設備 燃料取扱い中の燃料落下時の機能	構造健全性	—	対象設備無し		
原 25	六	ニ キャスク本体等は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。	燃料貯蔵設備 燃料取扱い中の燃料落下時の機能	燃料貯蔵設備 取扱者以外の者の立ち入り防止	その他	運転管理・放射線管理等の保守管理による保安活動により確認される事項		
原 25	七	七 取扱者以外の者がまだりに立ち入らないようにすること。	燃料貯蔵設備 取扱者以外の者の立ち入り防止	—	—	—		

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 26	一	第26条(燃料取扱設備) 通常運転時において使用する燃料を取り扱う能力を有するものであることを。	第26条(燃料取扱設備) 1 第26条に規定する「燃料を取り扱う設備」には、新燃料、再使用燃料又は廃棄物の運搬等を行うために使用する設備をいう。 2 原子炉に搬入する場合、通常運転時ににおいて使用する燃料を取り扱う能力とは、通常の搬入の際に用いる燃料の搬出の提出のための取り扱いにおいて、関連する機器間で連携し、当該燃料を搬入、搬出又は保管する能であることを。 3 第2号に規定する「燃料が臨界に達するおそれがない構造であること」とは、臨界計算により燃料が臨界に達しないことを確認された構造であることを。 4 第3号に規定する「燃料が溶融しないもの」は、設計計算により、燃料が溶融しないことと確認された冷却能力を有すること。 5 第4号に規定する「燃料が破壊するおそれがないこと」とは、以下によること。 ・燃料交換機にあっては、福島機構のワイヤーを二重化することただし、用ひた機構のワイヤーに接続する場合は、接続部の强度を確保すること。 ・機構又は機械装置にあっては、機構又は機械装置を構成し、同等の機械構持が確保されること。 ・燃料交換機にあっては、燃料容器に亘荷重となった場合に上昇限止される位置が設けられており、この位置において、取扱い時の荷重監視等による運転管理による対応も含まれる。 ・原子炉建屋天井クレーンにおいては、吊り上げられた使用済燃料搬用機器の荷重が天井に作用する際の荷重を遮断すること。 ただし、荷重に作用する機器の荷重に対する遮断率を考慮すること。 ・荷重に作用する機器の荷重に対する遮断率を考慮すること。 5 第6号については、燃料を取り扱う容器の線量当量率(現文は「絶対率」)が、絶対率大値が定める放射能率として工事又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する規則による。 6 第7号に規定する「容器に付ししないもの」であることは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(通商産業省令第7号 昭和53年12月28日第13号)」第3号(同号に規定されている)容易かに取扱いが可能であることがで、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、破裂、破損等が生じるおそれがないものであることを。 なお、「核燃料物質等の工事又は事業所の外における運搬に関する規則第3号等の規則に基づく核燃料物質等の工事又は事業所の外における運搬に関する技術上の標準に係る細則(平成2年11月28日 科学技術庁告示第5号)」を適用したものを、「容器を取り扱う容器」として用いてもよい。 7 燃料取扱い中に燃料を取り扱うための動力源がなくなつた場合に、燃料を保持する機構を設ける等により燃料の漏れを防止できること。	第26条(燃料取扱設備) 1 第26条の各項の適用に付す。以下の通り。 新燃料、再使用燃料又は廃棄物の運搬等を行うために使用する設備には、第1号から第4号及び第7号が対応する。 2 航空機に規定する「通常運転時ににおいて使用する燃料を取り扱う能力」とは、通常の搬入の際に用いる燃料の搬出の提出のための取り扱いにおいて、関連する機器間で連携し、当該燃料を搬入、搬出又は保管する能であることを。 3 第2号に規定する「燃料が臨界に達するおそれがない構造であること」とは、臨界計算により燃料が臨界に達しないことを確認された構造であることを。 4 第3号に規定する「燃料が溶融しないもの」は、設計計算により、燃料が溶融しないことと確認された冷却能力を有すること。 5 第4号に規定する「燃料が破壊するおそれがないこと」とは、以下によること。 ・燃料交換機にあっては、福島機構のワイヤーを二重化することただし、用ひた機構のワイヤーに接続する場合は、接続部の强度を確保すること。 ・機構又は機械装置にあっては、機構又は機械装置を構成し、同等の機械構持が確保されること。 ・燃料交換機にあっては、燃料容器に亘荷重となった場合に上昇限止される位置が設けられており、この位置において、取扱い時の荷重監視等による運転管理による対応も含まれる。 ・原子炉建屋天井クレーンにおいては、吊り上げられた使用済燃料搬用機器の荷重が天井に作用する際の荷重を遮断すること。 ただし、荷重に作用する機器の荷重に対する遮断率を考慮すること。 ・荷重に作用する機器の荷重に対する遮断率を考慮すること。 5 第6号については、燃料を取り扱う容器の線量当量率(現文は「絶対率」)が、絶対率大値が定める放射能率として工事又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する規則による。 6 第7号に規定する「容器に付ししないもの」であることは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(通商産業省令第7号 昭和53年12月28日第13号)」第3号(同号に規定されている)容易かに取扱いが可能であることがで、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、破裂、破損等が生じるおそれがないものであることを。 なお、「核燃料物質等の工事又は事業所の外における運搬に関する規則第3号等の規則に基づく核燃料物質等の工事又は事業所の外における運搬に関する技術上の標準に係る細則(平成2年11月28日 科学技術庁告示第5号)」を適用したものを、「容器を取り扱う容器」として用いてもよい。 7 燃料取扱い中に燃料を取り扱うための動力源がなくなつた場合に、燃料を保持する機構を設ける等により燃料の漏れを防止できること。	燃料取扱設備 通常運転時において使用する燃料を取り扱う能力	機器機能 (系統機能)	原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施
原 26	二	二 燃料が臨界に達するおそれがない構造であること。			燃料取扱設備 燃料が臨界に達するおそれがない構造	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 26	三	三 間接熱により燃料が溶融しないものであること。			燃料取扱設備 防燃熱による燃料の溶融防止	その他	—	防燃熱設備、取扱設備共通の設備に対する要求であるが、除熱機能は貯蔵設備への要求として取扱設備としては、その他とする
原 26	四	四 取扱い中に燃料が破壊するおそれがないこと。			燃料取扱設備 取扱い中の燃料の破壊防止	機器機能 (系統機能)	原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施
原 26	五	五 燃料を封入する容器は取扱いにおける衝撃、熱等に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。			燃料取扱設備 燃料を封入する容器の取扱いにおける破損防止	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 26	六	六 前号の容器は、内部に燃料を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ別に告示する線量当量率を超えないように述べてきるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。			燃料取扱設備 前号の容器の内部に燃料を入れた場合における遮へい能力	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 26	七	七 燃料取扱い中に燃料を取り扱うための動力源がなくなつた場合に、燃料を保持する機構を設ける等により燃料の漏れを防止できること。			燃料取扱設備 燃料取扱い中に燃料を取り扱うための動力源がなくなつた場合の燃料の落下防止	機器機能 (系統機能)	原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施
原 27	1	第27条(生体遮へい) 1 第1項第1号に規定する「遮へい能力を有する」とは、通常運転時の作業員の被ばく線量が適切な作業環境と相まって、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(通商産業省告示第7号 昭和53年12月28日第13号)」第3号(同号に規定する「容器に付ししないもの」であることを。 2 開口部又は配管等の貫通部があるものにあつては、必要に応じて放射線漏えい防止措置が講じられていること。 3 自重、附加荷重および熱应力に耐えるものであること。	第27条(生体遮へい) 1 第1項第1号に規定する「遮へい能力を有する」とは、通常運転時の作業員の被ばく線量が適切な作業環境と相まって、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(通商産業省告示第7号 昭和53年12月28日第13号)」第3号(同号に規定する「容器に付ししないもの」であることを。 2 開口部又は配管等の貫通部があるものにあつては、必要に応じて放射線漏えい防止措置が講じられていること。 3 自重、附加荷重および熱应力に耐えるものであること。	第27条(生体遮へい) 1 第2項に規定する直接ガム線及びスカイシヤインガム線による周辺の空間線量率は、遮へい及び敷地までの距離によって低減されるので、安全評価指針(平成13年9月20日原子炉安全委員会第一般会議)第1章第3節に規定する規則(通商産業省告示第157号)第2条、第六項に規定する。 この規則による被ばく線量率を明確にするために記述している。 (安全評価指針の要求内容と技術基準への反映)	生体遮へい等 外部放射線による放射線障害を防止するための生体遮へいの施設	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 27	2	2 原子炉設置並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、通常運転時において当該施設又は設備からの直接ガム線及びスカイシヤインガム線による敷地周辺の空間線量率が0.1μSv/h以下であることを。	第27条(生体遮へい) 1 第2項に規定する直接ガム線及びスカイシヤインガム線による周辺の空間線量率は、遮へい及び敷地までの距離によって低減されるので、安全評価指針(平成13年9月20日原子炉安全委員会第一般会議)第1章第3節に規定する規則(通商産業省告示第157号)第2条、第六項に規定する。 この規則による被ばく線量率を明確にするために記述している。 (安全評価指針の要求内容と技術基準への反映)	生体遮へい等 外部放射線による放射線障害を防止するための生体遮へいの施設	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項							
原 28	一	第28条 原子力発電所内の場所であつて、放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要があるものには、次の各号により換気設備を施設しなければならない。 放射線障害を防上するために必要な換気能力を有するものであること。	第28条(換気設備) 1 第2号に規定する「漏えいし難い構造」は、ダクトでちって内包する液体の放射性物質の量が57m ³ 未満(0.3以上のもの(ワスル等))又は、第9号に基づく構造とするとともに第11条の新耐火試験により漏えいし難い構造であることが確認されていること。また、「逆流するおそれがない」とは、フッ素逆流防止用グリーバー等を設けること。 2 第3号に規定する「ろ過装置」とは、気体状の放射性元素を除去するよう素(チャコール又は同等品)フィルター及び放射性微粒子を除去する微粒子懸濁能粒子又は同等品(フィルター)を用いること。 3 第4号に規定する「空気の漏出孔」は、漏出孔の直径が1mm未満であること。 4 第4号に規定する「漏えいした空気を吸い入れ難い」は、排氣扇から十分に離れた位置に設置すること。	第28条(換気設備) 1 第28条は、原子力発電所内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、換気設備を設けることを定めたものである。 2 第3号に規定する「漏えいし難い構造」とは、本要求は第8条第1項(原子炉遮蔽設置)第2項に含まれているが、容易な構造を明確化する観点から本条でも要求している。 3 よう素(チャコール又は同等品)フィルターと放射性微粒子を除去するフィルタ(懸濁能粒子又は同等品)、フィルターの同等品とは、超低性能微粒子フィルタ(Ultra Low Penetration Filter)がある。 4 第28条に規定する具体的な設備例は以下がある。	換気設備 放射線障害を防止するために必要な換気能力	系統機能	中央制御室非常用循環系機能検査	
原 28	二	二 放射性物質により汚染された空気が漏えいし難い構造で、かつ、逆流するおそれがないこと。		BWR PWR 原子炉建屋換気空調系、タービン建屋換気空調系、廃棄物処理室換気空調系、中央制御室換気空調系、非常用ガス処理系を構成する送風機、排風機、ろ過装置	換気設備 放射性物質により汚染された空気の漏えい、逆流防止構造	系統機能	中央制御室非常用循環系機能検査	非常用ガス処理系機能検査
原 28	三	三 排出する空気を浄化する装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去またはろ過装置の取替えが容易な構造であること。		BWRの非常用ガス処理系及びPWRのアユラス空気浄化系は、第3条(原子炉遮蔽設置)で系統の施設を要求し、具体的な設備に対する要求を第28条で規定している。 【関連安全設計審査指針】 ・指針49 燃料の貯蔵設備及び取扱設備 ・指針57 放射線業務從事者の放射線防護	換気設備 排出する空気を浄化する装置の構造	その他	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 28	四	四 空気口は、放射性物質により汚染された空気を吸い入し難いように施設すること。			換気設備 吸気口の放射性物質により汚染された空気吸入防止	その他	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 29	1	第29条 原子力発電所内の人がひん度に出入りする建物等の内部の壁、床その他の放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。	第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第1項に規定する「放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。」 当該表面が平滑に施工されていること。	第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第29条は、放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、汚染を除去しやすいこと及び汚染を除去する設備を設けることを定めたものである。 2 第2項に規定する「放射性物質による汚染を除去する設備」の具体的な設備例は以下のとおり。 ・工具類(手袋) ・床除毛用の純水補給水ホースコネクション ・ホットシングル設備 【関連安全設計審査指針】 指針57 放射性業務從事者の放射性防護	放射性物質による汚染の防止 床その他の放射性物質による汚染を除去する設備の内部の壁、床その他の放射性物質による汚染を除去する設備	その他	日常的な点検で機能が確認される事項	
原 29	2	2 原子力発電所には、人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する設備を施設しなければならない。			放射性物質による汚染の防止 人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染除去設備の施設	その他	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 29	2	第29条の2 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路であつて、原子力発電所外に排水を排出するものには、排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設しなければならない。	第29条の2(管理区域内に開口部がある排水路) 1 第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定するための装置で、排水中の放射性物質が問題的であるもの(主として、ウラニウムやカドミウム等)により、連続的であるものは連続モニタ等により排水中の放射性物質濃度が測定可能な設備であること。 2 第29条の2に規定する「安全に処理する設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を異常と検出した場合には、適切な処理により排水中の放射性物質の濃度を低下させ、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度を告げることによってできる設備であること。 3 第29条の2に規定する「安全に処理する設備」とは、排水を安全に処理する設備を設置することを意味して、それを確認する目的として監視設備を設置することも合わせて要す。	第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第29条のは、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路であつて、排水中の放射性物質が問題的であるもの(主として、ウラニウムやカドミウム等)により、連続的であるものは連続モニタ等により排水中の放射性物質濃度が測定可能な設備である。 2 排水監視設備の施設要求は、第20条(計測装置)に同じく要求があり重複している。本条では排水を安全に処理する設備を設置することを要す。それを確認する目的として監視設備を設置することも合わせて要す。 3 指針2で規定する「別に告示するもの」は、「発電用原子炉設備に関する放射線による被曝量等の技術基準(平成13年3月21日経済産業省告示第188号)」第3条の規定で準用している「実用発電用原子炉の設置、運転等に際する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成13年3月21日経済産業省告示第187号)」第9条に定める様である。 【関連安全設計審査指針】 指針53 放射性液体廃棄物の処理施設	放射性物質による汚染の防止 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路の排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の施設	その他	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	項	号							
原 31	1	—	第31条 放射性廃棄物を貯蔵する設備は、次の各号により施設しなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を貯蔵する容量があること。	第31条(廃棄物貯蔵設備等) 1 第1項第1号に規定する「貯蔵する容量」とは、発生量と処理能力、設備の運転時間等により決定される。2 第2項に規定する「汚い」とは、貯蔵タンク等 内に蓄積する放射性廃棄物を貯蔵する設備とは、ドラム缶に詰める設備を除く。3 第3項に規定する「流体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備」とは、貯蔵タンク等 内に蓄積する放射性廃棄物の濃度が37Bq/cm ³ を超える設備をいう。ただし、当該設備に係るホドフレンザンプの容積が貯蔵容量を超える設備は適用除外することとする。 4 第4項に規定する「汚い」とは、貯蔵する放射性廃棄物の内筒の1/2、幅がその部位の肉厚の1/20の大きさの開口部で当該設備と接続する管の接合部附近に仮定したとき、開口からの流れの状況の放性廃棄物の漏れ重量のうち最も漏れやすい箇所を指す。5 第5項に規定する「漏れやすい箇所」とは、当該設備の内筒の内壁面に漏れやすい箇所を指すための開口部である。 6 場合に、設置するための構造を設けた場合に、漏れやすい箇所を防ぐために、漏れやすい箇所を除く構造とするものとする。	第31条(廃棄物貯蔵設備等) 1 第1項第3号の「崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱」とは、熱量が大きくなる場合に想定される場合に想定される様式により発生する熱である。 2 第2項の具体的な設備等は以下である。 ・フルタラジン液体貯蔵分離槽(タンク) ・使用済み樹脂槽(タンク) ・濃縮液タンク 3 第4項は、発電用原子力設備に関する技術基準の改正について逐条規制並びに平成28年4月1日より資源エネルギー庁公報事業部原子力発電安全管理課による。 【部附全般設計審査指針】 ・指針53 放射性液体廃棄物の処理施設 ・指針54 放射性固体廃棄物の処理施設 ・指針55 固体廃棄物貯蔵施設	廃棄物貯蔵設備等 通常運転時に発生する放射性廃棄物の貯蔵容量	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 31	1	二	二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。			廃棄物貯蔵設備等 放射性廃棄物の漏えい防止構造	構造健全性	—	
原 31	1	三	三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、化学薬品等により漏れし難い構造であること。			廃棄物貯蔵設備等 崩壊熱及び放射線の照射による漏えいに対する耐熱構造、化学薬品等による漏れし難い構造	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 31	2		2 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように施設しなければならない。			廃棄物貯蔵設備等 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備の設置による汚染拡大防止	その他 (系統機能)	その他の確認であるが、系統機能試験として実施 固体廃棄物の貯蔵管理状況認査(K1申請) 1号機の点検・評価計画書に従い実施	
原 31	3		3 前条第2項の規定は、液体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される施設において、液体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備を設置する場合に、漏えいを防ぐ能力をもつものとする。 また、液体状へ漏えいすることを防止するための堤は、漏えいの拡大を防ぐために必要な構造を設けることとする。 さらに、液体状へ漏えいすることを防ぐための堤は、漏えいの拡大を防ぐために必要な構造を設けることとする。 この場合において、「液体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備」とは、液体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備である。			廃棄物貯蔵設備等 液体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される施設の液体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備への準用	その他	運転管理・放送線管理等の保守監理以外の保安活動により確認される事項	
原 32	—	フ	第32条 原子力発電所に於いて、一次冷却系系統に係る施設の故障又は損傷の際の漏えいが公害に放射能障害を及ぼさないかぎり、次の各号により原子炉格納容器を保護する措置を講じなければならない。 1 原子炉格納容器保護装置については、次のようにして。 イ 一次冷却系系統に係る施設の故障又は損傷の際に想定される最大の圧力及び最高の温度に耐えること。	第32条(原子炉格納施設) 原子炉格納容器保護装置 1 第1項第1号に規定する「想定される最大の圧力及び最高の温度に耐えること」とは、当該施設に接続される配管等の内筒の内側の圧力及び最高の温度に耐えることである。 a) 原子炉冷却喪失(PWR, BWR) b) 動機喪失の発生(BWR) 2 第1項第2号に規定する「漏えい試験ができる」とは、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい試験方法」(JECA4203-2008)に規定する試験である。 3 第1項第3号に規定する「想定される最大の圧力及び最高の温度に耐えること」とは、安全設計審査指針(原子炉格納容器の漏えい率試験規程)(JECA4203-2008)に規定する試験である。 委団が考慮した漏えい率を2%とする。(日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JECA4203-2008)に関する技術評議書(平成21年2月)) 4 第1項第4号に規定する「自動隔離弁」とは、次のいずれかの機器をいう。 ・安全保護装置からの信号により、自動的に閉鎖する動力駆動型の隔離弁。 ・安全保護装置からの信号により、自動的に閉鎖する動力駆動型の隔離弁。	第32条(原子炉格納施設) 原子炉格納容器保護装置 1 第1項第1号に規定する「想定される最大の圧力及び最高の温度に耐えること」とは、当該施設に接続される配管等の内筒の内側の圧力及び最高の温度に耐えることである。 a) 原子炉冷却喪失(PWR, BWR) b) 動機喪失の発生(BWR) 2 第1項第2号に規定する「漏えい試験ができる」とは、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい試験方法」(JECA4203-2008)に規定する試験である。 3 第1項第3号に規定する「想定される最大の圧力及び最高の温度に耐えること」とは、安全設計審査指針(原子炉格納容器の漏えい率試験規程)(JECA4203-2008)に規定する試験である。 4 第1項第4号に規定する「自動隔離弁」とは、次のいずれかの機器をいう。 ・安全保護装置からの信号により、自動的に閉鎖する動力駆動型の隔離弁。 ・安全保護装置からの信号により、自動的に閉鎖する動力駆動型の隔離弁。	原子炉格納施設 原子炉格納容器の耐圧、耐熱性	構造健全性 (系統機能)	原子炉格納容器漏えい率検査	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施
原 32	—	ロ	口 原子炉格納容器に開口部を設ける場合には気密性を確保すること。			原子炉格納施設 原子炉格納容器に開口部を設ける場合の気密性確保	構造健全性 (系統機能)	原子炉格納容器漏えい率検査	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施
原 32	—	ハ	ハ 原子炉格納容器を直通する箇所及び出入口は、想定される漏えい量等に応じて漏えい試験ができること。			原子炉格納施設 原子炉格納容器直通箇所	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 32	—	ハ	ハ 原子炉格納容器を直通する箇所及び出入口には、想定される漏えい量等に応じて漏えい試験ができること。			原子炉格納施設 原子炉格納容器直通箇所	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 32	—	ハ	二 原子炉格納容器を直通して取り付ける管には、次により隔壁弁(閉鎖弁)・隔壁機能がある逆止弁(強制隔壁装置)が付設しているもの、又は、逆止弁に対する隔壁弁がすべて漏えいする場合に付ける必要がある隔壁機能がある。 1 原子炉格納容器に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の開口部に隔壁弁を取り付けた場合である。 2 原子炉格納容器に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の内筒の開口部がない場合は、原子炉格納容器の内筒に隔壁弁を設置して隔壁弁は隔壁機能である。 3 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁弁を設置して隔壁弁は隔壁機能である。 4 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁弁を設置して隔壁弁は隔壁機能である。			原子炉格納施設 原子炉格納容器直通箇所	主蒸気隔壁弁機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	
原 32	—	ハ	3 原子炉格納容器を直通して取り付ける管には、次により隔壁弁(閉鎖弁)・隔壁機能がある逆止弁(強制隔壁装置)が付設しているもの、又は、逆止弁に対する隔壁弁がすべて漏えいする場合に付ける必要がある隔壁機能がある。 1 原子炉格納容器に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の開口部に隔壁弁を取り付けた場合である。 2 原子炉格納容器に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の内筒の開口部がない場合は、原子炉格納容器の内筒に隔壁弁を設置して隔壁弁は隔壁機能である。 3 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁弁を設置して隔壁弁は隔壁機能である。			原子炉格納施設 原子炉格納容器直通箇所	主蒸気隔壁弁機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	
原 32	—	ハ	4 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁である。 5 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁である。 6 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁である。 7 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁である。 8 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁である。 9 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁である。 10 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁である。 11 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁である。			原子炉格納施設 原子炉格納容器直通箇所	主蒸気隔壁弁機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	
原 32	—	ハ	11 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁である。 12 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁である。			原子炉格納施設 原子炉格納容器隔壁機能	原子炉格納容器隔壁機能	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	
原 32	—	ハ	13 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁である。 14 第2号同様に隔壁弁が付いている場合は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁は、隔壁弁の外側に隔壁機能がある場合に付ける隔壁弁である。			原子炉格納施設 原子炉格納容器隔壁機能	可燃性ガス濃度制御機能検査(その1)	可燃性ガス濃度制御機能検査(その1)	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 32	四	四 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合は、当該放射性物質の濃度を低減する設備(自ら放射性物質を希釈する施設を含む。)を施設すること。	(放射性物質の濃度低減設備) 13 第4号に規定する気体状の放射性物質を低減する装置とは具体的には、以下の設備である。 ・BWR: 排ガス除湿装置 ・PWR: 排ガス除湿装置/スプレイ装置、アーモス空気活性化装置 また、「当該放射性物質を格納する施設」とは、具体的には以下の設備をいう。 ・原子炉建屋原子炉建屋 ・PWR: ニュートラント これらの設備の出口部を設ける場合には気密性を確保すること。 14 第4号に規定する気体状の放射性物質を低減する装置の機能は、設置許可申請書添付書類において詳述した当該事項による放射性物質の放出量の評価の結果を認証することである。また当該設備は、設置許可申請書添付書類において規定された仕様を満たすものであること。 この場合において、設置許可時の解析条件のうち以下の箇に非対応的な変更がないことを確認すること。 ①(B) 1. a) 非常用ガス処理設備 -ガス処理設備のパッケージのよう系除去効率 -ガス処理設備の处理容量 ②(PWR) a) アニオニア空気活性化設備 -活性化装置のパッケージのよう系除去効率 -二ノスルバ送達時間 -活性化装置の処理量 15 第4号に規定する「原子炉建屋内に放射線障害を及ぼすおそれがある場合」とは、一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊による地盤境界外の実効経過時間が「発電用軽水型原子炉施設の安全評価(平成2年8月30日)」附録第3章「断面差について」規定する線を超える場合をいう。 また、この場合における地盤境界外の実効経過時間は、 16 第5号に規定する「一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊が生ずることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備(以下「格納容器熱除去設備」という。)」を次により施設すること。 イ 格納容器熱除去設備のポンプは、原子炉格納容器内の正圧及び温度並びに冷却材中の異物の影響の想定される最も厳しい条件下においても、正常に機能すること。	(放射性物質の濃度低減設備) 14 第4号は、一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に、原子炉格納容器からの放射性物質の漏えいに対し、原子炉建屋内を排ガス除湿装置(以下「二次燃焼施設」という)、気体状の放射性物質を低減する装置を設けることを求めたものである。 15 関係13の当該放射性物質を格納する施設の気密性の確認は、定期的な検査により、負荷の達成、維持されていることを確認することである。 16 関係14は、設置(変更)許可申請書添付書類にて評価条件及び添付書類へ規定された仕様を満足することを認証することを定めたものである。 17 解析15の線量については安全評価審査指針において以下のように規定されている。 「新しい放射能被ばくのリスクを、事故による線量と事故の発生頻度の兼合りを考慮して判断するものである。ICRPの1990年勧告によれば、公衆の被ばくに対する最適効率度として、1mSvを勧告しているが、特許の範囲内では、5mSvを想定する。これは、通常の運転時と異なれば、单一年間に二回以上の高い実効経過時間外となることがある。これが通常時の実効経過時間はいくつまでの考え方であるが、これを生産頻度小ささい「事例」の場合にも適用することとして、周辺公衆の実効経過時間の評価値は発生事故当たり5mSvを超えない(リスク率)は小さいと判断する。」 (原子炉格納容器熱除去設備)	原子炉格納施設 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合の放射性物質の濃度低減設備	原子炉格納容器スフレイ系機能検査	原子炉格納容器スフレイ系機能検査	
原 32	五	五 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性に支障が生ずることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備(以下「格納容器熱除去設備」という。)を次により施設すること。	16 第5号に規定する「安全評価が生ずることとは、一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊によって生ずる圧力と温度に原子炉格納容器が耐えられないと想定される最も厳しい条件である」といって、原子炉建屋内に放射線障害を及ぼすおそれがある場合」とは、 17 第4号に規定する「原子炉建屋内に放射線障害を及ぼすおそれがある場合」とは、一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊による地盤境界外の実効経過時間が「発電用軽水型原子炉施設の安全評価(平成2年8月30日)」附録第3章「断面差について」規定する線を超える場合をいう。 また、この場合における地盤境界外の実効経過時間は、 18 第5号に規定する「正常に機能する」とは、規定冷却材喪失事故において格納容器熱除去設備に係る過熱器の冷却装置等について(内規)で規定する設備条件を満たすことである。また、当該設備の評価条件は、内規の規定する評価条件を満たすものである。 20 第5号の「試験ができる」とは、例示ではテスラインを用いて試験ができるとする設備や機器や操作を施設することをいふ。 【関連安全設計審査指針】 ・指針28 原子炉格納容器の構造 第1項 ・指針30 原子炉格納容器の機能 ・指針32 原子炉格納容器熱除去系 ・指針33 原子炉格納施設回路制御する系統	原子炉格納施設 格納容器熱除去設備の原子炉格納容器内の想定される最も厳しい条件での機能確保	原子炉格納容器スフレイ系機能検査	原子炉格納容器スフレイ系機能検査		
原 32	五	□ 格納容器熱除去設備は、その能力を確認するために、原子炉の運転中に試験ができること。	19 第5号の「試験ができる」とは、原子炉の運転中に試験ができる機器とは、「動的機器(ポンプ及び事故時動作する弁等)」をいふ。	原子炉格納施設 格納容器熱除去設備の原子炉運転中の試験	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 33	1	第33条 原子力発電所に接続する電線路のうち少なくとも2回線は、当該原子力発電所において受電可能なものであつて、使用電圧が6万ボルトを超える特別高圧のものであり、かつ、それにより当該原子力発電所を電力系統に連系するように施設しなければならない。	第33条(保安電源設備) 1 第2項に規定する「保安を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。 ・第2条第8号に規定される装置 ・第3条第1項に規定する装置 ・第2条第1項の「規定する」事故時監視計器 ・制御室からの給水ポンプ停止装置 ・PWRの加圧送油ポンプ・弁(手動開閉機能)及び同元弁 ・非常用送油設備の機能を達成するための燃料系 ・第3項に規定する「特に必要な設備」とは、非常用炉心冷却系の計測制御装置及び監視装置 ・同条以上の機能を有する装置とは、直流水源装置をいい、第33条第5項に規定する蓄電池を含めて貯留してもよい。 3 第4項に規定する「附属設備」には、非常用電源設備の機能を達成するため燃料系を含めること。 4 第4項に規定する「工学的安全性評価の内容等の機能を確保するために十分な容量を有する装置」には、設置許可申請書類及び同添付書類にて規定された仕様を満足することを認証することを定めたものである。	第33条(保安電源設備) 1 第33条は、要求事項との整合性を考慮して、旧省令のタイトル「原子力発電所に接続する電線路等」から「保安電源設備」に変更している。 2 第2項に規定する機能を有する非常用供動動力装置としては、ガスカーバー等がある。	保安電源設備 原子力発電所に接続する電線路	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 33	2	2 原子力発電所は、直流水源及び直流水源原水供給装置原水供給装置の供給を維持するため、内燃機関を原動力とする発電装置又はこれと同等以上の機能を有する非常用供動動力装置を施設しなければならない。	3 第4項に規定する「安全評価が生ずること」とは、原子炉建屋内に放射線障害を及ぼすおそれがある場合と想定される場合をいふ。 4 第5項に規定する「安全設計審査指針 指針27(電源喪失に対する設計上の対応)」は、工学的安全性評価の内容等の機能を確保するために十分な容量を有する装置を規定するものである。 5 第5項に規定する「安全設計審査指針 指針27(電源喪失に対する設計上の対応)」は、工学的安全性評価の内容等の機能を確保するために十分な容量を有する装置を規定するものである。 6 第5項で規定する蓄電池は、第16条第5号の「全交流動力電源喪失時の原子炉停止、冷却を確保するため必要な常用電源であり、対象設備としては、ターピン駆動のポンプ(PWRのターピン駆動補助給水ポンプ)、蒸気駆動のポンプ(高圧給水ポンプ)、原子炉状態の監視に必要な制御装置及び弁等の作動に必要な負荷を確保するための電源である。【関連安全設計審査指針】 ・指針27 電源喪失に対する設計上の考慮 ・指針28 電気系統	保安電源設備 電気の供給が停止した場合における保安を確保するための非常用供動動力装置の施設	系統機能	非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スフレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心火心スフレイ系、低圧炉心火心スフレイ系、低圧注水系、原子炉沸騰冷却系機能検査		
原 33	3	3 原子力発電所の安全を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。	4 非常用電源設備及びその附属設備は、多種性又は多样性、及び独立性を有し、その系統を構成する機械器具の構成が生じた場合であつても、運転時の異なる過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故時において工学的安全性評価の機能がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。	第33条(保安電源設備) 1 第33条は、要求事項との整合性を考慮して、旧省令のタイトル「原子力発電所に接続する電線路等」から「保安電源設備」に変更している。 2 第2項に規定する機能を有する非常用供動動力装置としては、ガスカーバー等がある。	保安電源設備 原子力発電所に接続する電線路	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 33	4	5 原子力発電所には、短時間の全交流動力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるように必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。	6 第5項で規定する蓄電池は、第16条第5号の「全交流動力電源喪失時の原子炉停止、冷却を確保するため必要な常用電源であり、対象設備としては、ターピン駆動のポンプ(PWRのターピン駆動補助給水ポンプ)、蒸気駆動のポンプ(高圧給水ポンプ)、原子炉状態の監視に必要な制御装置及び弁等の作動に必要な負荷を確保するための電源である。【関連安全設計審査指針】 ・指針27 電源喪失に対する設計上の考慮 ・指針28 電気系統	保安電源設備 電気の供給が停止した場合における保安を確保するため特に必要な設備への無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する装置の施設	系統機能	非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スフレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心火心スフレイ系、低圧炉心火心スフレイ系、低圧注水系、原子炉沸騰冷却系機能検査		
原 33	5	5 原子力発電所には、短時間の全交流動力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるように必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。	7 第5項で規定する蓄電池は、第16条第5号の「全交流動力電源喪失時の原子炉停止、冷却を確保するため必要な常用電源であり、対象設備としては、ターピン駆動のポンプ(PWRのターピン駆動補助給水ポンプ)、蒸気駆動のポンプ(高圧給水ポンプ)、原子炉状態の監視に必要な制御装置及び弁等の作動に必要な負荷を確保するための電源である。【関連安全設計審査指針】 ・指針27 電源喪失に対する設計上の考慮 ・指針28 電気系統	保安電源設備 原子力発電所への必要な容量を有する蓄電池等の施設	機器機能確認(系統機能)	直流電源系機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
原 34	1	第34条 第8条第3項の規定は、原子力発電所に施設する一次冷却材によく駆動する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	第34条(準用) 第1項に当たっては、第6条第5項の規定によるところ、BWRへの適用にあつては、耐圧部等の機械部からの蒸気の漏出防止のための衛脅(シール)蒸気及び低圧タービンの空気の吸入防止のための衛脅(シール)蒸気を含めること。 2.第2項及び第3項において準用する第9条第15号に規定する「主要な耐圧部の溶接部」は、以下に掲げるものの溶接部をいふ。 原子力発電所に係る補助ボイラー、蒸気タービンに係る蒸気だめ、補助ボイラ(二重巻の燃料燃焼装置)、炉内空気ポンピング係る熱交換器又は補助ボイラ、蒸気タービン、冷却塔、凝縮器、外径150mm以上のもののうち、次の2件以上にかかるものにあって、最高使用温度100°C未満のものについては、 水用の容器又は管であつて、最高使用温度100°C未満のものについては、最高使用圧力1960kPa ロイド外の容器については、最高使用圧力98kPa ハイドロの管については、最高使用圧力980kPa(長手継手にあっては、480kPa) 3.第2項及び第3項において準用する範囲に適合する溶接部とは、「溶接規格2007」及び「設計・建設規則2005(2007)」の規定に「日本機械学会会員の溶接規格」のうち、第6条、第10条の規定に適合する範囲に限ること。 5.内燃機関の附属設備に属する容器及び管については、第9条、第10条及び第11条にそぞれそれ材料及び構造、安全弁等並びに耐圧試験の規定に適合した溶接部をいふ。	第34条(準用) 1.駆動系を安全に処理する装置の具体的な取扱いとしては、ブランケット蒸気をガランド蒸気吸収器と介して排気側から放出するもののうち、蒸気吸収器、封水回収ガバーナを介して、後水素へと導くものが挙げられる。 2.第2項及び第3項において準用する第9条第15号に規定する「主要な耐圧部の溶接部」には耐圧部に取り付けられた耐圧部との溶接部を含む。 3.第2項及び第4項に規定された設備の本規規定が応用され難解説第33条に示す。 4.第2項に依る限り、火力第3章の規定を準用する範囲に限し、冷却材循環ポンプ等の原動機として使用されるタービンについても可能な限り火力第3章の規定に準用することが望ましい。 5.駆動3号、平成20年10月1日付け「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」の部改正について(平成20-10-16 原則第3号)に追加された。 6.原子力発電所に係る補助ボイラー及びその附属設備のうち、第6条、第10条の規定に適合する範囲に限ること。 7.駆動6号に規定する「発電用火力設備の技術基準」の解説は、平成17年12月14日付けて制定され、平成19年9月3日付けて一部改正されていることを明確化するため、平成20年10月31日付け「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令についての一部改正について(平成20-10-16 原則第3号)」に附録6を変更している。 8.第5項は、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第51号)との整合により直ちに適用するものである。	準用 第8条第3項の規定は、原子力発電所に施設する一次冷却材によく駆動する蒸気タービン及びその附属設備について準用	液体廃棄物処理系機能検査 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その1) 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その2)	系統機能	液体廃棄物処理系機能検査 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その1) 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その2)	
原 34	2	2 第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)2章の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	(平成9年通商産業省令第51号)2章の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	準用 第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)2章の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用	構造健全性機器機能	構造健全性機器機能	火力技術基準5条～11条参照		
原 34	3	3 第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)2章の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	(平成9年通商産業省令第51号)2章の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について火力第3章の規定に適合する範囲に限ること。	準用 第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)2章の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用	構造健全性機器機能	構造健全性機器機能	火力技術基準12条～17条参照		
原 34	4	4 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第25条及び第26条から第29条までの規定は原子力発電所に施設する内燃機関について準用する。	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第25条及び第26条から第29条までの規定は原子力発電所に施設する内燃機関について準用する。	準用 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第25条及び第26条から第29条までの規定は原子力発電所に施設する内燃機関について準用	構造健全性機器機能	構造健全性機器機能	火力技術基準25条～29条参照		
火 5		(ボイラー等の材料)～火力技術基準第5条～ ボイラー(火炎、燃焼ガスその他の高温ガス若しくは電気によって水等の熱媒体を加熱するもの)について、当該加熱により自然蒸気を発生させこれを他の設備に供給するものであつて、当該加熱により自然蒸気を発生させた他の設備に供給するものに適用する。燃焼ガスの最高圧力又は蒸気タービンを含むガスタービンに供給するもののうち、ガス化装置(石炭、石油その他の燃料)を點火し、酸素と化学反応させることによりガスを生成、発生したガスをガスタービンに供給する容器(以下「ガス化炉」という)、そのガスを循することによって熱交換を行なう容器及びこれらに附着する設備のうち、液化ガス充填槽(液化ガスの貯蔵、輸送、気化等を行う設備及び下記の高圧ガス充填槽を除く)、以下「高圧ガス充填槽」と称す)、下記に付随する内燃機関(火炎、燃焼ガスその他の高温ガス又は電気によって水等の熱媒体を加熱するもの(ボイラーガスタービン、内燃機関又は燃料電池設備に属するもの等を除く)、又は蒸気貯蔵槽(以下「ボイラーガス等」といふ)及びその附属設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く)、)に適用する範囲及び①の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料力学及び化学的及び物理的影响に照らし、安全工学的の観点及び機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	ボイラー等の材料	その他	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項		
火 6		(ボイラーガス等の構造)～火力技術基準第5条～ ボイラーガス等及びその附属設備(液化ガス充填槽を除く)に以下のものに適用する。耐圧部の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する農場の応力に対する安全性の確保にあつては、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料は、最高使用温度において材料力学及び化学的及び物理的影响に照らし、安全工学的の観点及び機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	ボイラーガス等の構造 ボイラーガス等及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する農場の応力に対する安全性の確保にあつては、その圧力を逃がさないために適当な安全弁の設置	34条第2項 構造健全性機器機能 (系統機能)	補助ボイラート運転検査(Ｋ5、6申請)	構造健全性機器の試験として実施 5、6号機の点検・評価計画書に従い実施	
火 7		(安全弁)～火力技術基準第5条～ ボイラーガス等及びその附属設備(液化ガス充填槽を除く)に以下のものに適用する。耐圧部の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する農場の応力に対する安全性の確保にあつては、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料は、最高使用温度において材料力学及び化学的及び物理的影响に照らし、安全工学的の観点及び機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	安全弁 ボイラーガス等及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する農場の応力に対する安全性の確保にあつては、その圧力を逃がさないために適当な安全弁の設置	34条第2項 構造健全性機器機能 (系統機能)	補助ボイラート運転検査(Ｋ5、6申請)	機器機能の確認であるが、系統機能試験として実施 5、6号機の点検・評価計画書に従い実施	
火 8	1	(給水装置)～火力技術基準第8条第1項～ ボイラーには、その最大運転発時において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる給水装置を設けなければならない。	なし	なし	給水装置 ボイラーには、その最大運転発時において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる給水装置を設けなければならない。	34条第2項 構造健全性機器機能 (系統機能)	補助ボイラート運転検査(Ｋ5、6申請)	機器機能の確認であるが、系統機能試験として実施 5、6号機の点検・評価計画書に従い実施	
火 8	2	(給水装置)～火力技術基準第8条第2項～ 2.設備の異常停止時の対応～ ボイラーには、その最大運転発時において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる給水装置を設けなければならない。	なし	なし	給水装置 ボイラーには、その最大運転発時において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる給水装置を設けなければならない。	その他	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項		
火 9	1	(蒸気及び給水の遮断)～火力技術基準第9条第2項～ ボイラーの蒸気出口(安全弁からの蒸気放出を除く)及び再沸器からの蒸気出口を除く)は、蒸気の流出を遮断する構造でなければならない。ただし、他のボイラーと結合されたボイラーに、他のボイラーから発生する蒸気が供給される設備の入口で蒸気の流れを遮断する場合においては、当該ボイラーに、当該ボイラーの給水出口又は二個以上のボイラー間の給水出口に、蒸気を発生してそれを供給する場合における当該ボイラー間の蒸気出口にあつてはこの限りでない。	なし	なし	蒸気及び給水の遮断 ボイラーの蒸気出口は、蒸気の流出を遮断できる構造	34条第2項 機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
火 9	2	(ボイラーの水抜き装置)～火力技術基準第10条～ 循環ボイラーは、ボイラーの濃縮を防止し、及び水位を調整するために、ボイラーワークを抜くことができる装置を設けなければならない。	なし	なし	蒸気及び給水の遮断 ボイラーの給水の入口は、他の流路を遮断するように自動で、かつ、確実に遮断できる構造でなければならない。ただし、他のボイラーと結合されたボイラーに、他のボイラーから発生する蒸気が供給される設備の入口で蒸気の流れを遮断する場合においては、当該ボイラーに、当該ボイラーの給水出口又は二個以上のボイラー間の給水出口に、蒸気を発生してそれを供給する場合における当該ボイラー間の蒸気出口にあつてはこの限りでない。	34条第2項 機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
火 10		(ボイラーの水抜き装置)～火力技術基準第10条～ ボイラー等には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置を設けなければならない。	なし	なし	ボイラーの水抜き装置 循環ボイラーのボイラーを抜くことができる装置の設置	その他	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項		
火 11		(計測装置)～火力技術基準第11条～ ボイラー等には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 ボイラーの運転状態を計測する装置の設置	34条第2項 機器機能 (系統機能)	補助ボイラート運転検査(Ｋ5、6申請)	機器機能の確認であるが、系統機能試験として実施 5、6号機の点検・評価計画書に従い実施	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
火 12		(蒸気タービンの附属設備の材料)～火力技術基準第12条～ 蒸気タービンの附属設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く)に関する容器及部品の構造に付する規則(以下「規則」といふ)に規定する材料に見合はる るかたびに機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービンの附属設備の材料	その他	一	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する必 要がない事項
火 13	1	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第10条第1項～ 蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	34条第3項 構造健全性	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 13	2	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第10条第2項～ 2. 蒸気タービンは、主なる軸受は軸に生ずる最大の振動に対しても構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンは、主なる軸受は軸に生ずる最大の振動に対しても構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	34条第3項 構造健全性	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 13	3	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第3項～ 3. 蒸気タービンの軸受は、運転中の荷重を安全に支持できるものであつて、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないもの①でなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンの軸受は、運転中の荷重を安全に支持できるものであつて、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないもの①でなければならぬ。	34条第3項 構造健全性	蒸気タービン性能検査(その 1) 蒸気タービン性能検査(その 2)	蒸気発生以降の点検・評価計画書 に従い実施
火 13	4	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第3項～ 4. 蒸気タービン及び各電機その他の回転体同一の軸に結合したもの(蒸気タービン及び各電機その他の回転体同一の軸に結合しない場合にあつては蒸気タービンの危険速度によつて遡ることができる回転速度のうち最小のもののか、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度までの間にあつてはならない。① ただし、危険速度における振動が当該蒸気タービンの運転に支障を及ぼすことのないよう十分な対策を講じた場合は、この限りではない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービン及び各電機その他の回転体同一の軸に結合したもの(蒸気タービン及び各電機その他の回転体同一の軸に結合しない場合にあつては蒸気タービンの危険速度によつて遡ることができる回転速度のうち最小のもののか、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度までの間にあつてはならない。① ただし、危険速度における振動が当該蒸気タービンの運転に支障を及ぼすことのないよう十分な対策を講じた場合は、この限りではない。	その他	一	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する必 要がない事項
火 13	5	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第3項～ 5. 蒸気タービン及びその附属設備(液化ガス設備を除く、第16条にいて同じ。)は、運転中に生じた過圧が生じるおそれのある部位を除く、耐圧部分に生ずる最大の応力が安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力を当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービン及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最大の応力を安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力を当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	34条第2項 構造健全性	蒸気タービン性能検査(その 2)	蒸気発生以降の点検・評価計画書 に従い実施
火 14		(調速装置)～火力技術基準第14条～ 4. 蒸気タービン及び各電機その他の回転体同一の軸に結合するため、蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に調整する調速装置①を設けなければならない。この場合において、調速装置は、定期負荷(定格負荷を除く)を経て蒸気タービンの運転を行う場合においては、その最大の応力を遮断した場合に遡る回転速度を非常調速装置が作動する回転速度未満にする能力を有するものでなければならぬ。	なし	なし	調速装置 蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に調整する調速装置の設置	34条第3項 機器機能	蒸気タービン性能検査(その 1)	蒸気発生以降の点検・評価計画書 に従い実施
火 15	1	(警報及び非常停止装置)～火力技術基準第15条第1項～ 40万ロット以上の蒸気タービンには、運転中に支障を及ぼすおそれのある振動を感知し警報する装置①を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 四十万ロット以上の蒸気タービンには、運転中に支障を及ぼすおそれのある振動を感知し警報する装置①を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 15	2	(警報及び非常停止装置)～火力技術基準第15条第2項～ 2. 蒸気タービンは、運転中に生じた過回転その他の異常による危険の発生を防止するため、異常が発生した場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に遮断する非常停止装置①を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 運転中に生じた過回転その他の異常による危険の発生を防止するため、異常が発生した場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に遮断する非常調速装置①の他の非常停止装置の設置	34条第2項 機器機能	蒸気タービン性能検査(その 2)	蒸気発生以降の点検・評価計画書 に従い実施
火 16		(過圧防止装置)～火力技術基準第16条～ 蒸気タービン及びその附属設備であつて過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置①を設けなければならない。	なし	なし	過圧防止装置 蒸気タービン及びその附属設備であつて過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置①を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 17		(計測装置)～火力技術基準第17条～ 蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置①を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置①を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	蒸気タービン性能検査(その 1)	蒸気発生以降の点検・評価計画書 に従い実施
火 25	1	(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第1項～ 内燃機関①は、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関は、正常調速装置が作動したときに遡る回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 25	2	(内燃機関の軸受)～火力技術基準第25条第2項～ 2. 内燃機関の軸受②は、運転中の荷重を安定に支撐できるものであつて、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないもの①でなければならない。	なし	なし	内燃機関の軸受等 内燃機関の軸受は、運転中の荷重を安定に支撐できるものであつて、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないもの①でなければならない。	34条第4項 構造健全性	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 25	3	(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第3項～ 3. 内燃機関及びその附属設備(液化ガス設備を除く、第28条において同じ。)の耐圧部分③の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対する安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に用いる材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対する安全なものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 26		(調速装置)～火力技術基準第26条～ 調速装置と結合する内燃機関以外の内燃機関には、その回転速度及び出力が負荷の変動の際にも持続的に動揺することを防止するため、内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置①を設けなければならない。この場合において、調速装置は、定期負荷を遮断した場合に遡る回転速度を非常調速装置が作動する回転速度未満にする能力を有するものでなければならない。	なし	なし	調速装置 内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置の設置	34条第4項 機器機能	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 27		(非常停止装置)～火力技術基準第27条～ 内燃機関にあって過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために内燃機関に流入する燃料を自動的に遮断する非常停止装置①を設けなければならない。	なし	なし	非常停止装置 異常が発生した場合に内燃機関に流入する燃料を自動的に遮断する非常停止装置①を設けなければならない。	34条第4項 機器機能	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 28		(過圧防止装置)～火力技術基準第28条～ 内燃機関及びその附属設備であつて過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために過圧防止装置①を設けなければならない。	なし	なし	過圧防止装置 内燃機関及びその附属設備であつて過圧が生じるおそれのあるものへの、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置の設置	34条第4項 機器機能	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 29		(計測装置)～火力技術基準第29条第1項～ 内燃機関には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置①を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 内燃機関の運転状態を計測する装置の設置	34条第4項 機器機能	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認

添付資料-3

系統機能試験における試験方法一覧

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系統機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目						試験実施に係る前提条件
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認		c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2	
(1) 原子炉本体	原子炉停止余裕試験	制御棒1本を全引抜きし、原子炉が臨界未満であることを確認する。	・停止余裕の確認	○	なし	—	—	※1	○	燃料装荷状態
(2) 原子炉冷却系統設備	主蒸気隔離弁機能試験	「原子炉水位低」の模擬信号を発信し、主蒸気隔離弁が完全に閉まるまでの時間を確認する。	・弁動作確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) プロセスモニタ機能検査(その1) 原子炉保護系インターロック機能検査(その3)	○	—	※1	○	—
	非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、原子炉補機冷却系機能検査	「原子炉冷却材喪失」および「外部電源喪失」の模擬信号を発信し、非常用ディーゼル発電機および非常用設備のポンプ等が自動起動することを確認する。	・自動起動における電源確立時間及び負荷ピックアップ時間の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) 監視機能健全性確認検査(その1) 原子炉保護系インターロック機能検査(その6) 非常用予備電源装置検査(その1) 非常用予備電源装置検査(その2) 非常用予備電源装置検査(その3)	○	○	※1	○	—
	自動減圧系機能試験	「原子炉水位低」および「ドライウェル圧力高」の模擬信号を発信し、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁が完全に開くことを確認する。	・自動動作確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) 監視機能健全性確認検査(その1) 原子炉保護系インターロック機能検査(その7) 主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査	○	—	※1	○	—
	ターピンバイパス弁機能試験	ターピンの運転状態を模擬し、ターピンを手動で停止させ、主蒸気止め弁が完全に閉まるこことターピンバイパス弁が完全に閉くことを確認する。	・弁動作確認	○	なし	○	—	※1	○	蒸気ターピン復旧後
	給水ポンプ機能試験	原子炉給水ポンプ(常用機)の2台運転を模擬し、1台を手動で停止させ、原子炉給水ポンプ(予備機)の2台が自動起動することを確認する。	・予備機給水ポンプの自動起動確認	○	なし	○	○	※1	○	給・復水系の水張り後

注記

※1: 設備点検結果に応じて実施

※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。

※3: ターピン設備に関するインターロックおよびスクラム弁作動の試験項目

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目					試験実施に係る前提条件			
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認	c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2				
(3) 計測制御系統設備	制御棒駆動系機能試験	制御棒を1本ずつ全引抜き位置から原子炉緊急停止(スクラム)テスストスイッチによりスクラムさせ、規定時間内にスクラムすることを確認する。	機器レベルの設備点検及び関連する定期事業者検査の完了確認 制御棒値ミニマイザ機能検査 安全保護系設定値確認検査(核計測装置)	○	機器レベルの設備点検及び関連する定期事業者検査の完了確認	個別に記録確認を実施する定期事業者検査	確認要否	振動診断の実施	一部試験項目 ※3は主蒸気止め弁、蒸気加減弁復旧後			
	ほう酸水注入系機能試験	当該系統を手動で起動し、運転性能を確認する。			・運転状態確認 ・ほう酸質量の確認	○	なし	○	○	※1	○	燃料装荷状態
	原子炉保護系インターロック機能試験	原子炉緊急停止(スクラム)系論理回路のスクラム要素を模擬し、全スクラムさせてスクラム弁等の作動を確認する。また、原子炉再循環ポンプトリップ論理回路の作動要素を模擬し、原子炉再循環ポンプトリップ遮断器の作動を確認する。	論理回路の確認 弁動作確認 遮断器動作確認 安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) 安全保護系設定値確認検査(核計測装置) プロセスマニタ機能検査(その1) 監視機能健全性確認検査(その6)(原子炉分) 監視機能健全性確認検査(その6)(電気分) 監視機能健全性確認検査(その3)(ターピン分) 監視機能健全性確認検査(その3)(計測制御分)	○	なし	○	○	○	○	※1	○	－
	計装用圧縮空気系機能試験	当該系統の圧力低下を示す模擬信号を発信し、パックアップ弁が自動的に開くことを確認する。また、当該系統の圧縮機が1台運転時に圧力低下を示す模擬信号を発信し、予備機が自動起動することを確認する。			・弁動作確認 ・自動起動の確認	○	なし	○	○	※1	○	－
	制御棒駆動機構機能試験	制御棒を駆動させ、全挿入位置から全引抜き位置および全引抜き位置から全挿入位置までに要する時間を測定するとともに、位置表示装置が作動することを確認する。			・常駆動の確認	○	制御棒値ミニマイザ機能検査 安全保護系設定値確認検査(核計測装置)	○	－	※1	○	燃料装荷状態
	選択制御棒挿入機能試験	原子炉再循環ポンプのトリップ模擬および選択制御棒手動挿入操作により、選択制御棒挿入論理回路の作動を確認する。また、自動論理回路にて選択制御棒挿入機能が作動することをスクラム弁の作動により確認する。			・論理回路の確認 ・スクラム弁の動作確認	○	なし	○	－	※1	○	燃料装荷状態
	原子炉建屋天井クレーン機能試験	天井クレーンの作動の確認、動力源喪失時の荷重保持、インターロックが正常に機能することを確認する。			・外観確認 ・動作確認	○	なし	○	－	※1	○	－
(4) 燃料設備												

注記

※1: 設備点検結果に応じて実施

※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。

※3: ターピン設備に関わるインターロックおよびスクラム弁作動の試験項目

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目					試験実施に係る前提条件
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認	c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2	
(5) 放射線管理設備	非常用ガス処理系機能試験	「原子炉棟換気空調系排気放射能高高」の模擬信号を発信し、当該系統が自動起動することならびに運転性能を確認する。	・自動起動及び運転状態の確認 ・運転状態におけるファン及び逆止ダンバーの動作確認	○	プロセスモニタ機能検査(その1)	○	※1	○	-
	中央制御室非常用循環系機能試験	「原子炉棟換気空調系排気放射能高高」等の模擬信号を発信し、当該再循環送風機が自動起動することならびに送風機の運転状態を確認する。	・自動起動及び運転状態確認(自動隔離及び外気取入状態確認)		安全保護系設定値確認検査(プロセス計装)				
(6) 廃棄設備	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験(その1)	液体廃棄物貯蔵設備および処理設備のインターロック機能を作動させる模擬信号を発信し、ポンプ作動や弁の作動を確認する。	・サンプボンプ自動起動確認 ・弁動作確認	○	原子炉保護系インターロック機能検査(その2)	○	※1	○	-
	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験(その2)	液体廃棄物貯蔵設備および処理設備のインターロック機能を作動させる模擬信号を発信し、弁の作動を確認する。	・弁動作確認		監視機能健全性確認検査(その7)				
	液体廃棄物処理系機能試験	濃縮装置で放射性廃液を蒸発処理した際の、流量、液位等の運転状態を確認する。	・運転状態確認(処理能力及び液体廃棄物処理に係わる主要なパラメータを確認)	○	なし	○	※1	○	-
	固体廃棄物処理系焼却炉機能試験	焼却炉で雑固体廃棄物を焼却した際の、温度、流量等の運転状態を確認する。	・運転状態確認(処理能力及び固体廃棄物処理に係わる主要なパラメータを確認)	○	なし	○	※1	○	-
(7) 原子炉格納施設	原子炉格納容器漏えい率試験	窒素ガスにより原子炉格納容器を加圧し、原子炉格納容器の漏えい率を確認する。	・漏えい確認	○	なし	-	※1	○	燃料装荷状態
	原子炉格納容器隔離弁機能試験	「原子炉水位低」の模擬信号を発信し、原子炉格納容器隔離弁が完全に閉まることを確認する。	・弁動作確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装)	○	※1	○	-
	可燃性ガス濃度制御系機能試験	当該系統を手動で起動し、ガス温度が所定の温度に到達するまでの時間と運転性能を確認する。	・運転状態確認(再結合器昇温状態を確認)		原子炉保護系インターロック機能検査(その2)				
	原子炉格納容器スプレイ系機能試験	弁の作動を確認するとともに、ポンプ運転による運転性能を確認する。	・運転状態確認	○	なし	○	※1	○	-

注記

- ※1: 設備点検結果に応じて実施
- ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3: ターピン設備に関わるインターロックおよびスクラン弁作動の試験項目

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目						試験実施に係る前提条件
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認		c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2	
(7) 原子炉格納施設	原子炉建屋気密性能試験	非常用ガス処理系を運転し、原子炉建屋原子炉区域内の負圧が規定値以上であることを確認する。	・気密性の確認	○	なし	—	—	※1	○	—
	主蒸気隔離弁機能試験	対象系統（2）原子炉冷却系統設備「主蒸気隔離弁機能試験」と同様								
(8) 非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系、低圧注水系、原子炉補機冷却系機能試験	対象系統（2）原子炉冷却系統設備「非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、原子炉補機冷却系機能試験」と同様								
	非常用ディーゼル発電機定格容量確認試験	非常用ディーゼル発電機を定格発電機出力にて運転し、容量の確認をするとともに、運転状態を確認する。	・定格負荷での運転状態確認	○	非常用予備電源装置検査（その1） 非常用予備電源装置検査（その2） 非常用予備電源装置検査（その3）	○	—	※1	○	—
	直流電源系機能試験	充電状態における充電器の電圧、蓄電池の電圧および比重などを確認し、直流電源系の運転状態を確認する。	・機能確認	○	なし	—	—	※1	○	—
(9) 電気設備	対象なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(10) 蒸気タービン	対象なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(11) 補助ボイラー	補助ボイラー試運転試験（その1）	補助ボイラー(4A)の保安装置を作動させる模擬信号を発信し、警報及び弁等の作動を確認するとともに定格負荷における運転性能を確認する。	・論理回路の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	なし	○	—	※1	○	—
	補助ボイラー試運転試験（その2）	補助ボイラー(4B)の保安装置を作動させる模擬信号を発信し、警報及び弁等の作動を確認するとともに定格負荷における運転性能を確認する。	・論理回路の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	なし	○	—	※1	○	—

注記

※1: 設備点検結果に応じて実施

※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。

※3: タービン設備に関わるインターロックおよびスクラム弁作動の試験項目